

やまなし障害児・障害者プラン2021 (素案)

(山梨県障害者計画

第6期山梨県障害福祉計画

第2期山梨県障害児福祉計画

山梨県障害者文化芸術活動推進計画)

令和3～5年度

令和3年 月

山梨県

目 次

| | |
|---|----|
| 第1章 プランの基本的な事項 | 1 |
| 1 策定の趣旨 | 1 |
| 2 位置付け | 2 |
| 3 期間 | 3 |
| 4 障害のある人の定義 | 3 |
| 5 障害保健福祉圏域 | 4 |
| 6 進行管理 | 6 |
| 7 プランの見直し | 6 |
| 第2章 プランの基本的な考え方 | 7 |
| 1 基本理念と施策の柱 | 7 |
| 2 プランを貫く基本的視点 | 8 |
| 3 最近の障害者支援の充実に向けた法整備 | 12 |
| 第3章 山梨県における障害のある人の現状 | 16 |
| 1 障害者手帳の交付など | 16 |
| （1）身体障害 | 16 |
| （2）知的障害 | 18 |
| （3）精神障害 | 20 |
| （4）難病 | 21 |
| 2 障害のある人の雇用の状況 | 22 |
| 3 特別支援学校卒業生の進路の状況 | 23 |
| 第4章 分野別施策の展開 | 24 |
| 1 施策の柱 | 24 |
| 2 施策展開の考え方 | 25 |
| 3 施策展開の体制 | 25 |
| 4 障害福祉サービスなどの提供体制 | 26 |
| 5 施策の展開 | 29 |
| （1）誰もが暮らしやすい潤いのあるまちをつくる | 29 |
| ① 相互理解の促進 | 29 |
| ② 民間との協働体制の整備・市町村との連携 | 32 |
| ③ 差別の解消及び権利擁護の推進 | 34 |
| ④ ユニバーサルデザインの推進・ 利用しやすさ（アクセシビリティ）の向上 | 36 |
| ⑤ 安全・安心の確保 | 39 |

第1章 プランの基本的な事項

1 策定の趣旨

「やまなし障害児・障害者プラン2021（以下、「プラン」という。）」は、市町村や関係機関と連携しながら、医療、雇用、教育、地域安全、防災等、あらゆる分野を含めて総合的かつ計画的に本県の障害福祉施策を推進するための基本指針です。

本県では、平成10年2月に「やまなし障害者プラン」を策定しました。その後、「新たなやまなし障害者プラン（平成16年3月策定）」「新やまなし障害者プラン平成21年3月策定）」「やまなし障害者プラン2012（平成24年3月策定）」「やまなし障害者プラン2015（平成27年3月策定）」「やまなし障害児・障害者プラン2018（平成30年3月策定）」に基づき、連綿として、障害者の自立及び社会参加の支援、また、障害の有無にかかわらず、県民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会の実現を目指し、障害者施策を総合的に推進してきました。

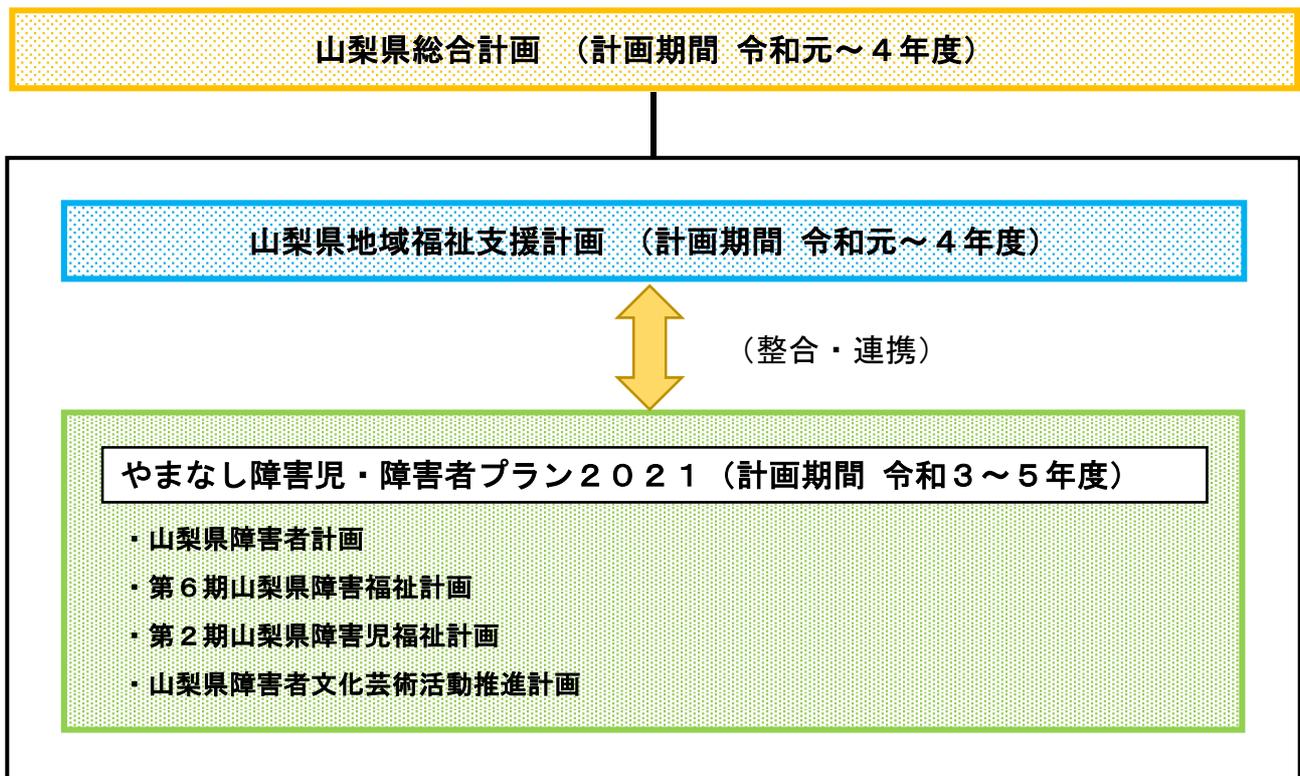
その後、国では、文化芸術活動を通じた障害者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることを目的として、平成30年6月13日に、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」を施行しました。また、新型コロナウイルス感染症の拡大や令和3年に開催予定の東京2020オリンピック・パラリンピックに向けた取組など、障害のある人を取り巻く環境は変化しています。

そこで、共生社会の実現に向け、障害者施策を近年の社会情勢にも対応させて推進するため、新たな視点を取り入れたプランを策定します。

2 位置付け

「やまなし障害児・障害者プラン2021」は、「山梨県総合計画」及び「山梨県地域福祉支援計画」の障害福祉部門計画です。

また、山梨県障害者計画、第6期山梨県障害福祉計画、第2期山梨県障害児福祉計画及び山梨県障害者文化芸術活動推進計画を統合したものです。これら4つの計画は、それぞれ個別に取り組むよりも、関連する施策・取組を総合的に推進することが効果的であることから、一体的なプランとして策定しました。



- ・ 山梨県障害者計画
障害者基本法第11条第2項の規定に基づく障害者のための施策に関する基本的な計画
- ・ 第6期山梨県障害福祉計画
障害者総合支援法第89条第1項の規定に基づく障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画
- ・ 第2期山梨県障害児福祉計画
障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律に基づく障害児支援の提供体制の整備などに関する計画
- ・ 山梨県障害者文化芸術活動推進計画
障害者による文化芸術活動の推進に関する法律に基づく障害者による文化芸術活動の推進体制の整備などに関する計画

3 期間

令和3年度から5年度までの3年間

「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成18年厚生労働省告示第395号）」（以下「基本指針」という。）において、障害福祉計画は、3年を1期として作成することとされているため、このプランの計画期間は、令和3年度から5年度までの3年間とします。

4 障害のある人の定義

障害者基本法において、障害者とは、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活、または社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」と定義されています。

また、社会的障壁については、障害者の権利に関する条約の考え方を取り入れ、「障害がある者にとって日常生活、または社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの」と定義します。これは、障害のある人の社会参加の制限や制約の原因が障害のある人個人にあるのではなく、機能障害と社会的障壁との相互作用によって生じるものであるということを意味しています。

こうしたことから、このプランにおける障害のある人には、障害に係る各種手帳を所持しているだけでなく、機能的な障害に伴う社会的障壁により継続的に日常生活、又は社会生活に相当の制限を受けている状態にある人、障害福祉サービスにつながっていない人、一人暮らしのために支援が届きにくい人等も含むこととします。

更に、障害を捉える複合的な視点として「障害のある高齢者」「障害のある子ども」「障害のある女性」にも着目し、その対応方針を示します。

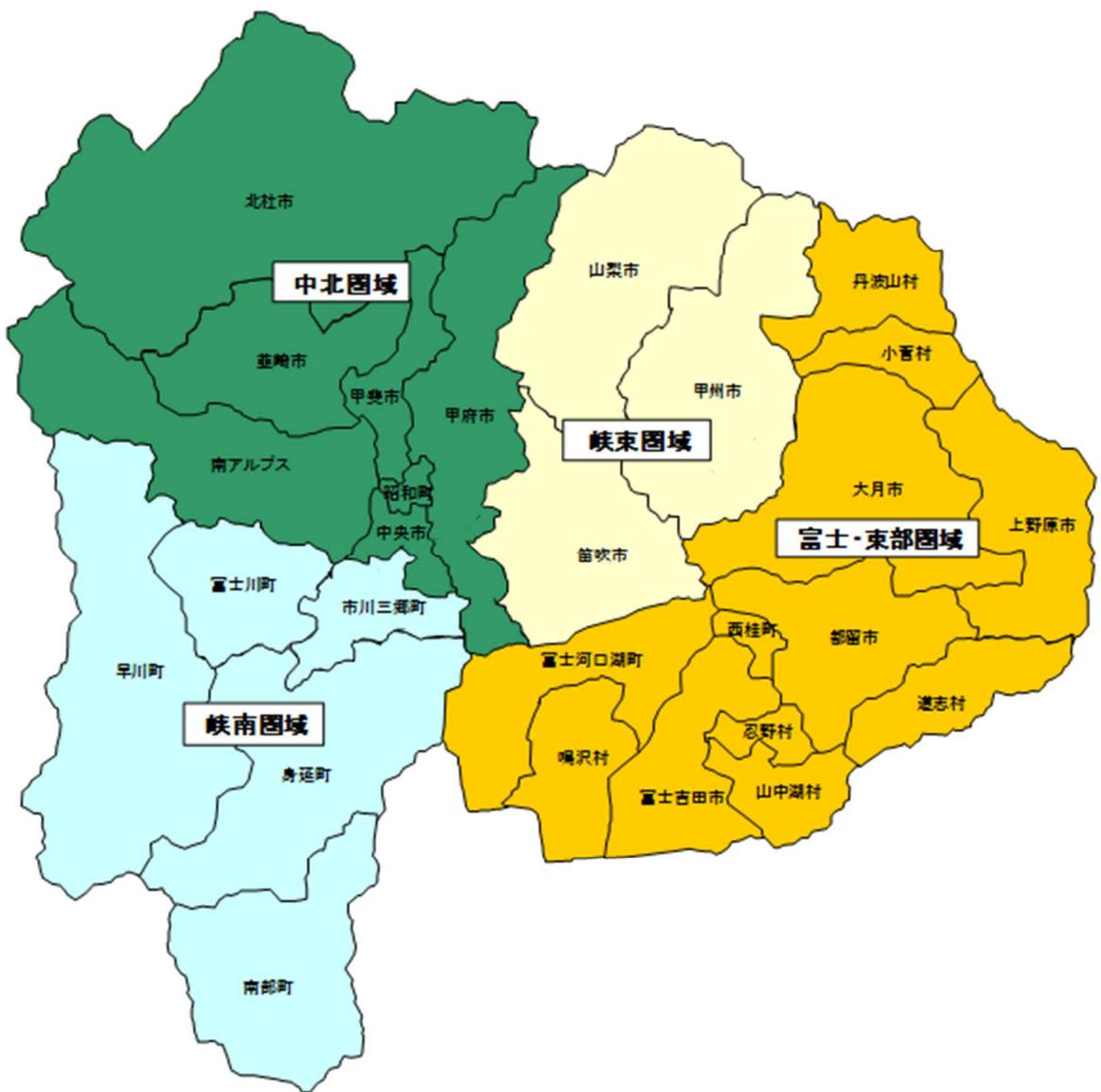
5 障害保健福祉圏域

4 圏域（中北圏域、峡東圏域、峡南圏域、富士・東部圏域）

指定障害福祉サービス、指定地域相談支援、又は指定計画相談支援の種類ごとの量の見込みを定める単位となる区域として、障害者総合支援法第89条第2項第1号の規定及び基本指針に基づき、障害保健福祉圏域を設定します。

福祉と保健・医療の連携を図るため、高齢者福祉圏域及び地域保健医療計画の二次医療圏と同一の4圏域とします。

障害保健福祉圏域



| 圏域 | 構成市町村 | 所管保健福祉事務所 |
|---------------------------|---|--------------|
| 中北障害保健福祉圏域 (6市1町) | 甲府市、韮崎市、 南アルプス市、北杜市、 甲斐市、中央市、昭和町 | 中北保健福祉事務所 |
| 峡東障害保健福祉圏域 (3市) | 山梨市、笛吹市、甲州市 | 峡東保健福祉事務所 |
| 峡南障害保健福祉圏域 (5町) | 市川三郷町、早川町、 身延町、南部町、富士川町 | 峡南保健福祉事務所 |
| 富士・東部障害保健福祉圏域 (4市2町6村) | 富士吉田市、都留市、 大月市、上野原市、道志村、 西桂町、忍野村、山中湖村、 鳴沢村、富士河口湖町、 小菅村、丹波山村 | 富士・東部保健福祉事務所 |

6 進行管理

このプランで定めた事業の目標や数値目標、各年度におけるサービスの見込量に対する達成状況については、障害者基本法に基づく合議制の機関である山梨県障害者施策推進協議会に報告し、同協議会の点検、評価を受けます。

7 プランの見直し

山梨県障害者施策推進協議会において、目標の達成状況の点検を踏まえ、見直しが必要であると判断された場合には、このプランの見直しを行います。

第2章 プランの基本的な考え方

1 基本理念と施策の柱

このプランの上位計画である「山梨県地域福祉支援計画」では、誰もが様々な課題を抱えながらも住み慣れた地域で暮らすようにするためには、年齢、性別、障害の有無、言語、文化等の違いに関わりなく、全ての人が地域社会の一員として包摂され、多様なつながりの中で互いがかげがえのない人間として尊重し合い支え合うことが必要であり、また、県民一人ひとりが自分の住む地域に関心を持ち、地域の生活課題を自分たちの課題として捉え、協働して解決していく地域共生社会を実現していくことが重要であるとして、『安心して自分らしく暮らすことができる社会づくり』を基本目標に掲げています。

こうした趣旨を踏まえ、このプランでは、『**県民誰もが、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるとともに、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指す**』ことを基本理念とします。

更に、この基本理念を支える施策の柱として、次の3点を掲げ、障害のある人の自立、及び社会参加を支援するなどの施策を検討しました。

【施策の柱】

- (1) 誰もが暮らしやすい潤いのあるまちをつくる
- (2) 望む場所、快適な環境で自分らしく暮らす
- (3) 自らの力を高め、いきいきと活動する

2 プランを貫く基本的視点

(1) 障害者の自己決定の尊重及び意思決定の支援

障害のある人に係る施策、制度、事業などを策定し、実施するに当たっては、障害者権利条約の理念を尊重するとともに、障害者権利条約との整合性を確保することが重要です。

障害のある当事者の間で使われているスローガン「“Nothing About Us Without Us”（私たちのことを、私たち抜きに決めないで）」を踏まえ、かつ、「インクルージョン（障害があっても地域で、その地域の資源を利用し、市民が包み込んだ共生社会を目指すこと）」を推進する観点から、障害のある人を施策の客体ではなく、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会に参加する主体としてとらえ、このプランの策定に当たっては、16の障害者団体から意見の提出を受けるとともに、障害のある当事者に対するアンケート調査、また、パブリックコメントも実施し、障害のある人やその家族の意見を尊重することに努めました。

また、障害のある人本人の自己決定を尊重する観点から、障害のある人本人が適切に意思決定を行い、その意思を表明することができるよう、相談の実施などによる意思決定の支援とともに、言語その他の意思疎通のための手段を選択する機会の提供を促進していきます。

(2) あらゆる場面における利用しやすさ（アクセシビリティ）の向上

障害のある人の活動を制限し、社会への参加を制約している事物、制度、慣行、観念などの社会的障壁の除去を進めることにより、障害のある人の社会への参加を実質的なものとし、障害の有無にかかわらず、その能力を最大限に発揮しながら安心して生活できるようにする必要があります。

障害者基本法第2条では、障害のある人を「障害がある者であって、障害と社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」と定義しており、障害のある人が被る困難や制限が、障害のある人個人の障害と社会的な要因の両方に起因することを示しています。

このため、障害のある人の利用しやすさ、いわゆる、アクセシビリティの向上に資する環境整備を図ることが重要です。また、障害を理由とする差別は、あらゆる場面で、その解消に向けた取組が求められています。このため、障害者差別解消法や山梨県障害者幸住条例に基づき、本県では、市町村や障害者団体を始めとする様々な主体の取組と連携しつつ、すべての県民の幅広い理解の下、障害者差別の解消に向けた取組を積極的に推進します。併せて、社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティの向上と心のバリアフリーを推進する観点から、積極的な広報・啓発活動に努めるとともに、賛同する企業・団体などの取組を積極的に支援します。

更に、山梨県障害者施策推進協議会の開催を含め、障害者施策に関する情報を公開する際や、障害者施策を検討する際には、障害特性に配慮した適切な情報提供をするなど、アクセシビリティの向上に努めます。

(3) 障害者本位の総合的かつ分野横断的な支援

障害のある人の尊厳・自立を尊重し、障害のある人が各ライフステージを通じて適切な支援を受けられるよう、教育、福祉、医療、雇用など各分野の有機的な連携の下、施策を総合的に展開し、切れ目のない支援を行います。

また、複数の分野にまたがる課題については、各分野の枠にとらわれることなく、関係する機関や制度などの必要な連携を図ることを通じて、総合的かつ横断的に対応していく必要があります。

(4) 障害特性などに配慮したきめ細かい支援

障害のある人、それぞれの尊厳を重視するという障害者権利条約の理念に則り、障害特性、障害の状態、生活実態などに応じた障害のある人の個別的な支援の必要性を踏まえて、障害者施策を策定・実施していきます。その際、外見からは分かりにくい障害に特有の事情も考慮するとともに、状態が変動していく障害については、症状が多様化しがちであり、一般に、障害の程度を適切に把握することが難しい点に留意する必要があります。

また、発達障害、難病、高次脳機能障害、視覚障害、聴覚障害、重症心身障害、その他の重複障害などについて、社会全体の更なる理解の促進に向けた広報・啓発活動を行うとともに、施策の充実を図る必要があります。

(5) 性別、年齢による複合的困難に配慮したきめ細かい支援

障害者施策の推進に当たっては、性別や年齢により複合的に困難な状況に置かれた障害のある人に対して、きめ細かい配慮が求められています。特に、女性については、更に複合的に困難な状況に置かれている場合もあることから、こうした点も念頭に置いて施策を策定・実施することが重要です。

また、平成24年の児童福祉法改正においては、障害のある子どもが身近な地域で適切な支援を受けられるよう、それまで障害種別に分かれていた施設体系が一元化され、児童発達支援は、主に未就学の障害のある子どもを対象に発達支援を提供するものと位置付けられました。その後、平成29年7月24日に厚生労働省が策定した「児童発達支援ガイドライン」では、「障害児支援の基本理念」として次の4点が挙げられています。

- ① 障害のある子ども本人の最善の利益の保障
- ② 地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進と合理的配慮
- ③ 家族支援の重視（障害のある子どもを育てる家族に対して、障害の特性に配慮し、子どもの「育ち」や「暮らし」を安定させることを基本に、丁寧な「家族支援」を行う。）
- ④ 障害のある子どもの発達状況や家族の意向をアセスメントし、地域で保育・教育などを受けられるように保育所などへの支援を行う「後方支援」

これらを踏まえ、障害のある子どもの健やかな育成のためには、子どものライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援など

の関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を図る必要があります。

加えて、痰（たん）の吸引などの医療的ケアを必要とする子ども（以下「医療的ケア児」という。）については、医療型児童発達支援センターなどと、家庭との連携を密にし、主治医や嘱託医、協力医療機関と十分に連携し、安全で安心な支援環境の維持・向上が図られることが重要です。

また、本県の令和2年4月1日現在の65歳以上の高齢者は249,709人で、平成18年以降、75歳以上の後期高齢者の数が前期高齢者の数を上回り、高齢化率（65歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合）は、30.4%（令和2年4月1日現在）と、全国の高齢化率（28.6%）と比べ1.8ポイント高く、高齢化は全国より早く進んでいます。

現在、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスは、65歳を過ぎると介護保険サービスを優先利用することが原則とされていますが、平成19年には、厚生労働省において、「65歳以上の障害者が介護保険だけでは福祉サービスが十分に受けられない場合、障害福祉サービスも併せて受けられる」という通知を出していることから、各自治体が適切に運用することが重要です。

（6）安全・安心で感染症に負けない社会の構築

令和2年3月に世界保健機関（WHO）がパンデミック（感染爆発）を宣言した新型コロナウイルス感染症は、障害のある人の日常生活や社会生活にも大きな影響を与えています。今後も、このような未知の感染症が発生する事態を想定し、感染が拡大している状況下においても、障害のある人の安全・安心な生活を確保できるよう、障害者施策全般について、感染症に対して強靱な社会への移行を見据えた取組を推進していきます。

（7）障害のある人とない人の相互理解の促進及び社会参加の推進

障害のある人が、地域でいきいきと生活するためには、社会や経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加することが重要です。そのため、文化芸術活動やスポーツ活動など大勢の人と交流できる社会参加の機会を確保する必要があります。また、社会参加の障壁となる心のバリアや物理的バリアの除去を進めることも重要であり、障害のない人との相互理解の促進を図るほか、ユニバーサルデザインの推進や意思疎通支援など、障害のある人が社会参加しやすい環境づくりを進めます。更に、社会参加の前提として、障害のある人の生活を充実するため、雇用、就労等の支援による経済的基盤や地域で生活する場の確保、必要な障害福祉サービスの提供等の取組を推進します。

(8) PDCAサイクルなどを通じた実効性のある取組の推進

県の障害者施策を一体的に推進し、総合的な企画立案及び横断的な調整を確保するため、県の各部署・所属相互の緊密な連携・協力が不可欠です。

また、効果的かつ効率的に施策を推進するためには、高齢者施策、医療関係施策、子ども・子育て関係施策等、障害者施策に関係する他の施策・計画などと整合をとることが求められています。

【関係する主な計画など】

- ◆やまなし健康寿命延伸新戦略
- ◆山梨県地域福祉支援計画
- ◆健康長寿やまなしプラン
- ◆山梨県地域保健医療計画
- ◆やまなし子ども・子育て支援プラン
- ◆健やか山梨21
- ◆山梨県自殺対策推進計画
- ◆山梨県障害者工賃向上計画
- ◆山梨県アルコール健康障害対策推進計画
- ◆山梨県再犯防止推進計画

更に、障害のある人が必要なときに、必要な場所で、適切な支援を受けられるようにするためには、市町村との連携・協力が不可欠であることから、情報提供、研修機会の確保、広報・啓発活動等の一層の強化を図っていく必要があります。

併せて、障害のある人の自立と社会参加を進めるため、県における様々な活動の実施に当たり、障害者団体、専門職の職能団体、企業、経済団体等の協力を得るよう努めます。特に、障害者団体などの自主的な活動は重要な役割を果たしていることから、本プランの推進に当たっては、これらの団体などと情報共有を図ることが重要です。

こうした観点を踏まえ、障害者施策を適切に実行していくために、県の附属機関である山梨県障害者施策推進協議会の審議などを頂きながら、PDCAサイクル（Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Action（改善））を通じ、施策について不断の見直しを行っていきます。

3 最近の障害者支援の充実に向けた法整備

本県ではこれまで、平成30年3月に策定した、「やまなし障害者プラン2018」に基づき、障害のある人の地域における自立した生活を支援する「地域生活支援」を、身体障害、知的障害及び精神障害それぞれについて、住民に最も身近な市町村などと連携し、各種障害保健福祉施策を行ってきました。

この度、新たなプランを策定するに当たり、次の関係法令等を踏まえることとしました。

(1) 障害者基本法の改正

「障害者基本法」は障害者施策の基本となる事項を示した法律です。同法律は、平成23年に見直されました。改正により、すべての人が人権を持っているという考え方に基づいて、「障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指すこと」が明記されました。

(2) 障害者総合支援法の施行

障害者総合支援法は、制度の谷間のない支援を提供する観点から、障害者の範囲に難病等を加えるとともに個々のニーズに基づいた地域生活支援体制を整備するための見直しが行われ、障害福祉サービスの充実等障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、名称も「障害者自立支援法」から「障害者総合支援法」と改められ、平成25年4月に施行されました。

更に、障害者が自ら望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障害者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備を行うとして、同法の一部を改正する法律が平成28年6月3日に成立し、平成30年4月1日に施行されました。

(3) 障害者虐待防止法の施行

平成23年6月に「障害者虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」が成立し、障害者虐待の防止のための法整備が図られました。これにより、平成24年10月1日から、国や地方公共団体、障害者福祉施設の従事者等及び使用者などに障害者虐待の防止等のための責務を課すとともに、虐待を受けたと思われる障害者を発見した者に対する通報義務が課されました。

また、虐待の防止や対応の窓口となる市町障害者虐待防止センターや県障害者権利擁護センターが設置されています。

(4) 障害者雇用促進法の改正

「障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）」の一部改正が平成28年4月1日に施行され、雇用の分野における障害者に対する差別的取扱の禁止や、事業主に対し過重な負担を及ぼさない範囲で、障害者が職場で働くに当たっての支障を改善するための措置を講ずることが義務付けられました。

また、身体障害者・知的障害者に加え、精神障害者についても法定雇用率の算定基礎とすることとして、同法の一部改正が平成30年4月1日に施行されました。

(5) 障害者優先調達推進法の施行

「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）」が平成24年6月に成立（平成25年4月1日施行）し、国、地方公共団体等は物品や役務の調達にあたって、障害者就労施設等から優先的に調達するよう努めるとともに、毎年度、障害者就労施設等からの物品等の調達目標を定めた調達方針を作成し、当該年度の終了後、物品等の調達実績を公表することとなりました。

また、国や独立行政法人等は、公契約について、競争参加資格を定めるに当たって、法定障害者雇用率を満たしている事業者に配慮するなど、障害者の就業を促進するために必要な措置を講ずるよう努め、地方公共団体及び地方独立行政法人は、国及び独立行政法人等の措置に準じて必要な措置を講ずるよう努めることとされました。

(6) 障害者差別解消法の施行

全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、平成25年6月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が成立し、平成28年4月1日に施行されました。

これは、障害者基本法第4条に基本原則として規定された「差別の禁止」をより具体的に規定し、それが遵守されるための具体的な措置等を定めたものであり、行政機関や事業者による障害を理由とする差別的取扱の禁止や、障害のある人に対する「合理的配慮」の提供などについて規定されています。

(7) 障害者権利条約の批准

日本は平成26年1月20日に「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」を批准しました。この条約は、障害者の人権や基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進するため、障害者の権利を実現するための措置等を規定しています。このことにより、我が国において、障害者の権利の実現に向けた取組が一層強化され、人権尊重についての国際協力が促進されることとなりました。

(8) 発達障害者支援法の一部を改正する法律の施行

発達障害者支援法は、全ての発達障害者が社会参加の機会が確保されること及びどこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域生活において他の人々と共生することを妨げられないことを基本理念として平成17年4月1日に施行されました。

更に、切れ目のない支援を行うこと、家族なども含めたきめ細かな支援を行うこと及び地域の身近な場所で支援が受けられるよう配慮することを追加するため、同法の一部を改正する法律が平成28年8月1日に施行されました。

(9) 成育基本法の施行

「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律(成育基本法)」が平成30年12月14日に公布され、令和元年12月1日に施行されました。

この法律は、成育医療等の提供に関する施策に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体、保護者及び医療関係者等の責務等を明らかにし、並びに成育医療等基本方針の策定について定めるとともに、成育医療等の提供に関する施策の基本となる事項を定めることにより、成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策を総合的に推進することを目的としています。

(10) 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律の施行

文化芸術基本法及び障害者基本法の基本的な理念に則り、障害者による文化芸術活動の推進に関し、基本理念、基本計画の策定その他の基本となる事項を定めることにより、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって文化芸術活動を通じた障害者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることを目的として、平成30年6月13日に、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が公布・施行されました。

(11) 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律の施行

障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的として、令和元年6月28日に「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」が、公布・施行されました。

(12) 依存症対策の関連法

① アルコール健康障害対策基本法の施行

アルコール健康障害対策基本法は、アルコール健康障害が本人の健康の問題であるのみでなく、その家族への深刻な影響や重大な社会問題を生じさせる危険性が高いことから、アルコール健康障害の発生、進行及び再発の防止を図り、支援の充実を図ることなどを目的として平成26年6月1日に施行されました。

② 再犯の防止等の推進に関する法律の施行

再犯の防止等の推進に関する法律は、犯罪をした者等の多くが、定職や住居を確保できない等により社会復帰が困難なため、社会を構成する一員となることを支援することや特性に応じ、矯正施設に収容されている間のみならず、社会復帰後も途切れなく必要な指導や支援を受けられるようにすることなどを基本理念として、平成28年12月14日に施行されました。

③ ギャンブル等依存症対策基本法の施行

ギャンブル等依存症対策基本法は、ギャンブル等依存症の発症、進行及び再発の各段階に応じた防止や回復のための対策を講じ、ギャンブル等依存症の当事者及び家族について支援することやギャンブル等依存症が、多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の問題に関連することから、各種施策と連携を図ることなどを基本理念として、平成30年10月5日に施行されました。

(13) 山梨県障害者幸住条例の改正

障害者と障害者でない者が相互に人格と個性を尊重し合う共生社会を構築するための施策（障害者の自立及び社会参加の支援、福祉のまちづくり、障害を理由とする差別の解消等）を推進し、障害者が生きがいを持ち、幸せに暮らすことができる社会（障害者幸住社会）を実現するために、平成5年10月に制定されました。

障害者の権利に関する条約を批准し、障害者基本法の改正等の法整備が進み、障害福祉を取り巻く環境が大きく変化したことを踏まえ、平成27年12月に条例を改正し、平成28年4月に施行しました。

第3章 山梨県における障害のある人の現状

1 障害者手帳の交付など

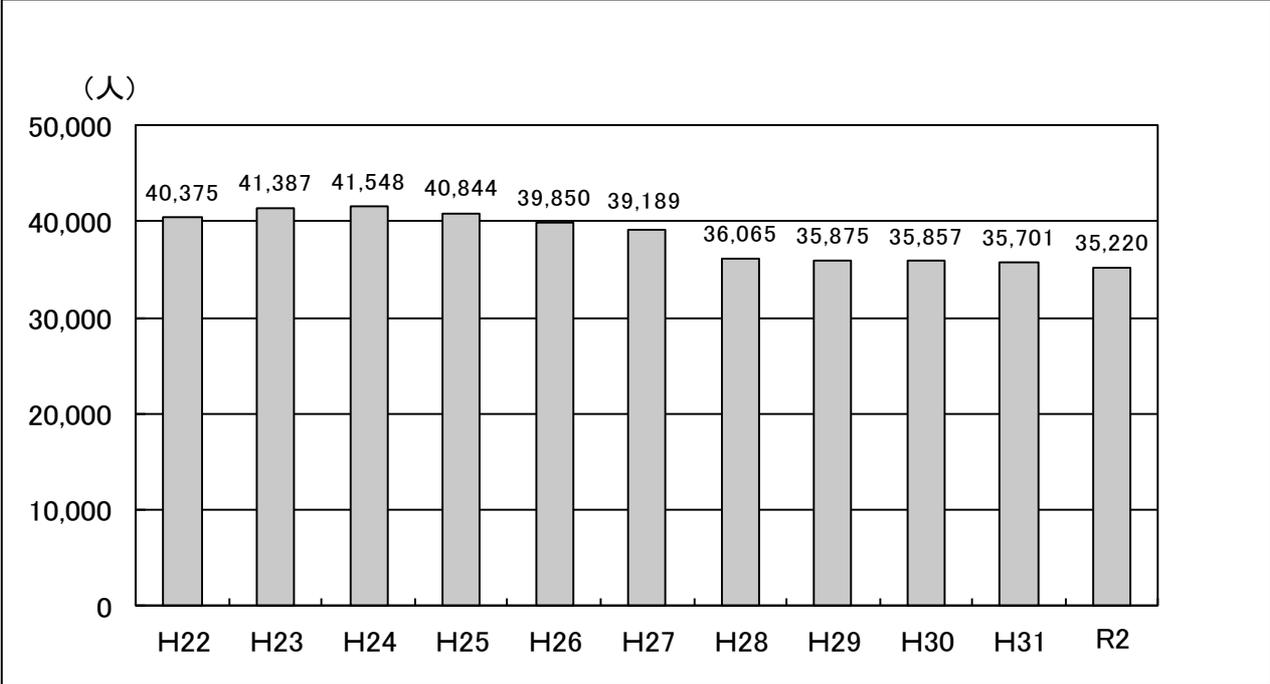
(1) 身体障害

令和2年3月31日現在の身体障害者手帳の交付者数は、35,220人です。平成22年の40,375人に比べると12.8%減少しており、平成24年をピークに減少傾向にあります。(表(1)-1)

年齢階層別では18歳以上65歳未満が、障害の種類別では視覚障害が、障害の程度別では2級が最も高い減少率となっています。(表(1)-2、表(1)-3、表(1)-4)

※ 表(1)-1～(1)-4の出所について、平成31年4月1日から、甲府市が中核市に移行したことに伴い、甲府市民に対する身体障害者手帳の交付事務は、甲府市が直接行うこととなったため、平成31年度以降の身体障害者手帳交付者数は、山梨県障害者相談所及び甲府市障がい福祉課のデータの合計となっています。

表(1)-1 身体障害者手帳交付者数の推移



表(1)-2 年齢階層別の身体障害者手帳交付者数

(人)

| 年 | 0歳以上18歳未満 | 18歳以上65歳未満 | 65歳以上 |
|-----|-----------|------------|--------|
| H22 | 606 | 10,708 | 29,016 |
| R2 | 566 | 7,790 | 26,763 |
| 増加率 | ▲6.6% | ▲27.3% | ▲7.8% |

(各年3月31日現在、免疫機能障害を除く。)

表(1)-3 障害種類別の身体障害者手帳交付者数

(人)

| 年 | 視覚障害 | 聴覚、平衡機能の障害 | 音声機能、言語機能、そしゃく機能の障害 | 肢体不自由 | 心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫、肝臓の機能の障害 |
|-----|--------|------------|---------------------|--------|--|
| H22 | 2,845 | 3,397 | 521 | 21,046 | 12,566 |
| R2 | 2,268 | 3,162 | 421 | 17,423 | 11,946 |
| 増加率 | ▲20.3% | ▲6.9% | ▲19.2% | ▲17.2% | ▲4.9% |

(各年3月31日現在)

表(1)-4 障害程度別の身体障害者手帳交付者数

(人)

| 年 | 1級 | 2級 | 3級 | 4級 | 5級 | 6級 |
|-----|--------|--------|-------|-------|--------|--------|
| H22 | 12,959 | 6,298 | 6,296 | 9,655 | 2,385 | 2,737 |
| R2 | 11,386 | 4,876 | 5,776 | 8,799 | 1,951 | 2,331 |
| 増加率 | ▲12.1% | ▲22.6% | ▲8.3% | ▲8.9% | ▲18.2% | ▲14.8% |

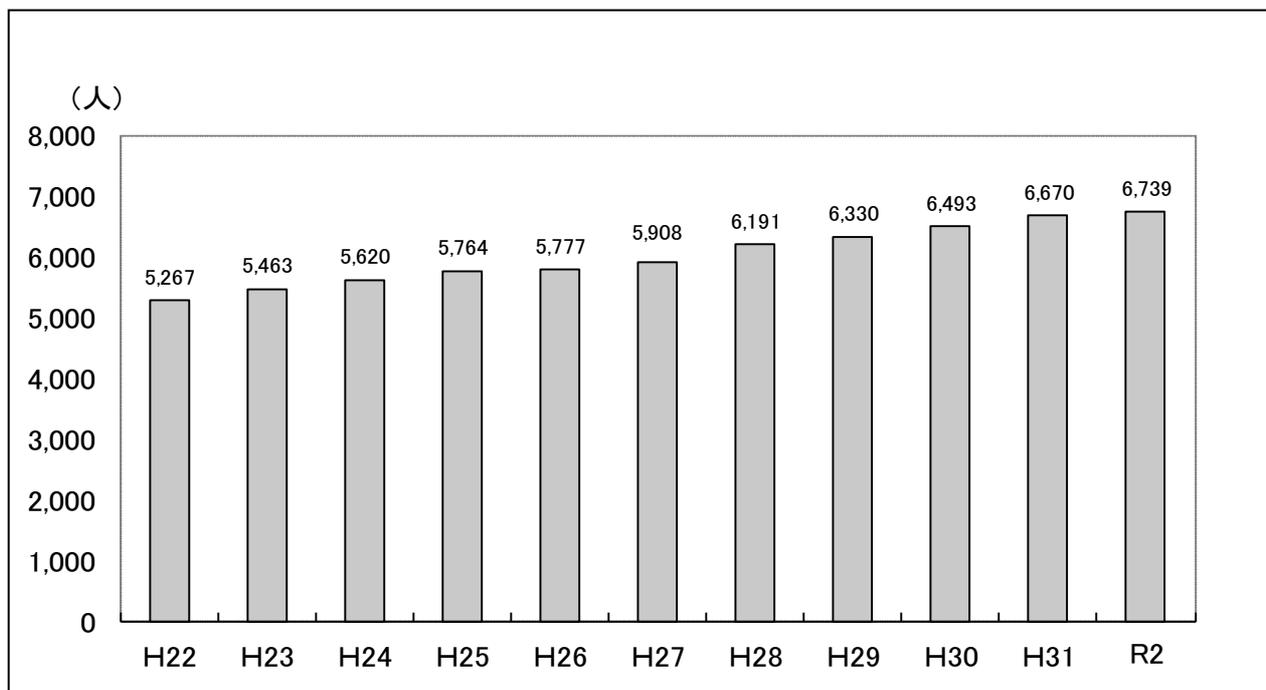
(各年3月31日現在、免疫機能障害を除く。)

(2) 知的障害

令和2年3月31日現在の療育手帳の交付者数は、6,739人です。平成22年の5,267人に比べ27.9%増加しています。(表(2)-1)

年齢階層別では65歳以上が、また、障害の程度別では軽度(B-2)が、最も高い増加率となっています。(表(2)-2、表(2)-3)

表(2)-1 療育手帳交付者数の推移



(出所：山梨県障害者相談所データ)

表(2)-2 年齢階層別の療育手帳交付者数

| 年 | (人) | | |
|-----|-----------|------------|-------|
| | 0歳以上18歳未満 | 18歳以上65歳未満 | 65歳以上 |
| H22 | 1,206 | 3,613 | 448 |
| R2 | 1,406 | 4,609 | 724 |
| 増加率 | 16.6% | 27.6% | 61.6% |

(各年3月31日現在)

(出所：山梨県障害者相談所データ)

表(2)-3 障害程度別の療育手帳交付者数

(人)

| 年 | A-1 | A-2 a | A-2 b | A-3 | B-1 | B-2 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| H 2 2 | 462 | 712 | 1,282 | 104 | 1,655 | 1,052 |
| R 2 | 569 | 843 | 1,321 | 123 | 1,844 | 2,039 |
| 増加率 | 23.2% | 18.4% | 3.0% | 18.3% | 11.4% | 93.8% |

(各年3月31日現在)

(出所：山梨県障害者相談所データ)

表(2)-4 療育手帳における障害程度の基準

| 障害程度 | 障害程度の基準 |
|-------|---|
| A-1 | 最重度又は重度の知的障害を有し、かつ、身体障害者福祉法に基づく障害の程度が1級又は2級に該当する者 |
| A-2 a | 最重度の知的障害を有する者 |
| A-2 b | 重度の知的障害を有する者 |
| A-3 | 中度の知的障害を有し、かつ、身体障害者福祉法に基づく障害の程度が1級～3級に該当する者 |
| B-1 | 中度の知的障害を有する者 |
| B-2 | 軽度の知的障害を有する者 |

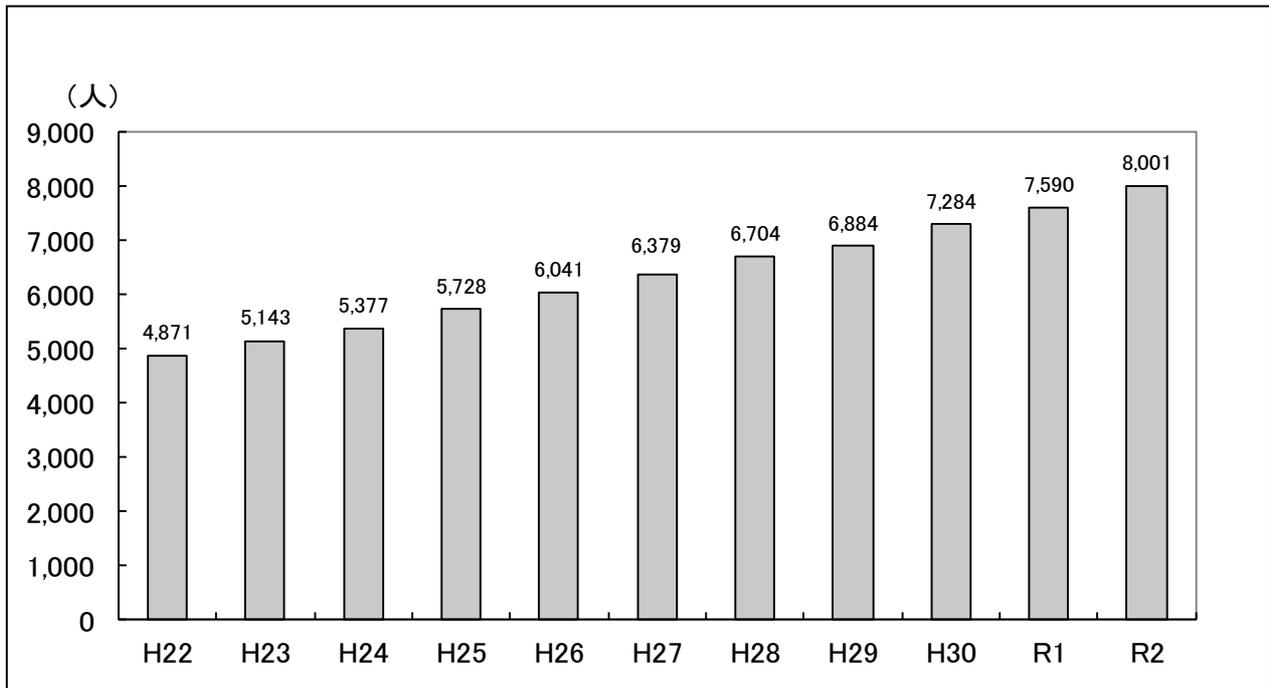
(出所：山梨県障害者相談所)

(3) 精神障害

令和2年3月31日現在の精神障害者保健福祉手帳の交付者数は、8,001 人です。平成22年の4,871 人に比べ64.3%増加しています。(表(3)-1)

障害の程度別では、軽度(3級)が最も高い増加率となっています。(表(3)-2)

表(3)-1 精神障害者保健福祉手帳交付者数の推移



(出所：山梨県精神保健福祉センターデータ)

表(3)-2 障害程度別の精神障害者保健福祉手帳交付者数

| 年 | (人) | | |
|-----|--------|-------|--------|
| | 1級 | 2級 | 3級 |
| H22 | 1,202 | 3,272 | 397 |
| R2 | 796 | 5,636 | 1,569 |
| 増加率 | ▲33.8% | 72.2% | 295.2% |

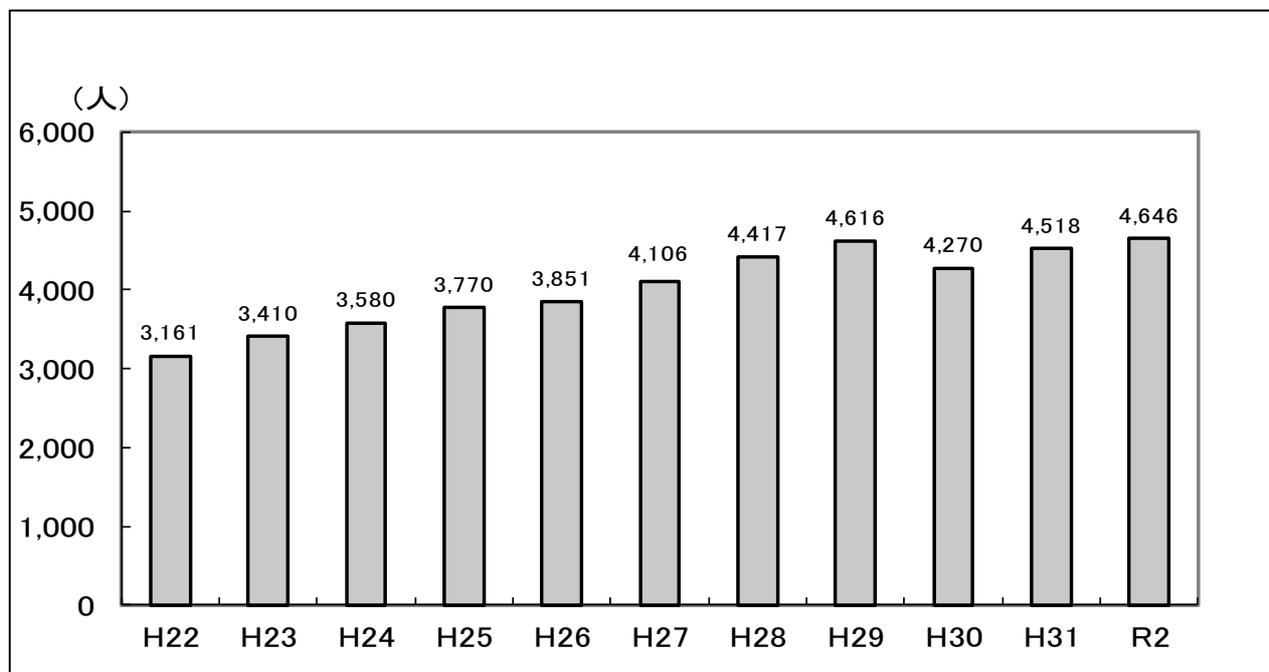
(各年3月31日現在)

(出所：山梨県精神保健福祉センターデータ)

(4) 難病

令和2年3月31日現在の特定医療費（指定難病）受給者証の交付者数は、4,646人です。平成22年の3,161人に比べ47.0%増加しています。（表(4)-1）

表(4)-1 特定医療費（指定難病）受給者証交付者数の推移



（出所：山梨県健康増進課データ）

（注）上表の平成22年から平成26年までは、「難病の患者に対する医療等に関する法律」施行前の56の特定疾患を対象とした受給者証の交付者数です。

【用語解説】難病：

「難病の患者に対する医療等に関する法律」において、発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるものをいう。

※ 特定医療費（指定難病）支給認定制度について

平成26年5月30日に「難病の患者に対する医療等に関する法律」が公布され、平成27年1月1日から新たに特定医療費(指定難病)支給認定制度が始まりました。

110 疾病を医療費助成の対象疾病（指定難病）として制度が開始され、同年7月に196 疾病が追加、平成29年4月から24 疾病が追加、平成30年4月から1 疾病が追加、令和元年7月から2 疾病が追加され、現在333 疾病が指定難病に指定されています。

また、障害者総合支援法により、障害福祉サービスを受けることができる対象疾病は指定難病より要件が緩和されており、令和元年7月から361 疾病となっています。

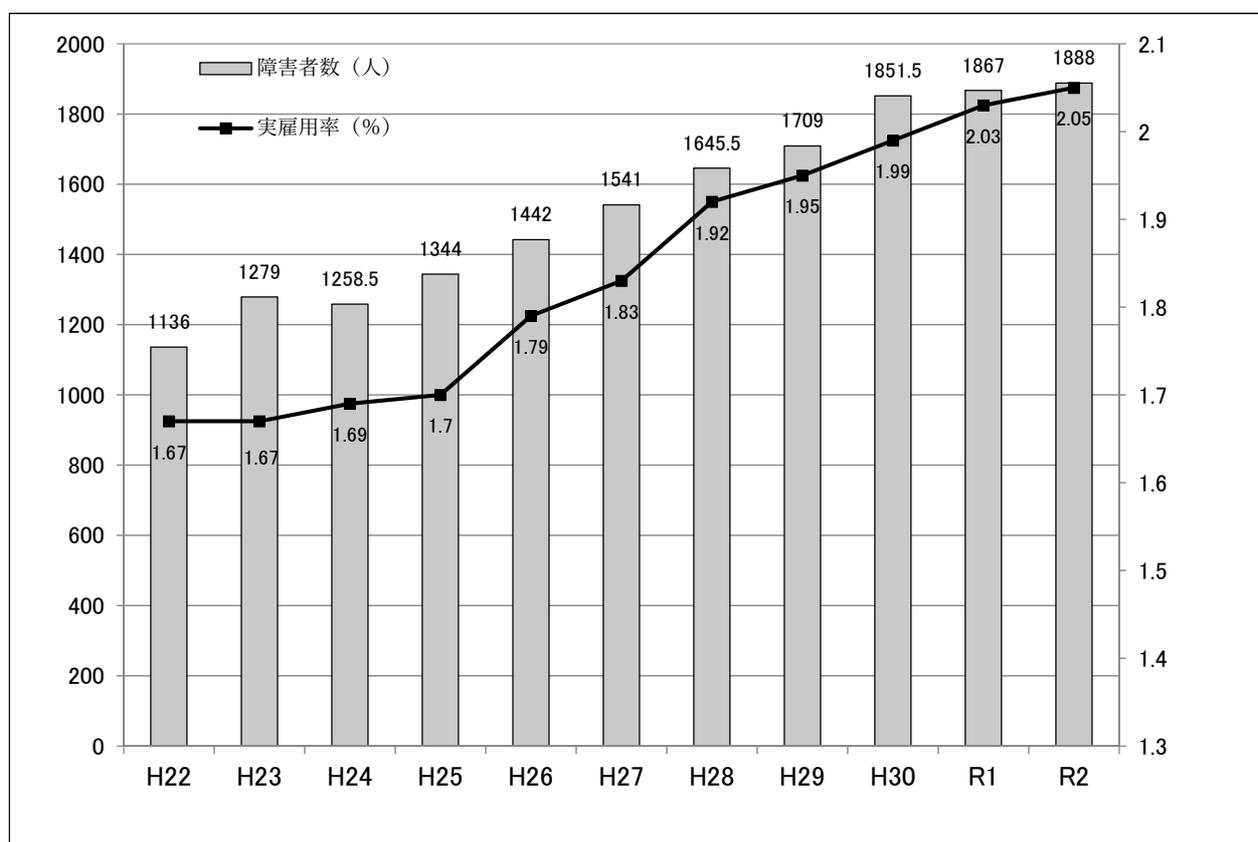
2 障害のある人の雇用の状況

令和2年6月1日現在の、山梨県内の民間企業（常用労働者数45.5人以上の規模の企業）における障害のある人の雇用状況は、1,888.0人（身体1,156.5人、知的436.0人、精神295.5人）であり、実雇用率は、2.05%（全国平均：2.15%）と過去最高を更新しましたが法定雇用率（2.2%）に達していません。

また、法定雇用率を達成した企業の割合は、56.2%（全国平均：48.6%）でした。

なお、民間企業に雇用されている障害のある人の数は増加傾向にあり、平成18年以降は1,000人を超えています。

表2 民間企業に雇用されている障害のある人の数と実雇用率の推移



（出所：厚生労働省山梨労働局 障害者雇用状況）

（注）平成22年7月に短時間労働者の算入など制度改正があったため、平成22年と平成23年は単純に比較できない。

【用語解説】法定雇用率：

「障害者の雇用の促進などに関する法律」に基づいて義務付けられている常時雇用する従業員に対する障害のある従業員の割合。民間企業（従業員50人以上の規模）では、2.0%以上と定められている。平成30年4月から当分の間は2.2%以上に、また、3年を経過する日より前に2.3%以上に引き上げられる。

3 特別支援学校卒業生の進路の状況

令和元年度の状況を見ると、中学部については、卒業生 71 人が特別支援学校高等部に進学しています。

同高等部については、卒業生 164 人のうち、就労継続支援施設などの施設利用が 109 人（66.5%）、就業が 47 人（28.7%）、進学 4 人（2.4%）となっています。

表 3-1 令和元年度特別支援学校中学部卒業生の進路状況

(人)

| 卒業生徒数 | 進路 | | | |
|-------|----|----|------|-----|
| | 就業 | 進学 | 施設利用 | その他 |
| 71 | 0 | 71 | 0 | 0 |

(出所：山梨県高校改革・特別支援教育課データ)

表 3-2 令和元年度特別支援学校高等部卒業生の進路状況

(人)

| 卒業生徒数 | 進路 | | | |
|-------|----|----|------|-----|
| | 就業 | 進学 | 施設利用 | その他 |
| 164 | 47 | 4 | 109 | 4 |

(出所：山梨県高校改革・特別支援教育課データ)

令和2年度の特別支援学校に在籍する幼児・児童・生徒は1,046人で、平成29年度と比較してみると、中等部及び高等部の生徒が減少しています。(表 3-3)

表 3-3 特別支援学校在籍者数

(人)

| 区分 学年 | 幼稚部 | 小学部 | | | | | | 中学部 | | | 高等部 | | | 専攻科 | | | 合計 |
|-----------|-----|-----|----|----|----|----|----|-----|-----|----|-----|-----|-----|-----|---|---|-------|
| | | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 1 | 2 | 3 | 1 | 2 | 3 | 1 | 2 | 3 | |
| H29 人数 | 13 | 52 | 48 | 47 | 50 | 44 | 44 | 67 | 110 | 84 | 172 | 162 | 151 | 3 | 1 | 3 | 1,051 |
| R2 人数 | 10 | 53 | 52 | 50 | 63 | 53 | 51 | 80 | 88 | 81 | 138 | 175 | 148 | 2 | 0 | 2 | 1,046 |

(各年5月1日現在)

(出所：山梨県高校改革・特別支援教育課データ)

第4章 分野別施策の展開

第2章で掲げたプランの基本理念、共生社会の実現に向け、生活基盤づくり、安全・安心、地域移行、生活支援、就労支援、教育、社会参加、医療・保健・介護等の広範な場面において、本県の障害者福祉が直面する課題を踏まえ、大きく3つの施策を柱として、基本的な施策を体系化しました。

1 施策の柱

施策の柱（1） 誰もが暮らしやすい潤いのあるまちをつくる

障害に対する理解の不足から生じる心の障壁（以下「バリア」と言う。）や、地域のところどころに存在する物理的バリアが、障害のある人が地域で生活する上で大きな支障になっています。障害及び社会的障壁に関する問題がすべての県民の問題として認識され、その理解が深められることで、バリアのない誰もが暮らしやすい地域社会を目指します。

施策の柱（2） 望む場所、快適な環境で自分らしく暮らす

障害のある人ができる限り自分で選んだ住まいで、必要とする福祉サービスや医療を受けながら、自ら描く人生を進んでいくことができる、そのような暮らしの実現を目指します。

施策の柱（3） 自らの力を高め、いきいきと活動する

障害のある人が地域の一員として、社会や経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保され、障害のある人とない人が共に学び、共に働く中で、障害のある人が自らの力を高め、更には文化芸術活動やスポーツなどを通して大勢の人と交流しながら、地域でいきいきと生活することを目指します。

2 施策展開の考え方

本県で、障害に係る各種手帳の交付を受けている人数は、49,960人（令和2年3月31日現在）です。それ以外にも障害や社会的障壁により、日常生活において制限や制約を受けている人がたくさんいます。その人たちの障害の種別や程度、抱えている課題はそれぞれ異なることから、障害者施策に対するニーズは多岐に渡ります。

そうしたニーズに、きめ細かく対応するため前述の3つの施策の柱の下に、13項目の基本的施策・39項目の具体的施策・279項目の主な取組を掲げ、障害を理由とする差別の解消と共生社会の実現に向け、総合的かつ計画的に障害児・障害者福祉を推進していきます。

また、感染症に対して強靱な社会への移行に向けて、項目を分けて新規施策を盛り込むほか、施策全般に感染防止の観点を取り入れます。

3 施策展開の体制

「山梨県地域福祉支援計画（令和元～4年）」に定める役割分担に基づき、障害者団体やNPO法人、地域活動団体、ボランティア団体など民間との協働の輪を広げつつ、国や市町村とともにプランに掲げた施策と取組を計画的かつ効率的に推進していきます。

| 主体 | 役割 |
|-----|---|
| 国 | <ul style="list-style-type: none">➤ 全国的に統一して定めることが望ましい基本方針の決定➤ 全国的規模・視点で行うべき施策・事業 など |
| 県 | <ul style="list-style-type: none">➤ 市町村だけでは対応が困難、又は非効率である広域的・専門的な福祉ニーズへの対応➤ 先進的な取組の企画・実施による市町村への普及・啓発➤ 専門的な人材の育成 など |
| 市町村 | <ul style="list-style-type: none">➤ 地域の課題・ニーズの把握及び事業実施による対応➤ 住民に最も身近な自治体としての公的な福祉サービス提供体制の整備➤ 住民に対する情報提供・相談支援の体制整備 など |
| 民間 | <ul style="list-style-type: none">➤ 障害福祉サービスなどの提供➤ インフォーマルな障害者向けサービスの提供・地域での支え合い（共助） など |

4 障害福祉サービスなどの提供体制

本県における障害福祉サービスの提供体制については、障害のある人が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活、また、社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスの給付や地域生活支援事業、その他の支援を総合的に行うことで、障害のある人などの福祉の増進を図るとともに、障害の有無に関わらず、すべての県民が相互に人格と個性を尊重し、安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与するものでなければなりません。

そこで障害者総合支援法の第2条には、国・県・市町村の役割を次のように定めています。

| 区分 | 役割 |
|-----|--|
| 国 | (1) 市町村及び都道府県に対する助言、情報提供その他の援助を行う。 |
| 県 | (1) 市町村に対する必要な助言、情報の提供その他の援助を行う。 (2) 自立支援医療費の支給及び地域生活支援事業を行う。 (3) 専門的な知識及び技術を必要とする相談及び指導を行う。 (4) 権利擁護のための援助を行う。 |
| 市町村 | (1) 自立支援給付及び地域生活支援事業を総合的かつ計画的に行う。 (2) 情報提供、相談、調査、指導、並びにこれらに付随する業務を行う。 (3) サービスを円滑に利用できる便宜の供与、虐待の防止・早期発見のための関係機関との連絡調整、権利擁護のための援助を行う。 |

これを踏まえつつ、サービス提供基盤の障害種別間における格差解消を目指すとともに、障害のある人が、どこの地域に暮らしても、その必要とする障害福祉サービスや地域生活支援事業などによる支援が受けられるよう、市町村と連携して計画的なサービス基盤の整備を図ります。

【サービス基盤の整備の具体的目標】

- (1) 障害のある人が必要とする訪問系サービス・日中活動系サービスの支援が受けられるよう、サービスの提供体制の確保
- (2) グループホーム、訓練事業等の生活基盤の充実により、施設入所・入院から地域生活へ移行
- (3) 就労支援関係事業の推進により、障害のある人の雇用の場の拡大を図るとともに、施設から一般就労への移行

なお、障害福祉サービスなどの提供体制については県全体・障害保健福祉圏域・市町村に区分し、居宅介護などの訪問系サービスなどについては、原則、市町村で整備することとします。

ただし、単一の市・町・村では整備することが困難な場合には、障害保健福祉圏域内での相互・共同供給体制を構築することもできるものとします。

| 区分 | 整備する障害福祉サービスなど |
|----------|---|
| 県全体 | <ul style="list-style-type: none"> ➤ 療養介護 ➤ 施設入所支援 ➤ 障害児入所支援 |
| 障害保健福祉圏域 | <ul style="list-style-type: none"> ➤ 短期入所 ➤ 自立訓練 ➤ 就労継続支援A型 ➤ 就労移行支援 ➤ 児童発達支援センター |
| 市町村 | <ul style="list-style-type: none"> ➤ 相談支援・障害児相談支援 ➤ 居宅介護など訪問系サービス ➤ 日中活動系サービス ➤ グループホーム ➤ 生活介護 ➤ 就労継続支援B型 ➤ 児童発達支援 ➤ 放課後等デイサービス ➤ 保育所等訪問支援 |

施策体系図



5 施策の展開

(1) 誰もが暮らしやすい潤いのあるまちをつくる

障害のある人が地域において自立して生活し、積極的に社会参加するためには、それを阻むバリア（障壁）を除去する必要があります。

本県では、これまでも啓発広報活動や交流事業、福祉教育などを通して心のバリアの除去に努めるとともに、建築物や公共交通機関など生活空間にある物理的バリアの除去を進めてきました。

このような取組を、粘り強く続ける一方で、障害のある人の活動を制限し、社会への参加を制約している、障害を理由とする差別の解消に向け、積極的に施策を展開していきます。

また、障害のある人が地域で安全に、安心して生活できるように、防災対策をはじめ、防犯対策や消費者トラブルの防止など、多方面から施策の推進に努めます。

更に、感染症が拡大するような状況下においては、まん延防止のために人との接触機会を減らす対策の実施により、障害のある人の孤立化が懸念されることから、地域や学校教育の場における交流活動を推進し、障害のある人とない人のコミュニティーの醸成を促します。

① 相互理解の促進

現状、課題等

- 障害のある人が自分らしい生活を送ろうとしても、それを阻む目に見えない障壁（心のバリア）がたくさんあります。
- 心のバリアは、障害や障害のある人に対する理解不足や、誤解、偏見によるところが大きいと考えられます。
- 特に、発達障害や高次脳機能障害、難病については理解が不足しており、周囲の人と良好な関係を築くことが難しいなど、暮らしにくい状態が続いている人も少なくありません。
- 心のバリアを除去するためには、障害に対する正しい知識の普及啓発や障害のある人とない人との交流などを繰り返し行う中で、広く県民に障害や障害のある人について理解を深めてもらう必要があります。
- 感染下において、普及啓発活動や交流活動などを実施する際には、人との接触機会が減少するよう感染症対策に十分に配慮する必要があります。

主な取組

①-a 啓発・広報活動の推進

1. 共生社会の理念を周知するため、障害者週間などを中心に、障害者団体や市町村などと連携を図りながら啓発活動を推進します。〔障害福祉課〕
2. 様々な媒体を活用し、障害に関する正しい知識の普及に努め、障害に対する誤解や偏見を解消するとともに、障害に対する理解の促進を図ります。〔広聴広報グループ、障害福祉課〕
3. 市町村や障害者団体などと連携を図り、障害のある人とない人が交流できる場を積極的に設け、相互理解を促進します。感染下における交流の実施に当たっては、感染予防対策に十分に配慮します。〔障害福祉課〕
4. 精神障害のある人に対する社会的な誤解や偏見を是正するため、精神保健福祉普及運動期間における精神保健福祉大会や交流事業などを通して、精神障害のある人に対する正しい理解を求めるとともに交流を深めます。感染下におけるイベントの実施に当たっては、必要に応じて入場制限を行うほか、参加者の検温や換気の徹底など感染症に合わせた対応を適切に行います。また、オンラインによる情報発信などに取り組みます。〔障害福祉課〕
5. 自閉症をはじめとする発達障害について正しい知識の浸透を図るため、世界自閉症啓発デー及び発達障害啓発週間における街頭キャンペーンや一般県民向けの研修会・シンポジウムなどの普及・啓発活動を行います。感染下における研修会・シンポジウムなどの実施に当たっては、参加者の検温や換気の徹底など感染防止対策を適切に行うほか、状況に応じて入場制限などを含めて対応します。〔子ども福祉課〕
6. 外傷性脳損傷や脳血管障害などによる脳の損傷が原因で、記憶、行動、言語、感情等に障害が生じる高次脳機能障害は、障害の特性だけでなく、その名称についても認知度が低いため、正しい理解を促進するため、支援拠点機関（高次脳機能障害者支援センター）において、県民などを対象とした講習会や医療関係者や行政職員などを対象とした研修会を行います。〔障害福祉課〕

【用語解説】支援拠点機関：

支援コーディネーターを配置し、交通事故や脳血管疾患などの原因により高次脳機能障害になった人やその家族の相談に応じ、高次脳機能障害のある人が安心・安全な地域生活を営めるよう、保健、医療、福祉、労働、教育等の関係者と連携し支援する機関。

7. 市町村や関係団体と連携し、啓発週間等の機会を通じ、アルコールやギャンブルなどの依存症に関する知識と正しい理解の普及啓発を図ります。(新規)〔障害福祉課〕
8. 身体状況などに応じた適切な福祉サービスの案内・提供に努めるとともに、難病患者に対する正しい理解を促進します。〔健康増進課〕
9. 県の各種広報媒体、リーフレットなどを活用した山梨県障害者幸住条例の普及・啓発を通して、障害者差別の解消の重要性や障害のある人への偏見などを無くす「心のバリアフリー」に関する県民の理解促進を図ります。〔障害福祉課〕
10. 障害の特性に理解があり、障害者に配慮のある事業所を「やまなし心のバリアフリー宣言事業所」として登録し、登録した事業所名や内容を広く県民に周知するなど、県民や事業所が一体となって共生社会を実現する気運を高める取組を行います。〔障害福祉課〕
11. 内部障害のある人や難病患者のほか、妊娠初期の女性など、見た目では障害がある、あるいは配慮が必要なことが分かりづらい人が周囲から手助けを得られやすくする目印「ヘルプマーク」の普及啓発を図ります。〔障害福祉課〕



①-b 福祉教育などの推進

12. 特別支援学校と保育所、幼稚園、小・中学校、高等学校との学校間及び特別支援学級設置校の校内における交流及び共同学習、地域の人々との交流活動を計画的・組織的に実施し、障害のある幼児児童生徒の社会性を養うとともに、障害のない幼児児童生徒、保護者及び地域の人々に対し、障害の特性及び障害のある人に対する理解の促進を図ります。《児》〔教育庁義務教育課、教育庁高校教育課、教育庁高校改革・特別支援教育課〕

※障害のある子どもものみに係る取組は、《児》と表示。以下同じ。

13. 児童生徒、学校及び地域の実態に応じた福祉教育を推進し、家庭や地域との連携を生かした活動や体験活動の充実を図ります。〔教育庁義務教育課〕
14. 学校における福祉体験活動や障害のある人との交流活動などを通して、障害の特性や障害のある人に対する理解を促進します。〔教育庁義務教育課、教育庁高校改革・特別支援教育課〕

15. 保育所、幼稚園等において、障害児施設との相互訪問などの交流活動を通じて障害のある子どもとの直接的な交流を図ることにより、就学前から障害の特性や障害のある人に対する理解を促進します。《児》〔子育て政策課、教育庁高校改革・特別支援教育課〕
16. 子どもの頃から障害や障害のある人に関する理解を深めることが共生社会の実現に有効であるため、障害の特性や障害のある人への配慮の方法などを学ぶことができるDVDを作成し、県内の小中学校での活用を進めます。《児》〔障害福祉課、教育庁義務教育課〕

② 民間との協働体制の整備・市町村との連携

現状、課題等

- 本県には障害により各種手帳の交付を受けている人だけでも 49,960 人（令和 2 年 3 月 31 日現在）おり、その種別や程度、抱えている課題はそれぞれ異なることから、障害者施策に対するニーズは多岐に渡ります。
- そのニーズにきめ細かに対応するためには、NPO 法人やボランティア団体など民間団体による地域に根付いた取組が必要になります。
- このような民間団体の活動を広げていくためには、県民にボランティア活動などに関心をもってもらうとともに、その活動を支援し活性化させることが大事です。
- また、障害のある人が自らの体験に基づき障害のある人を支援する手法は非常に有効であり、このような活動を支援する必要があります。
- 本県では、障害者基本法に基づく合議制の機関を設け、障害のある人に委員として参画してもらうことで、障害のある人などの意見を行政施策に反映させていますが、障害者権利条約の趣旨を踏まえ、このような取組を更に広げていく必要があります。

主な取組

②-a NPO、ボランティア等の活動の推進

17. NPOやボランティア活動に対する理解と関心を深め、県民誰もがその活動に気軽に参加するための環境づくりを行うとともに、地域の活性化を図るため、NPOなどの民間団体と県、市町村、企業等の多様な主体との協働を推進し、民間団体が地域の課題を自主的に解決していく事業や活動を支援します。〔県民安全協働課〕
18. 住民主体の地域福祉活動への支援を行うほか、ボランティア活動を行う団体などとの連携を深め、地域住民やボランティアが主体となった地域における福祉活動の推進を図ります。〔福祉保健総務課〕
19. 福祉の心を醸成するために、地域人材を活用した取組や地域におけるボランティア活動などの福祉活動を推進します。〔教育庁義務教育課〕
20. 在宅の心身障害児を養育している家庭などに対しホームサーバーを派遣することにより、障害児の自立や能力開発を促すとともに、家庭の負担軽減を図ります。〈児〉〔障害福祉課〕

【用語解説】ホームサーバー：

心身障害児の身の回りの世話、生活指導、遊び相手などの児童に対する援助及び洗濯、炊事、留守番等の訪問家庭の家事に対する援助を行う者。

②-b 障害のある人の活動の支援

21. パソコンボランティアを養成し、障害のある人の要請に応じて派遣することにより、障害のある人の情報バリアフリー化を推進し、情報通信技術の利用を通じたコミュニケーションの推進と社会参加の促進を図ります。〔障害福祉課〕
22. 行政施策に障害のある人やその家族の意見を十分反映させるため、意見を聴く場を設けるとともに、県や市町村の審議会、委員会、自立支援協議会等への参画を促進します。〔障害福祉課〕

③ 差別の解消及び権利擁護の推進

現状、課題等

- 令和2年度に本県が実施した「障害者に関する意識調査」「次期障害児・障害者プランに係るアンケート調査」で、建物・公共交通機関の利用、医療、教育、福祉サービス等、様々な場面において、差別を受けていると感じる事例があることが分かりました。
- また、厚生労働省が実施した障害者虐待の対応状況調査によると、平成30年度に市区町村などが虐待と判断した件数は2,204件となります。これらの虐待の多くは、養護者、あるいは、障害者福祉施設従事者によるものであり、様々な場面で障害のある人の人権が侵害されている実態が明らかとなっています。
- 障害を理由とする差別や障害のある人に対する虐待はあってはならないことであり、この解消や防止に向け、県、市町村、事業者等が一体となり取り組む必要があります。

主な取組

③-a 障害を理由とする差別の解消の推進

23. 障害を理由とする差別の解消について、県民の理解を深めるため、啓発・広報活動を行います。〔障害福祉課〕
24. 社会的障壁の除去を怠ることによって権利侵害をすることがないように、必要な合理的配慮の提供について、啓発・広報活動を行います。〔障害福祉課〕
25. 障害を理由とする差別の解消を図るため、障害のある人の身近で障害のある人に寄り添った相談支援を行う「障害者差別地域相談員」を各地域に設置するとともに、障害者差別地域相談員への支援や相談では解消が困難な事案を的確な紛争解決機関につなげるため、県に「障害者差別解消推進員」を設置するなど、差別に関する相談窓口の明確化や相談支援体制の充実を図ります。〔障害福祉課〕

26. 障害を理由とする差別の解消を図るため、公的な紛争解決機関、障害者団体、学識経験者等で構成するネットワーク会議を設置し、障害を理由とする差別に関する情報共有、事例研究、差別解消の取組に関する協議、紛争解決に向けた連携等を進めます。感染下における会議開催に当たっては、出席者の検温や換気の徹底など感染防止対策を適切に行うほか、ウェブ会議システムの活用など、人との接触を減らす取組を行います。〔障害福祉課〕
27. 「山梨県における障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領」に則り、障害を理由とする差別がなくなるよう、庁内の体制を整備するとともに、県庁職員に対する研修などを実施します。〔障害福祉課〕
28. 地域や職場において、障害を理由とする差別や偏見（心のバリア）をなくすため、県政出張講座などを積極的に実施し、広く県民に障害者差別の禁止や権利擁護の普及啓発を推進します。〔障害福祉課〕

③- b 権利擁護の推進

29. 障害者権利擁護センターを拠点に、各市町村の障害者虐待防止センターをはじめとする関係機関と連携した体制を構築し、通報の受理、障害のある人、養護者の支援に対する助言や援助、障害者虐待防止の普及啓発等を図ります。〔障害福祉課〕
30. 障害福祉サービスなどの利用者への虐待防止のため、市町村職員、事業所管理者、従事者等を対象とした研修を実施し資質の向上を図るとともに、事業所などにおいて必要な体制整備や従業員に対する研修実施を促進します。〔障害福祉課〕
31. 障害のある人の権利擁護に係る相談などに対応するため、県社会参加推進センターに設置した専門相談窓口（障害者110番）で行う弁護士などによる専門相談の利用促進を図ります。〔障害福祉課〕
32. 精神障害のある人の人権に配慮した適正な医療の提供を推進するため、精神医療審査会の活用などにより、病状に応じた医療の確保を図ります。〔障害福祉課〕
33. 障害のある人の権利が守られ、自立して生活ができるよう成年後見制度の普及啓発に努め、市町村が実施する地域生活支援事業の一つである成年後見制度利用支援事業の利用促進を図ります。〔障害福祉課〕

④ ユニバーサルデザインの推進・ 利用しやすさ（アクセシビリティ）の向上

現状、課題等

- 本県では、バリアフリー新法や山梨県障害者幸住条例、やまなしユニバーサルデザイン基本指針などにに基づき、ユニバーサルデザインの推進に努めているところです。
- しかし、障害のある人から、外出先での移動やバリアフリーに配慮された施設の情報収集に不便を感じるとの意見や、行政機関における情報発信や窓口対応などに更なる改善が必要との意見が寄せられています。
- 今後も、県民や事業者の理解を得て、建築物をはじめ、公共交通機関などのユニバーサルデザインを推進していくとともに、バリアフリー情報の発信や行政サービスにおける配慮などについても更に取り組んでいく必要があります。

主な取組

④-a 障害のある人に配慮したまちづくりの推進

34. 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）、山梨県障害者幸住条例及びやまなしユニバーサルデザイン基本指針に基づき、障害のある人や高齢者をはじめすべての県民が安全で快適に利用できる施設などの整備を、行政、事業者及び県民が一体となって進めます。〔県民生活総務課、障害福祉課、建築住宅課〕
35. 県の建築物などについては、ユニバーサルデザインの視点による整備を進める観点から、施設建設の設計段階などにおいて、障害のある人をはじめとした利用者などの意見を取り入れます。〔県民生活総務課、障害福祉課、営繕課〕
36. 中小企業などが、事務所、店舗等の新築又は改修を行うに際し、障害のある人に配慮した施設・設備の整備に要する経費を融資することにより、福祉のまちづくりを促進します。〔産業振興課〕
37. 県のホームページで公表している「福祉マップやまなし」について、随時、施設の情報を更新します。〔障害福祉課〕

【用語解説】福祉マップやまなし：

県のホームページに、障害のある人や高齢者をはじめすべての人が安心して気軽に県内各地へ出かけられるよう、毎日の生活に関わりの深い公共施設、病院、文化施設、商業施設、公園等に加え、飲食店、宿泊施設等について、トイレ、駐車場、エレベーター等のバリアフリー情報を掲載。

38. 障害のある人をはじめ全ての人、同じように観光を楽しめるようにするため、事業実施主体である市町村に観光バリアフリー化の意識啓発を行うとともに、観光施設のトイレなどのバリアフリー化を推進します。〔観光資源課〕
39. 観光地などにおいて、ユニバーサルデザインに配慮した分かりやすい標識や案内板の設置を進めます。〔観光資源課〕
40. 鉄道事業者が行う駅のエレベーター設置や、身近な公共交通機関である路線バス事業者が行うノンステップバスなどの導入に対して助成します。〔交通政策課〕

【用語解説】ノンステップバス：

障害のある人、高齢者、妊産婦等が乗り降りしやすいように配慮した、乗降口に階段のない超低床のバス。

41. 公共交通機関などに対し、大きく見やすい案内板や音声誘導設備を設置するなど、障害のある人にとって使いやすい施設整備が図られるよう協力を求めています。〔障害福祉課〕
42. 重度の障害のある人などの行動範囲の拡大と社会参加を促進するため、市町村が行うタクシー料金への補助に対して助成を行うとともに、タクシー会社などのリフト付き車両の導入に対して助成します。〔障害福祉課〕
43. 年齢や身体的能力の違いにかかわらず、誰もが安全で安心して社会参加するため、フラット歩道の整備や歩道の段差の改善を推進します。〔道路管理課〕
44. 青信号であることを音で知らせる装置の付いた視覚障害のある人用の音響信号機や青信号の時間を延長して横断時間を長くする高齢者等感応信号機などのバリアフリー対応型信号機の整備を行います。〔警察本部交通規制課〕
45. 段差のない床、手すり、広い廊下、エレベーター等を備えた県営住宅の建て替えなどを推進し、県営住宅のバリアフリー化を図ります。〔住宅対策室〕

④- b 行政サービスにおける配慮の推進

46. 視覚障害のある人に県政の情報を的確に伝え、県政への理解を深めてもらうため、広報誌（紙）について、点字版と音声版を作成し対象者に配布するとともに、県のホームページにも音声データ版を掲載します。〔広聴広報グループ〕
47. 県のホームページにおいて、障害のある人をはじめすべての人の利用しやすさに配慮した情報提供を行うため、ウェブアクセシビリティの確保と向上に取り組みます。〔広聴広報グループ〕
48. 聴覚障害のある人が、十分に情報を入手できるよう、県の広報テレビ番組において手話を挿入します。〔広聴広報グループ〕
49. 市町村広報誌をはじめとした印刷広報媒体への音声コードの添付が普及するよう、市町村などに啓発するとともに、視覚障害のある人に対して音声コードの活用を周知します。〔障害福祉課〕

【用語解説】音声コード：

紙媒体に掲載された印刷情報をデジタル情報に変えるための二次コードで、活字文書読上げ装置により音声化される。

50. 障害のある人が、地域において安心して生活できるよう、行政職員、警察職員等に対し、障害の特性についての理解を深めるための研修を実施します。〔人事課、障害福祉課〕
51. 聴覚に障害のある人の障害福祉サービス支給申請手続をはじめとした各種手続におけるコミュニケーションの円滑化を図るため、市町村窓口などにおける手話通訳の設置を促進します。〔障害福祉課〕
52. 窓口対応を行う警察官を中心に、障害のある人への理解を深め、その立場に立った活動を行えるよう、手話講習会を開催します。〔警察本部地域課〕
53. 聴覚障害のある人用のコミュニケーションボードなどを交番及び駐在所に配備し活用を図るなど、障害のある人への対応の充実を図ります。〔警察本部地域課〕
54. 視覚障害のある人が投票しやすいように、「点字による候補者名簿」を各投票所に備え付けるとともに、国政選挙及び知事選挙では候補者の政見などを点字で記載した「選挙のお知らせ版」に加え、「選挙のお知らせ全文音声版」を作成して配布します。〔市町村課〕

55. 障害のある人や高齢者が投票しやすいように、市町村選挙管理委員会と連携し、投票所の段差解消、車いす用記載台の設置、点字投票のための点字器、老眼鏡の配備等のバリアフリー環境の向上を図るとともに、成年被後見人の選挙権の回復等を行う公職選挙法の改正を踏まえ、判断能力が不十分な障害のある人が自らの意思に基づき円滑に投票できるよう、代理投票の適切な実施などの取組を市町村へ促します。〔市町村課〕
56. 点字図書館のアクセシブルな書籍等の充実に努めます。また、全国の公立図書館や点字図書館とのネットワークを充実するとともに、インターネットを利用したサービスの周知や利用促進を図ります。〔障害福祉課〕
- 【用語解説】 アクセシブルな書籍等：
点字図書、拡大図書、音訳図書、デジタイズ図書、オーディオブック等の、視覚障害のある人が内容を容易に認識することができる書籍及び電子書籍。
57. 県立図書館で実施している、図書館利用や読書に障害のある方を対象とした対面による代読や、アクセシブルな書籍の提供、郵送貸出等のサービスについて、利用促進を図るための周知に取り組みます。(新規)〔教育庁生涯学習課〕
58. 聴覚障害のある人の情報の確保及び知識の習得を支援するため、手話や字幕を挿入したビデオライブラリーの整備など、聴覚障害者情報センター及び富士ふれあいセンターの機能を充実します。〔障害福祉課〕

⑤ 安全・安心の確保

現状、課題等

- 障害のある人が地域で安心して生活していく上で、防災・防犯対策は極めて重要な課題です。
- 災害に対しては、防災訓練などを行うとともに、災害時要援護者名簿に基づき支援が必要な人とその状況を把握し、災害発生時に適時適切に対応できるように備えることが重要です。
- 特に地域で生活し、人工透析が必要な人や人工呼吸器を使用している人は特別な対応が必要となります。
- また、避難所のバリアフリー化や、食料の確保、医療の提供、被災者の心のケアなど、多角的な対策が必要となります。
- 防犯対策としては、犯罪被害を未然に防ぐための取組を推進するとともに、緊急時に音声（電話）以外でも通報できる体制を確保する必要があります。

- 障害者支援施設、障害福祉サービス事業所、障害児入所施設及び障害児通所事業所（以下「障害者支援施設等という。」）については、外部からの侵入者による犯罪への対策を進める必要があります。
- 今後、未知の感染症が発生することを想定し、障害のある人が参加する会議やイベントなどの開催に当たり、感染状況に応じた対応を行うことができる体制を構築する必要があります。また、ウェブ会議システムやオンラインによる情報発信などについては、感染下において即座に対応できるよう、平時から積極的に導入することも重要です。
- 障害のある人が受けるべき障害福祉サービスや支援などについては、未知の感染症が発生・拡大するような状況においても支障が生じないように、対策を進める必要があります。

主な取組

⑤-a 防災対策の推進

59. 障害のある人やその家族、ボランティア、地域住民が一体となった防災体制の確立・強化のための防災訓練の実施を促進するとともに、防災に関する講演会、研修会等を通して防災意識の高揚を図ります。〔防災危機管理課、福祉保健総務課、障害福祉課〕
60. 地域で生活する障害のある人など、避難時に特別な支援を必要とする人を対象とした避難行動要支援者名簿（災害対策基本法で市町村長が作成することとなっている。）の更新や避難行動要支援者の個別避難計画の作成を促進します。〔防災危機管理課、障害福祉課〕
61. 災害発生時の避難所のバリアフリー化や障害のある人を受け入れる避難所の整備を促進します。〔福祉保健総務課、障害福祉課〕
62. 災害時などに地域において活動する地域防災リーダーや、ボランティアをコーディネートできる者を養成し、避難行動要支援者等の支援の充実を図ります。〔防災危機管理課、福祉保健総務課〕
63. 大規模災害等により被災した精神障害のある人の医療の確保や災害ストレスなどによる精神保健医療ニーズに適時・適切に対応するため、「災害時心のケアマニュアル」に基づき、平時から精神保健医療体制を整備するとともに、被災者に対する心のケアの手法に関する研修の実施などを通じ、DPAT（災害派遣精神医療チーム）構成員の育成に努め、多くのチームの登録を促進します。〔障害福祉課〕

64. 災害発生時に障害者支援施設入所者や障害福祉サービス事業所利用者の安全を確保するため、各施設における各種訓練の実施や地震防災応急計画の見直しを促進します。〔障害福祉課〕
65. 地域で生活する障害のある人の災害発生時の避難所として、障害福祉サービス事業所等への避難スペースの整備促進や障害のある人を受け入れる避難所の指定の促進を図ります。〔防災危機管理課、福祉保健総務課、障害福祉課〕
66. 自力避難困難者が入所している施設におけるボランティア組織との応援・協力体制の確立などに努めます。〔福祉保健総務課、障害福祉課〕
67. 災害時における手話通訳者などの派遣について、県認定手話通訳者などの派遣業務を行う県聴覚障害者情報センターや市町村と連携し、派遣体制の整備を行います。〔障害福祉課〕
68. 障害者支援施設などに対する県内各消防本部による立入検査の実施及び防火管理指導の徹底により、防火体制の充実を図ります。〔消防保安課〕
69. 福祉避難所の設置訓練などを促進し、要配慮者及び避難行動要支援者の避難支援体制の整備を図るため、県社会福祉協議会が行う要配慮者及び避難行動要支援者を対象とした訓練に対して助成します。〔福祉保健総務課〕
70. 大規模な災害時において、施設入所者などの安全及び処遇の継続を確保するため、各施設団体と覚書を締結し、障害種別ごとに施設の入所者を他の施設で受け入れるようにします。〔障害福祉課〕

⑤- b 防犯対策の推進及び消費者トラブルの防止

71. 障害のある人などの犯罪被害を未然に防ぐため、県、市町村、施設管理者等と連携し、障害者支援施設における不審者対応訓練などを推進します。〔警察本部生活安全企画課、障害福祉課〕
72. 緊急通報を受理する24時間対応可能な「FAX110番」及び国の施策で導入されている「110番アプリシステム」の普及を図ります。〔警察本部通信指令課〕
73. 障害者支援施設等の防犯対策を強化するため、日常的な対応と緊急時の対応にかかる自主点検を継続して実施するとともに、障害児（者）施設整備費補助金による、防犯カメラや緊急通報装置など防犯設備の整備を進めます。〔障害福祉課〕

74. 関係機関、団体等と連携した注意喚起・広報啓発活動や、相談窓口及び各種制度の周知・広報を実施し、地域における障害のある人などを見守る意識の高揚を図るとともに、消費者被害防止のためのネットワークづくりなど、地域における見守り体制の強化を図ります。〔県民安全協働課、警察本部生活安全企画課〕

⑤- c 感染症に対して強靱な社会への移行に向けた取組の推進

75. ウェブ会議システムの活用や書面による協議など、柔軟な手法により会議を開催し、人との接触を減らします。(新規)〔障害福祉課〕
76. イベントの開催に当たり、感染症の発生状況などを踏まえ、必要に応じ入場制限を行うとともに、オンラインによる情報発信などに取り組みます。(新規)〔障害福祉課〕
77. 手話通訳者の同行が困難な状況においても、聴覚障害のある人の情報保障を確保するため、タブレットを使用してリモートで手話通訳を行う遠隔手話サービスの利用体制を整備します。(新規)〔障害福祉課〕
78. 障害児(者)施設整備費補助金の活用により、感染症対策を踏まえた障害者支援施設やグループホームの整備を促進します。(新規)〔障害福祉課〕
79. 感染防止に配慮した障害福祉サービス提供体制を確保するため、事業所に対する指導・助言を行います。(新規)〔障害福祉課〕
80. 障害福祉サービス事業所の感染症対策を充実するため、施設従事者に対する研修を実施します。(新規)〔障害福祉課〕
81. 障害者支援施設やグループホームにおいて、感染症が発生した際のサービス提供体制を確保するため、各種団体と連携し、応援体制の整備を検討します。(新規)〔障害福祉課〕
82. 障害者支援施設、障害児入所施設及び精神科病院に対し、感染予防対策の徹底や感染症が発生した際の生活空間等の区分け(いわゆるゾーニング)など、必要な指導・助言を行います。(新規)〔医務課、障害福祉課〕
83. 在宅の重度の障害のある人が、主たる介護者が感染症に罹患するなどにより濃厚接触者と判断された場合に、その受け入れを行う施設の確保などの体制整備を進めます。(新規)〔障害福祉課〕

(2) 望む場所、快適な環境で自分らしく暮らす

障害のある人が自己選択により、身近な地域で必要な障害福祉サービスや医療を受けられるようにするためには、多様なニーズに対応する相談支援体制の整備やサービスの量的・質的充実が必要となります。

そこで、市町村や事業者と連携し相談支援体制を充実するとともに、居宅介護、短期入所、生活介護、自立訓練就労移行支援等の日中活動事業や、施設入所支援、グループホーム等の居住支援事業について、計画的に充実・整備を図っていきます。

更に、障害のある人が身近な地域において、保健・医療サービス、医学的リハビリテーション等を受けることができるよう、提供体制の充実を図ります。

① 自己選択・自己決定の支援

現状、課題等

- 障害のある人が自らの選択・決定により必要な障害福祉サービスや医療を受ける上で、その選択・決定をサポートする相談支援は重要な役割を担います。
- しかし、現状は、支援が必要な状況にありながらも、その支援を受けていない人がたくさんいます。このような人を支援に繋げるため、サービス内容の周知を強化する必要があります。
- 障害のある人からの相談内容は非常に幅広いため、相談支援に従事する者には、幅広い知識と相談技術が求められます。今後、障害者支援施設入所者や精神科病院の長期入院患者の地域移行・地域定着を進めていくためには、よりきめ細かな支援が必要となるので、相談支援に従事する者の資質向上が課題です。
- また、相談支援に従事する者を、バックアップする体制を強化することも重要です。
- ひきこもりについては、その背景に精神障害や発達障害がある場合も少なくないことから、福祉、保健、教育、労働等の関係機関による連携を強化するとともに、専門的な相談支援機関により包括的・継続的に支援を行う必要があります。
- 地域で生活する基盤については、自宅、グループホーム、障害者支援施設等、多様な選択肢が準備されることが重要です。
- 特に施設や精神科病院から地域生活への移行を進めるためには、グループホームなどの充実が不可欠です。グループホームなどの施設については、感染防止の観点を取り入れた整備を促進します。
- 感染下において人との接触を減らす取組が行われることにより、障害のある人の孤立化が懸念されます。

主な取組

①-a 相談支援体制の構築

(i) 身近な相談支援体制の充実と地域生活支援拠点等の整備

84. 障害のある人が孤立せずに安心して生活できるよう、地域共生社会の実現（地域コミュニティの強化）に向けて総合的・専門的な相談支援実施体制の整備を促進します。（新規）〔障害福祉課〕

【用語解説】地域共生社会：

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。

85. 障害のある人の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、地域への移行を促進するため、相談や緊急時の受入体制などの機能を備えた地域生活支援拠点等を、令和5年度末までに各市町村又は各圏域に1ヵ所以上確保し、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証します。〔障害福祉課〕

【用語解説】地域生活支援拠点等：

障害のある人が、地域で安心して暮らすために、日常生活の相談のほか、グループホームへの入居体験や緊急時の受入体制などの機能を備えたグループホームなどの事業所。すべての機能を一つの事業所が担う「多機能拠点整備型」と地域の複数の事業所が機能を分担する「面的整備型」がある。

86. 障害福祉サービスの実施主体である市町村の職員が、制度を正確に理解するとともに、障害のある人の特性を把握し、障害のある人や家族などに適切な支援を行うことができるよう資質向上のための研修会などを開催します。〔障害福祉課〕
87. 市町村が適切に障害支援区分の認定を行うことができるよう、制度の理解や面接手法の向上を目指した研修や困難ケースに対する個別相談などの支援をします。〔障害福祉課〕
88. 発達障害のある人やその家族などに対応できるよう、障害福祉サービス事業所の職員の資質向上に努めます。〔障害福祉課、子ども福祉課〕

89. 精神科病院の退院後生活環境相談員や相談支援事業所、市町村などにおいて長期にわたり入院している精神障害のある人の地域移行に携わる者への研修を実施し、地域移行に関する専門的知識を有する人材として育成します。〔障害福祉課〕
90. ピアサポーターが精神障害のある人の身近な相談相手として、地域の相談支援体制の一翼を担えるようその育成を図ります。〔障害福祉課〕
91. 障害者支援施設や精神科病院と相談支援事業所などとの連携を強化し、地域移行・地域定着事業の一層の活用を促進します。〔障害福祉課〕

(ii) 広域・専門的な相談支援体制の充実

92. 障害者自立支援協議会において、広域的・専門的な相談支援体制の整備などを協議し、障害のある人が地域で安心して暮らすことのできる社会の構築を目指します。感染下における協議会開催に当たっては、出席者の検温や換気の徹底など感染防止対策を適切に行うほか、ウェブ会議システムの活用など、人との接触を減らす取組を行います。〔障害福祉課〕
93. 障害のある人の多様なニーズに対応するため、圏域ごとに地域のネットワーク構築、調整、課題解決等を行う圏域マネージャーを配置し、地域における相談支援体制の整備やその充実強化のための広域的支援を行います。〔障害福祉課〕

【用語解説】 圏域マネージャー：

障害保健福祉圏域ごとに地域のネットワーク構築に向けて指導、調整等を行うアドバイザー

94. 市町村では対応が困難な広域的・専門的な課題に対応するため、児童相談所、こころの発達総合支援センター、障害者相談所、精神保健福祉センター、富士ふれあいセンター等の専門機関の相談機能を充実するとともに、関係機関相互の連携を強化します。また、各専門機関において障害のある人の保護者などへの精神的ケアの充実を図ります。《児》〔障害福祉課、子ども福祉課〕

【用語解説】 こころの発達総合支援センター：

こころの問題を抱えた子ども、発達の偏りや遅れなどのある人や家族、支援者の方々を支援する機関。発達障害者支援法に基づく発達障害者支援センターに位置付けられている。

95. 高次脳機能障害のある人を支援するため、関係機関との連携を図りながら、支援拠点機関（高次脳機能障害者支援センター）において、専門的な相談支援、普及啓発、研修等を行い支援体制の充実を図ります。〔障害福祉課〕
96. ひきこもりの状態にある人の自立を促進するため、ひきこもり地域支援センターによる包括的・継続的な相談支援を実施するとともに、身近な支援機関である市町村などへ技術的な支援を行います。〔障害福祉課〕

【用語解説】ひきこもり地域支援センター：

ひきこもり支援コーディネーターを配置し、ひきこもりの状態にある本人や家族からの相談に応じるとともに、地域における福祉、保健、教育、労働等の関係機関により、本人の自立促進を支援する機関。

97. 精神保健福祉センター（依存症相談窓口）を中心に、保健所や家族会、民間団体と連携しながら、各依存症の相談に応じます。〔障害福祉課〕

【用語解説】依存症相談窓口：

依存症相談員を配置し、依存症当事者や家族からの相談に応じるとともに、民間団体を含む関係機関との連携体制の整備により、本人及び家族を支援する機関。

98. 障害により自立した生活を営むことが困難な矯正施設出所者などが、出所後直ちに福祉サービスなどを利用できるようにするため、地域生活定着支援センターにおいて、社会復帰を支援します。〔福祉保健総務課〕

（iii）相談支援体制の強化

99. 市町村、障害関係団体、社会福祉施設等における従事者を対象とした相談支援従事者初任者研修を実施するとともに、市町村や地域の自立支援協議会と連携して、相談支援従事者の確保を図ります。〔障害福祉課〕
100. 相談支援従事者現任研修を実施し、実務に携わる者の専門的知識や技術の習得を促すことにより、相談支援従事者の専門性向上を図ります。〔障害福祉課〕
101. 相談支援従事者主任研修を実施し、地域の中核的・指導的な役割を担う相談支援従事者の確保を図ります。（新規）〔障害福祉課〕

102. 国が実施する相談支援従事者指導者養成研修への参加を促進し、相談支援従事者を養成する研修の企画、運営等を行う指導者を確保することにより、研修内容の一層の充実化とともに、相談支援従事者の質の向上を図ります。(新規)〔障害福祉課〕
103. 全市町村においてケアマネジメント手法を用いた適切な相談支援事業が実施されるよう支援するとともに、市町村と連携して専門的・広域的にケアマネジメントを行う相談支援体制の機能の充実を図ります。〔障害福祉課〕

【用語解説】 ケアマネジメント：

障害のある人の地域における生活支援のために、保健、医療、福祉、労働、教育等、幅広いニーズと地域の社会資源の間に立って、複数のサービスを結びつけて調整を図る援助手法。

①-b 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

104. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムを構築するため設置した、障害保健福祉圏域ごとの保健、医療、福祉関係者等による協議の場において、医療機関、地域援助事業者、市町村等との連携による重層的な支援を促進します。〔障害福祉課〕
105. 措置入院者が退院後に継続的な医療等の支援が受けられるよう、また、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加が促進されるよう、医療機関、本人、家族、福祉サービス事業者等と協議しながら退院後の支援をします。〔障害福祉課〕

①-c 住宅の確保

106. 施設入所者や精神科病院に長期入院している人の地域への移行を促進する際の受け皿として、また、地域で生活する障害のある人の自立支援のための居住の場としてのグループホームについて、障害児（者）施設整備費補助金の活用などにより、量的・質的な充実を図ります。また、グループホームなどにおけるサービスの質の向上を図るため、職員に対する研修などの取組を行います。施設整備に当たっては、感染防止の観点を取り入れます。〔障害福祉課〕

107. 職員の配置加算の活用や障害児（者）施設整備費補助金の活用によるスプリンクラー設備の整備などにより、重度の障害のある人を受け入れるグループホームの充実を図ります。〔障害福祉課〕
108. 日常生活の質の向上を図り、障害のある人の地域移行を更に進めるため、グループホームの家賃について一定額を支給します。〔障害福祉課〕
109. 地域移行を進めるため、グループホームなどへの入居を希望する障害のある人に、グループホームなどでの暮らしを体験する機会の促進を図ります。〔障害福祉課〕
110. 新築の県営住宅の入居者を公募するに当たって、障害のある人がいる世帯などに対し、一定の範囲内で優先入居枠を確保します。〔住宅対策室〕
111. 県、市町村、不動産関係団体、福祉関係団体及び外国人支援団体で構成する山梨県居住支援協議会が借主と貸主の双方に住宅情報の提供などを行うことにより、障害のある人を含む住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居を促進します。〔建築住宅課、住宅対策室、福祉保健総務課、健康長寿推進課、子育て政策課、障害福祉課〕
112. 賃貸契約による一般住宅への入居に当たって相談などの対応が必要な障害のある人を市町村が支援する場合、経費の一部を助成します。〔障害福祉課〕

② 障害福祉サービス等の充実・質の向上

現状、課題等

- 障害のある人が地域社会の一員として充実した生活を送れるよう、障害福祉サービスの提供環境を整備していく必要があります。
- 県内では生活介護など一部サービスの増加が見られますが、施設の地域的な遍在やサービスの遍在が課題となっています。
- また、増加している在宅の重症心身障害児や医療的ケア児、行動障害のある人などを受け入れることができる施設が限られていることから、こうした施設の整備や機能の充実を図る必要があります。
- また、障害のある人がいる家庭においては、「親亡き後」の障害のある子どもの将来に不安を抱えており、地域生活支援拠点や日中サービス支援型グループホームなどの整備が十分とはいえない状況にあって、施設入所を望む声もある中で、支援が難しい重度の障害のある人を受け入れる態勢を整えることが大きな課題となっています。

- 一方で、障害福祉サービスを担う人材不足は顕著であり、福祉人材の確保・育成は喫緊の課題です。

主な取組

②-a 訪問系・日中活動系・居住系サービスなどの充実

(i) 居宅介護サービスなどの充実

113. 障害のある人の個々のニーズ及び実態に応じて、在宅の障害のある人に対する日常生活又は社会生活を営む上で必要な居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護等の訪問系サービスの量的・質的な充実を図ります。(新規)〔障害福祉課〕
114. 障害福祉サービス事業者に加えて、介護保険制度の訪問介護事業者の参入促進により、訪問系サービスの量的・質的な充実を図ります。〔障害福祉課〕
115. 視覚障害により移動に著しい困難を有する人に対する外出時における同行や移動に必要な情報を提供するなどの同行援護、及び知的・精神障害により行動に課題がある人に対する外出の支援などの行動援護について、これらのサービスを行う人材を育成するための研修を実施します。〔障害福祉課〕

(ii) 生活介護サービスなどの充実

116. 重度の障害のある人に対する生活介護サービスなどについては、利用者のニーズなどを勘案する中で、必要なサービスの量的・質的な充実を図ります。〔障害福祉課〕
117. 病院への長期入院などによる医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする障害のある人に対する療養介護については、利用者のニーズなどを勘案する中で、必要なサービスの確保に努めます。〔障害福祉課〕

(iii) 居住系サービスの充実

118. 障害者支援施設については、入所者の地域移行を進めるとともに、利用者の重度化・高齢化やプライバシーの配慮に対応するため、施設の小規模化及び居室の個室化を促進します。また、必要な障害者支援施設について障害児(者)施設整備費補助金の活用などにより整備を支援します。居室の個室化については、感染防止対策の観点でも有効と考えられることから、今後も促進を図ります。〔障害福祉課〕

119. 障害者支援施設は地域の重要な社会資源との考え方の下に、短期入所など各種日中活動サービスなどの障害者の地域生活を支える拠点機能の充実を支援します。〔障害福祉課〕
120. 重度の障害のある人が安定した生活を営めるよう、障害の重度化等に対応した専門的スキルを有する人材を育成します。(新規)〔障害福祉課〕
121. 障害のある子どもは、成人後も一貫した支援が必要な面もあることから、障害児入所施設などにおいて、支援目標を明確にした個別支援計画を踏まえ、地域生活移行に向けた支援をします。〔障害福祉課〕
106. 施設入所者や精神科病院に長期入院している人の地域への移行を促進する際の受け皿として、また、地域で生活する障害のある人の自立支援のための居住の場としてのグループホームについて、障害児(者)施設整備費補助金の活用などにより、量的・質的な充実を図ります。また、グループホームなどのサービスの質向上を図るため、職員に対する研修などの取組を行います。施設整備に当たっては、感染防止の観点を取り入れます。(再掲)〔障害福祉課〕
107. 職員の配置加算の活用や障害児(者)施設整備費補助金の活用によるスプリンクラー設備の整備などにより、重度の障害のある人を受け入れるグループホームの充実を図ります。(再掲)〔障害福祉課〕
122. 障害者支援施設や通所施設の中には、耐震化されていない施設や老朽化した施設が見られることから、障害児(者)施設整備費補助金の活用により必要な整備を支援します。(新規)〔障害福祉課〕
108. 日常生活の質の向上を図り、障害のある人の地域移行を更に進めるため、グループホームの家賃について一定額を支給します。(再掲)〔障害福祉課〕
109. 地域移行を進めるため、グループホームなどへの入居を希望する障害のある人に、グループホームなどでの暮らしを体験する機会の促進を図ります。(再掲)〔障害福祉課〕
123. 障害者支援施設やグループホームから一人暮らしに移行する知的障害のある人や精神障害のある人の日常生活の支援を充実するため、自立生活援助サービスの提供体制の整備を促進します。〔障害福祉課〕

124. 県立民営施設については、現在の経営形態を含めた在り方の検討を行うとともに、県立県営施設についても、民間のノウハウを活用した支援の充実など、高齢化や地域移行など様々な課題に的確に対応していく観点から、その施設の在り方について検討を行います。〔障害福祉課〕

(iv) その他の障害福祉サービスの充実

125. 在宅支援の重要な柱となる短期入所サービスについては、障害者支援施設にその入所定員の1割を当てるように指導するなど、その確保に努めます。〔障害福祉課〕
126. 障害があっても自ら選んだ地域で暮らしていけるよう、施設や病院からの地域移行を進め、地域生活の支援を充実し、障害のある子どもや障害のある人に対する移動支援やコミュニケーション支援などの安心支援体制の整備を促進します。〔障害福祉課〕
127. 地域共生社会の実現に向け、高齢者や障害児者が共に利用できる「共生型サービス」の整備を促進し、地域の実情に応じた福祉サービスの充実を図ります。(新規)〔障害福祉課〕
128. 精神科病院、相談支援事業所等との連携を強化し、ピアサポーターの活用を図りながら、長期入院している精神障害のある人が退院後に自立した生活が営めるようになるための支援計画の作成を進めるなど、個々の患者の地域移行に向けた取組を一層促進します。〔障害福祉課〕
120. 重度の障害のある人が安定した生活を営めるよう、障害の重度化等に対応した専門的スキルを有する人材を育成します。(再掲)〔障害福祉課〕
129. 地域活動支援センターについては、市町村や当該事業所に意見を聞くなどして、地域の実情に応じたサービスの充実を図ります。〔障害福祉課〕

【用語解説】地域活動支援センター：

創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流などを行う事業所。

130. 安全・安心な障害福祉サービスを提供するため、介護業務の負担軽減に向けて、障害福祉サービス事業所等におけるロボット等導入支援など、労働環境の改善や生産性の向上を図ります。(新規)〔障害福祉課〕

②- b 障害児のための支援サービスの充実

131. 乳幼児期から学齢期まで、一貫した療育サービスを身近な地域で提供できるよう、地域自立支援協議会などを活用し、保健、福祉、教育等の関係機関の連携強化を図ります。《児》〔障害福祉課〕

132. 障害のある子どもの障害種別、年齢別等のニーズに対応するため、日常生活における基本的な動作の指導などの専門的な発達支援を行うとともに、身近な地域で療育を受けられるよう、児童発達支援事業所や児童発達支援センターの充実を図ります。《児》〔障害福祉課〕

【用語解説】児童発達支援事業所：

日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行う事業所。

【用語解説】児童発達支援センター：

日常生活における基本動作の指導や独立自活に必要な知識技能付与、集団生活への適応のための訓練を行う施設。

133. あけぼの医療福祉センターについては、入所を希望する障害のある子どもの重度化、重複化に対応するとともに、小児リハビリテーション機能や外来医療などの更なる充実を図ります。《児》〔障害福祉課〕

134. 地域自立支援協議会の活用などにより、強度行動障害のある人の処遇の在り方などについて研究を推進します。《児》〔障害福祉課〕

【用語解説】強度行動障害：

知的障害があり、生活環境への極めて不適切な行動としての行動障害が著しい状態を指す。行動障害としては、多動、自傷、他害、興奮、パニック等がある。

135. 障害のある子どもの障害種別や程度に適切に対応するとともに、家族の負担軽減を図れるよう、障害児（者）施設整備費補助金の活用などにより児童発達支援や放課後等デイサービスなどの障害児通所事業所の整備を促進します。特に、重症心身障害児等に対応できる事業所の開設を促します。施設の整備に当たっては、感染防止の観点を取り入れます。《児》〔障害福祉課〕

136. 重い障害のために通所が困難な障害児に対しては、家庭における支援体制を充実する必要があるため、障害児（者）施設整備費補助金の活用などにより、訪問型児童発達支援事業所の整備を促進します。《児》〔障害福祉課〕

②-c サービスの質の向上など

137. 質の高いサービスを確保する観点から、障害福祉サービス事業者の情報公開を進めます。〔障害福祉課〕
138. サービスの質的向上が図られるとともに、評価結果が利用者の適切なサービス選択に役立つよう、福祉サービス第三者評価事業を普及します。〔福祉保健総務課〕

【用語解説】福祉サービス第三者評価事業：

社会福祉法人などの提供する福祉サービスの質を事業者及び利用者以外の公正・中立な第三者機関が専門的かつ客観的な立場から評価する事業。

139. 障害福祉サービス事業者に対する苦情に対応するため、事業者や県社会福祉協議会が設置する苦情解決体制の積極的な周知を図り、円滑な利用を支援します。〔福祉保健総務課〕

②-d 人材の育成・確保

140. 障害福祉事業所従事者に必要な姿勢や基礎知識などを学び、障害者本人中心の理念を大切にした人材育成を図ることを目的とした研修（福祉従事者基礎研修）を実施します。〔障害福祉課〕
141. 社会福祉士、介護福祉士等の社会福祉の専門的相談、支援、介護等に従事する者の確保に取り組むとともに、社会福祉施設などに従事する職員を対象とした研修の実施により資質の向上に努めます。〔福祉保健総務課〕
142. 社会福祉事業所の就労環境向上の取組を支援することにより、福祉人材の定着を促進するとともに、これらの人材の専門的知識や技術、意欲を高めることを目的として設置した福祉人材センターの充実に努めます。〔福祉保健総務課〕
143. やまなし・しごと・プラザなどにおいて、社会福祉事業所等を含む企業への就職支援を行うとともに、県内企業などとの連携により、就職につなげる機会の拡大を図ります。（新規）〔労政雇用課〕

【用語解説】やまなし・しごと・プラザ：

若年者を対象とする「ジョブカフェやまなし」、中高年齢者を対象とする「求職者総合支援センター」及び子育て中の求職者を対象とする「子育て就労支援センター」を設置し、キャリアコンサルタントによる相談のほか、ハローワークによる職業相談・職業紹介と一体となった就職支援サービスをワンストップで提供する施設。

③ 保健・医療の充実

現状、課題等

- 障害のある人が地域で安心して暮らす上で、保健・医療サービスは重要な役割を担います。
- 保健、医療及び福祉が連携する中で、障害の早期発見、治療や適切な保健・医療サービスの提供による障害の軽減、重度化・重複化の防止を図ることが大切です。
- そのため、妊娠・出産期をはじめ、幼児期から高齢期まで、一貫した保健・医療サービスを提供する必要があります。
- また、特別な支援が必要な障害児（者）（重症心身障害児（者）・医療的ケアを要する障害児（者））が、身近な医療機関や施設で適切な医療・福祉サービスが受けられる環境整備が求められており、対応できる施設の整備や機能の充実を図る必要があります。
- 発達障害のある人への支援も一層の充実が求められており、特に障害児の健やかな育成のための発達支援が急務となっています。
- 更に、心の健康を損なう人が増えていることから、心の健康づくりに関する知識の普及啓発を行うとともに、早い段階から相談指導や治療を受けることができる体制を整えることも大切です。
- 精神科病院に長期間入院している人に対しては、退院や社会復帰を促すために、保健、医療及び福祉が連携し総合的施策を推進する必要があります。
- 難病患者に対しては、医療の提供だけでなく、療養上の不安を解消するための相談や医療費の負担軽減を行うなど、多角的な支援が必要となります。

主な取組

③-a 早期発見・早期支援・早期治療の実施

144. 各地域において、医療機関（産科、小児科）、母子保健、児童福祉、障害のある子どもの専門機関等の連携を強化し、可能な限り早期から親子をサポートしていく体制づくりを推進します。《児》〔障害福祉課〕

145. 妊婦並びに乳児、1歳6ヵ月及び3歳児の健康診査を行い、必要に応じて精密検査を行うことにより、障害の早期発見と適切な指導・相談を実施します。また、心の健康を含めた母子保健の推進は、地域ぐるみで支援する必要があることから、愛育会などの地域組織活動を支援します。《児》〔子育て政策課〕
146. 乳幼児期からの健康保持及び増進を図る観点から、新生児が聴覚検査を円滑に受けられ、また、早期に療育が受けられるような取組を行います。《児》〔子育て政策課〕
147. 心身や知能の障害の原因となる疾病を早期に発見するため、先天性代謝異常検査などを行い、早期治療に対応します。《児》〔子育て政策課〕

【用語解説】先天性代謝異常検査：

フェニールケトン尿症などの先天性代謝異常等及び先天性甲状腺機能低下症は放置すると知的障害などの症状を来すため、異常を早期に発見する必要があることから、新生児を対象に実施する血液によるマス・スクリーニング検査を行います。

148. 慢性的な疾病にかかっていることにより、長期にわたり療養を必要とする児童などの健全育成及び自立促進を図るために、児童及びその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡調整などを行います。《児》〔健康増進課〕
149. 認知症の正確で迅速な鑑別診断や専門的な医療を提供する認知症疾患医療センターは、認知症患者が住み慣れた地域で安心して生活が送れるようにするため、地域包括支援センターと連携し、医療情報などを提供するとともに、患者及び家族の相談支援の充実を図ります。〔健康長寿推進課〕
150. 身体に障害のある児童に対し、指定自立支援医療機関において、生活能力を得るために必要な医療の給付を行い、小児の健全な育成と患者家族の医療費の負担を軽減します。《児》〔子育て政策課〕

③-b 医療・リハビリテーションの充実など

151. あけぼの医療福祉センターのリハビリテーション従事者による地域支援を充実するとともに、研修などの開催により理学療法士など専門職の資質の向上を図ります。〔障害福祉課〕

【用語解説】理学療法士：

身体に障害のある人に対し、主としてその基本的動作能力の回復を図るため、治療体操、その他運動を行わせ、また、電気刺激、マッサージ、温熱その他の物理的手段を加える者。

152. 障害のある人の健康を守り、地域で安心して暮らせるようにするため、重度心身障害者医療費助成制度により重度の障害のある人の医療費の自己負担分について、市町村とともに助成します。

重度心身障害者医療費助成制度について、障害のある人にとって利便性が高く、持続可能な公費負担制度の確立を、国に対し強力に要望します。

また、重度の障害のある人の医療機関での窓口負担軽減と、国民健康保険における国庫負担金減額措置の回避を両立できる、電子版かかりつけ連携手帳を活用した新たな仕組みの構築に取り組みます。〔障害福祉課〕

【用語解説】電子版かかりつけ連携手帳：

日本医師会が山梨大学等と協力して普及を推進しているアプリケーション。スマートフォン等で医療情報を一元的に管理することなどを目的に開発された。

153. 一般の歯科診療所では対応が困難な障害のある人の歯科診療、歯科相談、摂食・嚥下相談指導等を国中地域（山梨口腔保健センター）及び富士・東部地域（富士・東部口腔保健センター）で提供します。〔障害福祉課、医務課〕

154. 心身障害児者の歯科診療体制の充実を図るため、安全で患者負担の少ない麻酔を用いた歯科治療が施術できる歯科医師などの人材を養成します。（新規）〔医務課〕

155. たんの吸引や経管栄養が必要な人に将来にわたって必要な医療的ケアをより安全に提供するため、介護職員などを対象とした研修などの充実に取り組みます。〔健康長寿推進課、障害福祉課〕

156. 地域におけるリハビリテーション推進の拠点となる病院を指定し、地域におけるリハビリテーションに関する相談体制の整備、それぞれの地域特性を踏まえたネットワークづくりや地域リハビリテーションに携わる従事者の資質向上を図るための研修会を実施し、地域のリハビリテーションの推進を図ります。〔健康長寿推進課〕

【用語解説】 地域リハビリテーション：

障害のある人々や高齢者及びその家族が、住み慣れたところで、そこに住む人々とともに、生涯を安全に、いきいきとした生活が送れるよう、医療や保健、福祉及び生活に関わるあらゆる人々や機関・組織がリハビリテーションの立場から協力し合って行なう活動のすべて。

157. 小児リハビリテーションについては、あけぼの医療福祉センターと民間の医療機関が連携して、地域に密着した支援体制の充実に取り組みます。《児》〔障害福祉課〕

③-c 医療的ケアを要する障害児（者）の支援

158. 医療的ケアが必要な障害児（者）が適切な支援を受けられるよう、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関と連携を図るため、山梨県医療的ケア児者支援検討会議を設置し、支援体制を整備します。〔障害福祉課〕
159. 医療的ケアが必要な障害児（者）に対する総合的な支援体制の構築に取り組むコーディネーターの養成研修を実施し、市町村への配置を促進します。（新規）〔障害福祉課〕
160. 医療的ケアを要する障害児への支援やその家族の負担軽減を図るため、訪問看護ステーション、障害児通所支援事業所等の看護師や介護職員などの技能向上を図る研修会等を実施します。《児》（新規）〔障害福祉課〕
161. 医療的ケアを要する障害児（者）を在宅で介護する家族に対するレスパイトケアを充実するため、医療型短期入所事業所が整備されていない峡東、峡南及び富士・東部圏域への事業所の開設を促進します。（新規）〔障害福祉課〕

【用語解説】 レスパイトケア：

介護をする家族が、一時的に介護から離れて休息し、心身の疲れを取るための支援。

162. 医療的ケアを要する障害児（者）の自立した生活を地域で支援するため、市町村に対して地域の実情に応じたサービス提供の実施を促します。〔障害福祉課〕
163. 障害児通所支援を利用することが困難な重症心身障害児などの重度の障害のある子どもに対して、居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の付与など発達支援サービスを行う児童発達支援センターの整備等を促進します。《児》（新規）〔障害福祉課〕

148. 慢性的な疾病にかかっていることにより、長期にわたり療養を必要とする児童などの健全育成及び自立促進を図るために、児童及びその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡調整などを行います。《児》（再掲）〔健康増進課〕

③-d 子どもの心のケアの推進

164. こころの発達総合支援センターの医師と地域の小児科医との連携体制を強化することにより、発達障害に係る医療の質の向上を図ります。《児》〔子ども福祉課〕
165. 子どものこころサポートプラザ各施設のスタッフが緊密に連携しながら、相談や心理ケア、専門的な医療、学校教育を行うなど、ニーズに応じた、迅速で一貫した手厚い支援を提供します。また、サポートプラザを中心に、地域の医療機関、福祉施設、市町村、学校等との全県的な支援ネットワークの構築を図り、県内全域で適切な支援が提供できる体制を整備します。《児》〔子ども福祉課〕

【用語解説】：子どものこころサポートプラザ

発達障害や虐待などにより、心のケアを必要とする子どもが急増している中、安心して子どもを産み育てられる環境づくりのため、全国に先んじた高度で専門的な医療を提供するとともに、相談や心理ケア、学校教育等の総合的な支援を行う拠点として、甲府市住吉へ、中央児童相談所及びこころの発達総合支援センターを移転するとともに、子ども心理治療センターうぐいすの杜及び特別支援学校うぐいすの杜学園を新設し、令和2年4月、子どものこころのサポートプラザとして、一体的に運営を開始した施設。

【用語解説】子ども心理治療センターうぐいすの杜（児童心理治療施設）：

家庭環境や学校における交友関係、その他の環境上の理由により社会生活への適応が困難となった児童を、短期間、入所させ、又は通わせて、必要な治療及び生活指導を行い、あわせて退所した者について相談などの援助を行う施設。

子どものこころサポートプラザの外観



山梨県子どものこころサポートプラザ

— 4つの機能を一体的に整備した全国初の総合拠点 —

こころの発達総合支援センター

<福祉プラザから移転・拡充>

- 子どもの心の問題や発達障害についての様々な相談や専門医による診療を行います。
- ※診察室 (2→4)、相談室 (3→10) の増設
- ※脳波検査・聴覚検査等の各種検査室や集団療育スペース、デイケア室を新設

中央児童相談所

<福祉プラザから移転・拡充>

- 子どもの福祉に関する専門的な相談対応や市町村支援等を行うとともに、必要な場合は、子どもを一時保護します。
- ※相談室の増設 (3→5)
- ※一時保護所の定員を拡充 (12→16)
- ※居室を個室化 (男女エリア分等)

4つの施設の連携

各施設のスタッフが緊密に連携しながら、相談から治療まで、ニーズに応じた迅速で一貫した手厚い支援を提供します。

子ども心理治療センター

うぐいすの杜 <新設>

- 心理的な要因で家庭や学校に適応できない子どもを対象に、心理治療や生活指導など社会生活に適応するための支援を行います。
- ※居住エリアは小規模なユニットとして整備
- ※入所定員：30名 通所定員：15名

特別支援学校

うぐいすの杜学園 <新設>

- 児童心理治療施設に入所・通所する子どもが通学し、学校教育と併せて、障害による学習上や生活上の困難を改善・克服するための指導を行います。
- ※児童心理治療施設と特別支援学校本校の併設は、全国でも初めて

③-e 精神保健・医療の提供など

166. 精神障害のある人が地域で安心して暮らすことが出来るように、精神科救急情報センターの相談員の資質を向上し、24時間体制で実施している精神科救急事業の更なる充実を図ります。〔障害福祉課〕
167. うつ病を予防するため、セルフチェックや相談機関などを記載したリーフレットを県内関係機関に配布し、うつ病に関する知識の普及啓発や早期発見に向けた取組を推進します。〔障害福祉課〕
168. 精神科病院の实地指導などを通じて、人権に配慮した適正な精神科医療や質の高い治療環境の確保を図るとともに、相談支援事業所など障害福祉サービス事業者との連携を図ることにより入院中の精神障害のある人の地域移行を促進します。〔障害福祉課〕
169. 県内の総合病院において、今後、重篤な精神疾患の入院治療病棟での緊急的かつ専門的な治療が充実される可能性があることを念頭に置きつつ、当面、県内の医療機関が相互に連携して対応する体制を整えることで、精神・身体合併症の重篤な患者に対して円滑かつ速やかに治療を実施できる具体的な仕組みの構築を目指します。〔障害福祉課〕
170. 多種多様な精神疾患に対応するため、患者の動向、医療資源・連携等の現状把握に努め、精神疾患の医療体制の整備を推進します。(新規)〔障害福祉課〕
171. 依存症対策全国センターが実施する各種研修会へ医療従事者及び相談従事者を派遣し、支援人材の強化・充実に取り組みます。(新規)〔障害福祉課〕

③-f 難病に関する施策の推進

172. 難病医療連絡協議会を中心として、医療機関の連携を図るとともに、地域の実情に応じた難病医療提供体制の構築に努めます。〔健康増進課〕
173. 難病指定医などの研修や指定難病審査会の運営などを行うことにより、難病の患者に対する良質かつ適切な医療の確保を図ります。〔健康増進課〕
174. 指定難病患者の医療費負担軽減により、安定した療養生活の確保を図るため、医療費の助成を行います。〔健康増進課〕

175. 難病患者の療養上の不安解消を図るとともに、きめ細かな支援が必要な要支援難病患者に対する適切な在宅療養支援が行えるよう、保健所が中心となり地域の医療機関及び関係機関と連携し、患者個別の支援計画の策定、医療相談、訪問相談等を行うことにより、難病で長期に療養する児・者の自立支援を推進します。
〔健康増進課〕
176. 地域で生活する難病患者及びその家族の日常生活における相談支援、地域交流活動の促進及び就労支援を行う拠点施設として、山梨県難病相談支援センターの更なる機能の充実を図ります。〔健康増進課〕
177. 難病の患者などの多様化するニーズに対応した適切なホームヘルプサービスの提供に必要な知識・技能を有するホームヘルパーの養成を図ります。〔健康増進課〕
178. 慢性的な疾患で治療を続けている小児慢性特定疾病児童・家族を支援するため、医療費の助成を行います。《児》〔健康増進課〕
179. 慢性疾患等により、長期間の療養が必要な児童に対して、各種支援策の利用計画の作成、関係機関との連絡調整等を行い、成人期に向けた切れ目のない支援により、自立・就労の円滑化を図ります。《児》〔健康増進課〕
180. 在宅の小児慢性特定疾病児に対し、日常生活用具の給付など福祉サービスを充実します。《児》〔健康増進課〕

(3) 自らの力を高め、いきいきと活動する

障害のある人の自立を促進する上で教育は重要な役割を担うことから、障害のある児童生徒が、合理的配慮を含む必要な支援の下、その年齢や能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた教育が受けられるよう積極的に支援していきます。

障害のある人が地域で自立した生活を送るためには経済的な基盤を確保する必要があることから、その能力に応じて適切な職業に従事することができるように、多様な就労の機会を確保するとともに、個人の特性に配慮した職業相談、職業指導、職業訓練等、就労促進に向けた総合的な取組を関係機関と連携を図りながら実施していきます。

また、障害のある人が円滑に情報を取得及び利用し、意思表示やコミュニケーションを行うことができるように、情報の提供やコミュニケーション支援を充実させていきます。

更に、障害のある人の行動範囲を広げるため、その移動手段などに対し支援するとともに、文化芸術活動やスポーツなどにも積極的に参加できる環境を整え、地域での生活の質を高めていきます。

① 教育の充実

現状、課題等

- 障害のある子どもは、就学前の幼児期から適切な支援を行うことが重要であり、学齢期にかけて切れ目のない支援を行う必要があります。
- 就学先については、障害の状態や教育的ニーズを踏まえ、総合的な観点から決定する必要があります。
- 共生社会の形成に向けては、インクルーシブ教育システムの構築が重要であり、その構築のためには「やまなし特別支援教育推進プラン」に基づき、特別支援教育を着実に進めていく必要があります。
- インクルーシブ教育システムにおいて、障害のある人がその能力を可能な限り発達させることができる適切な教育の場を提供するとともに、障害のある人となない人が可能な限り共に学ぶことができるよう配慮することが課題です。
- その実現のためには、専門性の高い教員の確保や、障害のある子ども一人ひとりの状況に応じ、自立に向けた教育内容や教育方法を変更・調整するなどの合理的配慮が求められています。

主な取組

①-a 幼児期から学齢期における支援の充実

(i) 地域療育の推進

181. 地域療育等支援事業において、ケアマネジメント手法の習熟のための研修を担う地域療育コーディネーターの資質の向上を図るなど、事業の一層の充実に努めます。《児》〔障害福祉課〕

182. 社会福祉法人などが行う児童発達支援事業の拡充を図ります。《児》〔障害福祉課〕

【用語解説】児童発達支援：

日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行う支援。

183. あけぼの医療福祉センターでは、障害のある子どもとその保護者を一時的に入所することができ、在宅療育及び日常生活に関する正しい知識を習得できる母子入所事業を実施します。《児》〔障害福祉課〕

184. 発達障害のある人に対して、障害の程度や特性に応じ、幼児期、学齢期及び成人期別に個別相談や集団療育を行うことにより、二次障害を予防し、社会的に自立した生活が営めるよう支援するとともに、保護者の養育技術の向上を図ります。《児》〔子ども福祉課〕

【用語解説】二次障害：

発達障害のある人が周囲の理解を得られず、叱責・いじめなどを受け、生来の発達障害とは別に、心の問題を抱えてしまうこと。

185. 発達障害の相談支援について、市町村を中心とした乳幼児期から成人期までの一貫した支援体制を構築するため、こころの発達総合支援センターにおいて専門研修や地域連携パスの活用促進などの地域支援を行い、民間や行政の支援関係者の資質向上を図ります。《児》〔子ども福祉課〕

186. 発達障害のある子どもが自らの特性を理解しながら職業観を育み、自立した大人となることを目指し、福祉、保健、教育及び労働関係者が連携し、身近な地域で思春期から就労準備のための支援が受けられる体制づくりを促進します。《児》〔子ども福祉課〕

187. 地域で生活する障害のある子どもの保護者間の交流を活発にし、在宅における療育についての情報交換などを行う機会の提供などに配慮します。《児》〔障害福祉課〕
188. 放課後児童クラブへの障害のある子どもの受入を促進することで、放課後の生活の充実を図ります。《児》〔子育て政策課〕

【用語解説】放課後児童クラブ：

放課後、児童館や小学校の空き教室などを利用して、保護者が就業などにより昼間家庭にいない小学校低学年の児童などに、適切な遊びや生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業。

(ii) 幼児教育の充実

189. 早期から障害の状態などに応じた専門的な相談や支援を受けられるよう、「サポートノート（山梨県版相談支援ファイル）」の活用を促し、特別支援学校のセンター的機能を発揮するとともに、盲学校及びろう学校の幼稚部における就学前の指導や教育相談の充実を図ります。《児》〔子育て政策課、教育庁高校改革・特別支援教育課〕
190. 保育所及び幼稚園の職員の現任研修や幼稚園の新規採用職員を対象とした研修の実施により、障害のある子どもの受入体制及び指導の充実を図ります。《児》〔子育て政策課、教育庁高校改革・特別支援教育課〕
191. 障害の程度に応じた適切な教育が受けられるようにするため、障害のある子どもを受け入れる幼稚園などに対して助成します。《児》〔子育て政策課〕

(iii) 一人ひとりのニーズに応じた教育

192. 特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒に対して、一人ひとりの教育的ニーズ、障害の特性等に応じた合理的配慮や、学齢期を通じて一貫した教育的支援を行うため、「サポートノート（山梨県版相談支援ファイル）」「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」を作成し、組織的かつ計画的な支援体制の構築を図るとともに、その活用を促進し、学校間の引継や連携などの強化を図ります。《児》〔教育庁義務教育課、教育庁高校教育課、教育庁高校改革・特別支援教育課〕

193. 障害のある幼児児童生徒一人ひとりに対して、地域における総合的な支援を行うため、地区及び専門部特別支援連携会議を開催するなど、保健、医療、福祉、労働、教育等の関係機関の連携体制の充実を図ります。《児》〔教育庁高校改革・特別支援教育課、障害福祉課〕
194. 特別支援学校に在籍する医療的ケアを必要とする幼児児童生徒への対応を適切に行うため、医療的ケア運営会議を開催し、医療的ケアの在り方に関する実践的研究を推進するとともに、安全な教育活動が行われるよう校内体制の整備を推進します。《児》〔教育庁高校改革・特別支援教育課〕
195. 幼稚園及び小・中学校における特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対する支援を強化するため、特別支援教育支援員の研修を充実させ、その配置拡大を市町村に働きかけます。《児》〔子育て政策課、教育庁義務教育課、教育庁高校改革・特別支援教育課〕

【用語解説】特別支援教育支援員：

幼稚園及び小・中学校において、校長、副校長、教頭、特別支援教育コーディネーター及び担任の教員と連携し、発達障害のある児童生徒に対する学習支援、身体障害や知的障害のある児童生徒に対する着替えや食事の日常生活上の介助、車いすによる教室間移動における介助、運動会や学習発表会などの学校行事における介助等を行うほか、周囲の児童生徒の障害に対する理解促進などの役割を担う者。

196. 障害のある生徒の社会的・職業的な自立の促進に向け、「個別の教育支援計画」（移行支援計画）の作成及び活用を通じて、家庭及び保健、医療、福祉、労働、教育等の関係機関との連携を深め、適切な教育的支援の充実を図ります。《児》〔教育庁義務教育課、教育庁高校教育課、教育庁高校改革・特別支援教育課〕
197. 障害のある生徒の社会的・職業的な自立は、その能力、適性、障害の状態等に応じたきめ細かな指導が必要であることから、障害の特性などを見極め関係機関との連携を図るとともに、生徒が進路を主体的に選択できるよう、早い段階からの職業教育や進路指導の充実を図ります。《児》〔教育庁義務教育課、教育庁高校教育課、教育庁高校改革・特別支援教育課〕
198. 軽度の知的障害のある生徒に対する社会参加や自立を促進するため、専門学科を設置した高等支援学校において、職業教育の充実を図るとともに、地域や関係機関との連携強化を進めます。企業、事業所、福祉、労働等の関係機関の連携を強化し、インターンシップ及び産業現場における実習の充実や職域の拡大を図ります。《児》〔教育庁高校改革・特別支援教育課〕

199. すべての学校において、特別支援教育の理念に基づいた学級経営や学習指導の取組を推進するとともに、「通常の学級」「通級による指導」「特別支援学級」それぞれの学びの場における教育の充実を図ります。〔教育庁高校教育課、教育庁高校改革・特別支援教育課〕

【用語解説】通級による指導：

通常の学級に在籍している障害のある児童生徒を対象として「通級指導教室（ことばと発達のサポートルームなど）」において特別な教育的支援を行うこと。障害による学習上及び生活上の困難さを改善克服するための学習（自立活動）を中心とした指導を行う。本県では、言語障害・発達障害・情緒障害・難聴の児童生徒への指導を実施している。難聴の児童生徒を対象とした通級による指導は、ろう学校が行っている。

200. 慢性疾患などのある児童生徒の教育の充実や、入院児童生徒の教育保障のためのネットワークの強化に努めます。《児》〔教育庁高校改革・特別支援教育課〕

①-b インクルーシブ教育の推進

190. 保育所及び幼稚園の職員の現任研修や幼稚園の新規採用職員を対象とした研修の実施により、障害のある子どもの受入体制及び指導の充実を図ります。（再掲）《児》〔子育て政策課、教育庁高校改革・特別支援教育課〕
191. 障害の程度に応じた適切な教育が受けられるようにするため、障害のある子どもを受け入れる幼稚園などに対して助成します。（再掲）《児》〔子育て政策課〕
201. 就学前の相談・支援の充実を図るため、市町村の主体的な就学相談・支援体制の構築に向けた専門研修の実施などの取組を推進するとともに、県及び市町村における単独又は共同での教育支援委員会により、保健、医療、福祉、教育等の関係機関の連携強化の充実を図ります。《児》〔教育庁高校改革・特別支援教育課〕
202. 総合教育センターなどにおける教育相談及び就学相談は、家庭及び保健、医療、福祉、教育等の関係機関との連携を図りながら実施し、適切な就学支援がなされるよう努めます。《児》〔教育庁総務課、教育庁高校改革・特別支援教育課〕

①-c 教育環境の整備

(i) 教員の専門性と指導力の向上

203. すべての学校の教員を対象とした特別支援学校教諭免許状の認定講習を実施し、免許状保有率の向上を図り、特別支援教育を担当する教員の専門性及び指導力の向上に努めます。《見》〔教育庁義務教育課、教育庁高校改革・特別支援教育課〕
204. 総合教育センターにおいて、実践に役立つ教育課程の編成や学習指導方法などについての調査研究を行い、障害の特性などに応じた専門的な教育研修の充実を図ります。《見》〔教育庁総務課〕

(ii) 多様化する障害への対応

205. 特別支援教育はすべての学校において取り組む必要があることから、校長、副校長、教頭、特別支援教育コーディネーター、担任の教員等それぞれの役割に応じた研修を実施するとともに、専門性の高い教員の計画的養成などに取り組み、教員の専門性の向上を図ります。《見》〔教育庁高校改革・特別支援教育課〕
206. 特別支援学校の教員と小・中学校及び高等学校の教員との人事交流を進めるとともに、専門性や指導の継続性を考慮した人事配置を推進します。《見》〔教育庁義務教育課、教育庁高校教育課、教育庁高校改革・特別支援教育課〕
207. 特別支援学校に配置した理学療法士、作業療法士等の外部専門家の活用により、教員の専門性を向上し、特別支援学校における障害の特性に応じた専門的な教育の充実を図ります。《見》〔教育庁高校改革・特別支援教育課〕
208. 心理的困難や苦しみを抱え、日常生活に生きづらさを感じている情緒障害児などに対して、心理的治療などの支援を行っていきます。《見》〔子ども福祉課、障害福祉課〕

(iii) 特別支援学校の機能の充実

209. 特別支援学校の教室不足、施設の老朽化・大規模化の解消、障害の特性に応じた施設設備の充実等を検討し、特別支援学校の基礎的環境整備の充実を図ります。《見》〔教育庁学校施設課、教育庁高校改革・特別支援教育課〕
210. 障害者用トイレやスロープの設置など、県立学校における施設・設備の整備充実を図るとともに、バリアフリー対策を促進します。《見》〔教育庁学校施設課〕

211. 障害のある幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育的支援を行うため、合理的配慮に基づくデジタル教科書やICTを活用した教材など新たな教材・教具の研究開発や指導法の充実を図ります。《児》〔教育庁高校改革・特別支援教育課〕
212. すべての学校において特別支援教育の理念に基づいた学級経営や学習指導の取組を推進するとともに、PT等外部専門家の活用などにより特別支援学校におけるセンター的機能を強化し、通常の学級、特別支援学級及び通級指導教室の運営の改善や指導内容の充実を図ります。《児》〔教育庁高校改革・特別支援教育課〕

【用語解説】 PT等外部専門家：

理学療法士（PT）、作業療法士（OT）、心理士、言語聴覚士（ST）、視能訓練士及び歩行訓練士を特別支援学校に配置している。

【用語解説】 センター的機能：

特別支援学校では、小中学校などの要請により、障害のある児童生徒、又は当該児童生徒を担当する教師などに対して必要な助言や援助を行ったり、地域の実態や家庭の要請などにより保護者等に対して教育相談を行ったりするなど、各特別支援学校の教師の専門性や施設・設備を生かした地域における特別支援教育のセンター的な役割を担っている。

② 雇用・就労・定着に向けた支援

現状、課題等

- 障害のある人が地域で自立した生活を送るためには、就労により経済的な基盤を確保することが重要です。
- しかしながら、本県では、民間企業に雇用されている障害のある人の数は増加傾向にあるものの、令和2年の障害者雇用率が2.05%と法定雇用率に達していません。
- 障害のある人の就労の促進を図るためには、障害の種別や程度、本人の希望などに対応したきめ細かな支援と、就労後も離職することがないように継続したバックアップが必要です。

主な取組

②-a 障害者雇用の促進

213. 障害者雇用促進キャンペーンなどの啓発活動を推進し、雇用の促進を図ります。
〔産業人材育成課〕
214. 山梨労働局、公共職業安定所等が主催する障害者就職面接会などを活用して雇用の拡大を図ります。〔障害福祉課、産業人材育成課〕
215. 山梨労働局、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター等と連携し、法定雇用率の達成に向け、障害のある人の雇用に関する制度や障害者雇用安定促進助成金などの支援策の浸透を図り、障害のある人の雇用の拡大に努めます。〔産業人材育成課〕
- 【用語解説】障害者雇用安定促進助成金：
障害のある人を雇用した事業主に支給される国の特定求職者雇用開発助成金が満了した後も、継続して同じ障害のある人を6ヶ月以上雇用する中小企業事業主（資本金3億円以下又は常時雇用労働者数300人以下の事業主）に対して、助成金を支給する制度。
216. 障害のある人を対象とした山梨県職員採用選考を実施します。〔人事委員会事務局〕
217. 山梨県職員採用試験（大学卒業程度・高校卒業程度）において、拡大文字や点字等による試験を実施します。（新規）〔人事委員会事務局〕
218. 障害者雇用の意義を踏まえ、県建設工事の入札参加業者資格審査基準において障害者雇用を評価するなど、障害のある人を積極的に雇用している事業者に対し、建設工事入札参加資格者名簿の等級格付時に加点を行います。〔県土整備総務課〕
219. 障害者支援施設などが製作する物品及び提供する役務の調達を行うよう努めます。〔障害福祉課〕
220. 障害のある人の技能習得や事業準備などに役立つ生活福祉資金の貸付を行い、経済的自立を支援します。〔福祉保健総務課〕

②-b 総合的な就労支援

(i) ICTを活用した就労の促進

221. 特別支援学校においてICTを活用できる環境整備を行い、児童生徒の障害の状態や発達段階などに応じたICT教育の推進を図り、情報活用能力を養うとともに、就労機会の拡大を図ります。〔児〕〔教育庁高校改革・特別支援教育課〕
222. ICTを用いた実務的な職業能力の向上のため、障害のある人を対象とするパソコンを使った職業訓練を充実します。〔産業人材育成課〕
223. 障害のある人が、ICTを活用することにより在宅などで就労が可能となるよう支援します。また、技能の向上を支援するため、障害者ITサポートセンターの機能を充実します。〔障害福祉課〕

(ii) 福祉的就労の場の確保

224. 雇用による就労の機会を確保するため、就労継続支援A型事業所の整備促進を図るとともに、利用者の希望に沿った就労の機会の提供を図ります。〔障害福祉課〕
225. 在宅の障害のある人の地域に密着した就労の場を確保するため、地域活動支援センターへの支援内容の充実を図ります。〔障害福祉課〕
226. 工賃向上計画に基づき、就労支援事業所などで働く障害のある人の工賃水準引上げを目指します。〔障害福祉課〕

(iii) 一般就労に向けた総合的支援

227. 視覚障害のある人の就労については、あんま・マッサージ、鍼、灸といったいわゆる三療への就労支援を関係機関と連携して進めるとともに、ICT関係などの新たな職域への進出を支援します。また、中途視覚障害のある人の就業継続を支援します。〔障害福祉課〕
228. 山梨障害者職業センターなどが実施する専門的な職業評価、職業指導、職業準備支援、職業講習、職場適応援助者（ジョブコーチ）による人的支援等の職業リハビリテーションとの連携を図り、障害のある人の就業に向けた取組を支援するとともに、定着支援において重要となる就業後の生活支援体制の強化を促進します。〔障害福祉課、産業人材育成課〕

【用語解説】 障害者職業センター：

障害者雇用促進法において専門的な職業リハビリテーションを実施するとともに、地域の関係機関に対して、職業リハビリテーションに関する助言や援助などを行う機関で、障害者職業カウンセラーが配置されている。

【用語解説】 職業リハビリテーション：

障害のある人に対して職業指導、職業訓練、職業紹介等の措置を講じその職業生活における自立を図ること。

229. 身近な地域において、障害のある人の就職や生活の指導、助言、その他支援を行うために設置された県内4カ所の障害者就業・生活支援センターを拠点として、就職及び職場定着を促進します。〔障害福祉課〕

230. 就業定着を目指す支援対象者が増加していることから、障害者就業・生活支援センター機能を補完するため、県版障害者ジョブコーチの活用強化を図ります。〔障害福祉課〕

【用語解説】 県版障害者ジョブコーチ：

障害のある人の就業を促進するために、専門性の高い支援を行う職場適応援助者（ジョブコーチ）では対応しにくい支援にも柔軟に対応できるように、平成21年11月から開始した制度。県内の障害者就業・生活支援センターを拠点に派遣を行っている。

231. 障害のある人の企業・事業所での就業を促進するため、国や県などにおいて職場実習を行うとともに、県と包括連携協定を締結した企業における職場実習の実施を推進します。〔障害福祉課〕

232. 障害者就業・生活支援センターが、特別支援学校、ハローワーク等と就職準備期から情報を共有し、職場体験や通勤体験の機会を提供することにより、相互に連携して障害のある人の就職及び職場定着を促進します。〔障害福祉課〕

233. 障害者就業・生活支援センターと就労移行支援事業所等が連携して行う、企業に就職した障害のある人の定期的な自主交流会などの開催を支援することにより、就業意欲の増進を図るとともに、職場定着を促進します。〔障害福祉課〕

234. 精神障害のある人及びひきこもり当事者の社会復帰を促進するため、社会生活を送る上で必要な、仕事に対する集中力、対人能力及び持久力を養う社会適応訓練を実施します。〔障害福祉課〕

235. 障害のある人が障害のない人とともに訓練受講が可能な場合は、県立職業能力開発施設（産業技術短期大学校や峡南高等技術専門校、就業支援センター）への入校を積極的に促進します。また、一般の職業能力開発施設での受入が困難な障害のある人については、県外の障害者職業能力開発校への入校を促進するための奨励金を支給します。〔産業人材育成課〕
236. 障害のある人の職業能力の開発を促進し、社会参加への自信や意欲を高めるため、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が開催する山梨県障害者技能競技大会に協力するとともに、全国障害者技能競技大会へ選手を派遣します。〔産業人材育成課〕
237. 障害のある人と雇用を希望する企業などとのマッチングや障害のある人の職業意識・職業能力の向上を図るため、障害のある人のための障害者職業能力検定を実施します。〔産業人材育成課〕

②- c 障害特性に応じた就労支援及び就業機会の確保

238. 障害のある人の職業能力開発を促進し就業を支援するため、県立職業能力開発施設において、障害のある人の態様に応じた訓練コースを充実します。また、企業のニーズに対応した訓練を実施するため、社会福祉法人、NPO、民間教育訓練機関等、地域の多様な委託先を活用し、障害のある人の能力や適性、地域の障害のある人の雇用ニーズに対応した委託訓練を機動的に実施します。〔産業人材育成課〕
239. 就労支援サービス事業所などの利用者が、就労を目指して企業などで作業経験を積み適応能力の向上を図ることができるよう、職場実習先の確保に努めます。〔障害福祉課〕
240. 発達障害のある子どもや発達障害のある人の就労に向け、こころの発達総合支援センターを中心に、労働、教育等の関係機関との連携を図り、よりきめ細かい支援を行います。〔子ども福祉課〕
241. 障害のある人の一般企業などへの就労を支援する就労移行支援事業所、一般企業に就労した者の支援を行う就労定着支援事業所及び雇用契約に基づき就労する者への支援を行う就労継続支援A型事業所の整備を促進します。また、一般企業に雇用されることが困難な障害のある人への支援を行う就労継続支援B型事業所などの就労の場の確保に努めます。〔障害福祉課〕

【用語解説】 就労移行支援事業所：

一般企業などへの就労を希望する障害のある人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練を行う事業所。

【用語解説】 就労定着支援事業所：

一般企業へ就労した障害のある人に、一定期間、訪問するなどして体調管理や金銭管理など生活面における指導、助言等の支援を行う事業所。

【用語解説】 就労継続支援事業所：

一般企業などでの就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業所。A型は、雇用契約などに基づく就労の機会を提供し、B型は、雇用契約を結ばない就労及び生産活動の機会を提供する事業所。

242. 就職を希望する難病の患者などに対し、難病相談支援センターを中心に、労働、医療機関、関係機関等と連携を図り、よりきめ細かい支援を行います。〔健康増進課〕

②-d 農福連携による就業の場の創出

243. 農業分野における障害のある人の就労支援（農福連携）を推進します。〔障害福祉課、農村振興課〕
244. 農福連携を推進するために必要な農業現場における環境整備、就農支援及び農業者との交流促進を図ります。〔障害福祉課、農村振興課〕
245. 農福連携から生まれた商品の販売機会の確保とブランド価値を高める取組を進め、障害者就労支援施設における農福連携による工賃の向上を図ります。（新規）〔障害福祉課、農村振興課〕
246. 農業生産検定（障害者職業能力検定）を実施し、障害のある人の技能と意欲を高め、農業分野を含む一般就労への就業を促進します。〔障害福祉課、産業人材育成課〕

【用語解説】 農業生産検定：

15歳以上の知的障害のある人が職業に関する技術・技能に習熟し、企業への円滑な就労や職業意識、職業能力向上を図ることを目的として県が独自に実施している障害者職業能力検定の一つで、作業場において、「服装」「選果計量」「パック詰め、出荷箱詰め」「運搬」等の各項目について評価を行うもの。

③ 社会参加への支援

現状、課題等

- 視覚、聴覚等に障害のある人の自立や社会参加を促進するためには、障害特性に応じたコミュニケーション手段の確保と情報提供が不可欠であり、一層の充実が求められています。
- また、パソコンなどを活用した情報収集や情報交換はコミュニケーションの幅を広げる有効な手段ではありますが、操作方法を学ぶ機会が少ないなど支援が必要です。
- 公共交通機関が充実していない本県においては、移動支援も大きな課題です。
- 障害のある人が自由に参加することができる交流の機会が少ないことも課題です。
- なお、今後、未知の感染症が発生・拡大するなど、手話通訳者の同行が困難な状況においても、聴覚障害のある人の情報保障を確保するよう対策を講じる必要があります。

主な取組

③-a 意思疎通支援の充実

247. ICTの利用相談、情報提供、在宅就労に向けた支援等を実施する障害者ITサポートセンターの充実と、点字図書館等との連携の強化を図ります。〔障害福祉課〕
248. 障害のある人の情報機器活用能力の向上のため、障害者ITサポートセンターで行う障害者パソコン教室の充実を図るとともに、パソコンボランティアの養成、派遣事業を推進します。〔障害福祉課〕
249. 障害のある人に対する情報のアクセシビリティ向上を図るため、視覚障害のある人用の活字文書読上げ装置や聴覚障害のある人用の通信装置などの情報支援機器の給付や貸与を促進します。〔障害福祉課〕
250. パソコンを購入できない障害のある人に、企業などで不要となったパソコンをリユースすることにより、障害のある人のICT利用需要に応えるリユースパソコン活用事業を推進します。〔障害福祉課〕
251. 視覚障害のある人の日常生活上のコミュニケーションを確保するため、点訳奉仕員や録音奉仕員の養成及び資質の向上を図ります。〔障害福祉課〕

252. 日本視覚障害者連合からインターネットを通じて送付される新聞記事などを点字プリンターで出力し、希望する視覚障害のある人に情報提供する点字即時情報ネットワーク事業を推進します。〔障害福祉課〕
253. 手話通訳を必要とする聴覚に障害のある人が、県外や県内の居住地以外の市町村へ移動する場合に、その目的地において必要となる手話通訳者を確保するための支援を行います。〔障害福祉課〕
254. 聴覚障害のある人の日常生活上のコミュニケーションの支援ができるよう、手話通訳者や要約筆記者の養成及び資質の向上を図ります。〔障害福祉課〕
77. 手話通訳者の同行が困難な状況においても、聴覚障害のある人の情報保障を確保するため、タブレットを使用してリモートで手話通訳を行う遠隔手話サービスの利用体制を整備します。(再掲)〔障害福祉課〕
255. 重複した障害のある盲ろう者のコミュニケーションの支援や社会参加を促進します。〔障害福祉課〕
256. 聴覚障害のある人が生活の様々な場面で手話を使いやすい環境を整備するとともに、関係団体と協力し、手話に対する理解促進とその普及を推進します。〔障害福祉課〕
257. 障害者手帳の交付対象となっていない軽度・中等度難聴児が円滑にコミュニケーションを図ることができるように、補聴器購入経費の一部を助成します。〔障害福祉課〕

③- b 外出や移動などの支援の充実

258. 身体障害のある人が運転免許を取得するために要する経費、又は自らが所有し運転する自動車の改造に要する経費に対して助成します。〔障害福祉課〕
259. 車いすなどを使用する在宅の重度障害のある人などの社会参加と介助者の負担軽減を図るため、リフト付き自動車への改造や既にリフト付きに整備された自動車を新規に購入するための経費に対して助成します。〔障害福祉課〕
260. 障害のある人の利便の向上と活動範囲の拡大を図ることを目的に、一定の条件を満たした重度の障害のある人が使用する自家用車について、燃料費の一部を助成します。〔障害福祉課〕

261. 身体障害者補助犬法の趣旨の徹底を図るための普及啓発を行うとともに、補助犬を障害のある人に貸与することで、就労など社会活動への参加を促進します。
〔障害福祉課〕
262. 障害のある人に対して駐車区画の利用証（パーキングパーミット）を発行するやまなし思いやりパーキング事業について、利用できる駐車枠を確保するため、民間事業者などに駐車区画の設置を求めています。〔障害福祉課〕
263. 精神障害のある人が外出や移動がしやすくなるよう、公共交通機関などに支援を求めています。〔障害福祉課〕
115. 視覚障害により移動に著しい困難を有する人に対する外出時における同行や移動に必要な情報を提供するなどの同行援護、及び知的・精神障害により行動に課題がある人に対する外出の支援などの行動援護について、これらのサービスを行う人材を育成するための研修を実施します。（再掲）〔障害福祉課〕
264. 義肢、装具等の補装具に関する専門的な相談に応じるとともに、補装具費支給に係る適合判定などを行います。また、良質な補装具が供給されるよう補装具業者に対する技術指導を行います。〔障害福祉課〕

④ 障害者スポーツの推進

現状、課題等

- 障害のある人にスポーツやレクリエーションへ参加してもらうには、障害のある人が参加することのできる機会の充実や拠点づくりを進める必要があります。一方で、障害のある人が安全に参加できるよう、感染症の発生状況などに応じた対応を行うことも重要です。
- 障害のある人が安全にスポーツに親しみ、かつ競技としてのスポーツの振興を図るためには、障害者スポーツの指導に習熟した障害者スポーツ指導員を確保する必要があります。
- 全国障害者スポーツ大会への参加を支援するなど、競技力の向上を図る必要があります。

主な取組

④-a 障害者スポーツの拠点づくり

265. 学校教育外における障害のある人への継続的なスポーツの実施促進に向け、身近な場所でスポーツに親しむ機会の充実や環境づくりをはじめ、特別支援学校などを活用した地域における障害者スポーツの拠点づくりを推進します。(新規)〔スポーツ振興課、教育庁高校改革・特別支援教育課〕

④-b 障害者スポーツの普及

266. 障害のある人が適切な指導のもと、有意義にかつ安全にスポーツやレクリエーション活動が行えるよう、障害者スポーツの指導に習熟した指導員を育成し、障害者スポーツの普及を図ります。〔スポーツ振興課〕
267. 障害のある人などが障害者スポーツの指導を受けようとする場合に、障害者スポーツ指導員を派遣するとともに、障害のある人と障害のない人が交流する機会を充実し、障害者スポーツの普及・啓発を図ります。イベントの実施に当たっては、必要に応じて参加者数の制限を行うほか、参加者の検温や換気の徹底など感染症に合わせた対応を適切に行います。〔スポーツ振興課〕

④-c 障害者スポーツの競技力の向上

268. 各種スポーツ大会への参加促進や全国障害者スポーツ大会への選手団の派遣など、大会参加を支援するとともに、障害者スポーツ指導員派遣事業等により障害者スポーツ選手の掘り起こしを行うなど、競技力の向上を図ります。(新規)〔スポーツ振興課、教育庁高校改革・特別支援教育課〕

⑤ 文化芸術活動の充実
(山梨県障害者文化芸術活動推進計画)

| 山梨県障害者文化芸術活動推進計画 | |
|------------------|--|
| 計画期間 | 令和3～5年度の3年間 |
| 目的 (位置付け) | <p>① 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律第8条第1項に規定する地方公共団体が定めるよう努めなければならない「障害者による文化芸術活動の推進に関する計画」</p> <p>② 山梨県文化芸術基本条例第25条第2項第1号に規定する「文化芸術の振興等に関する施策を推進するための方針」</p> <p>③ 障害者基本法第11条第2項に規定する山梨県障害児・障害者プランと一体とした障害者による文化芸術活動の推進に関する計画</p> |
| 内容 | <p>① 障害者による文化芸術活動の推進に関する施策についての基本的な方針</p> <p>② 障害者による文化芸術活動の推進に関し県が総合的かつ計画的に実施すべき施策</p> <p>③ ①②のほか、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項</p> |
| 根拠法令 | <p>障害者による文化芸術活動の推進に関する法律第8条第1項 (地方公共団体の計画)</p> <p>第8条 地方公共団体は、基本計画を勘案して、当該地方公共団体における障害者による文化芸術活動の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない。</p> <p>山梨県文化芸術基本条例第25条第2項第1号 (基本計画)</p> <p>第25条 知事は、文化芸術の振興等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化芸術の振興等に関する基本的な計画を策定するものとする。</p> <p>2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>一 文化芸術の振興等に関する施策を推進するための方針</p> |

現状、課題等

- 山梨県文化芸術基本条例では、障害の有無にかかわらず等しく文化芸術活動の充実を図るとされており、障害福祉分野でも更なる充実が必要です。
- 新型コロナウイルス感染症の影響等により、山梨県障害者文化展の出展作品数、山梨県障害者芸術・文化祭の出演団体数が減少しており、鑑賞・創造・発表の機会を充実させることが必要です。
- 芸術上価値の高い作品の周知・活用が不十分であり、また、作家を支援する人材が不足していることから、相談体制の整備や人材の育成などが必要です。
- 共生社会に対する認知度や、多様性への理解を向上するためには、文化芸術活動を通じ地域との交流を促進することも必要です。

基本的理念

障害のある人による文化芸術活動の推進は、次に掲げる3つの事項を基本的理念として実施します。

1. 障害のある人による文化芸術活動の促進

障害の種類、程度にかかわらず、障害のある全ての人が文化芸術活動に参加できる環境を整備します。

2. 障害のある人による芸術上価値が高い作品の創造等に対する支援

専門的な芸術教育を受けていない人による芸術上価値が高い作品の創造等を支援します。

3. 文化芸術活動を通じた交流を深め、障害の有無にかかわらず誰もがともに活躍する社会の実現

障害への理解を深め、誰もがお互いを尊重し合い、ともに活躍できる社会の実現を目指し、障害のある人の文化芸術活動の充実を図り、地域に新たな活力を生み出します。

施策の考え方

前述の基本的理念に従い、次の3つの支援に分け、具体的な施策を展開します。各施策は、文部科学省及び厚生労働省が策定した「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画」（以下、「国の計画」という。）で示されている11の施策の方向性に対応しています。

1. 楽しむ（鑑賞・創造・発表の機会の確保）

障害のある人が文化芸術活動を鑑賞し、創造し、発表する機会を充実します。

【対応する国の計画の方向性】
 ①鑑賞の機会の拡大、②創造の機会の拡大、③作品等の発表の機会の確保

2. 支える（芸術上価値の高い作品への支援）

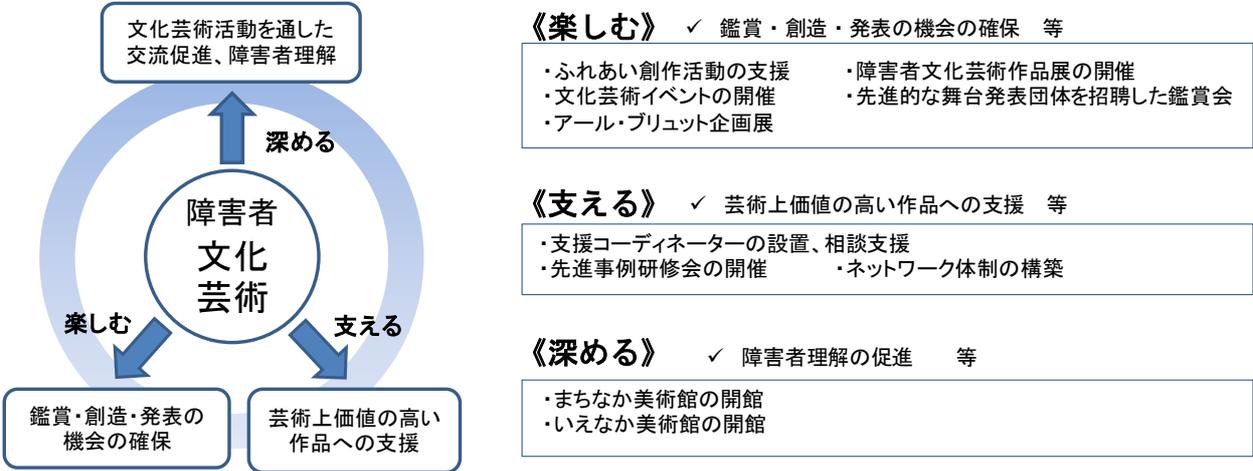
芸術上価値の高い作品等を支援し、効果的に発信するための「人」や「場」づくりを行います。

【対応する国の計画の方向性】
 ④芸術上価値が高い作品等の評価等、⑤権利保護の推進、
 ⑥芸術上価値が高い作品等の販売等に係る支援、⑧相談体制の整備等、
 ⑨人材の育成等、⑩情報の収集等、⑪関係者の連携協力

3. 深める（交流の促進・障害者理解の促進）

文化芸術活動を通じた地域との交流を深め、障害のある人への理解を促進します。

【対応する国の計画の方向性】
 ⑦文化芸術活動を通じた交流の促進



主な取組

⑤-a 鑑賞・創造・発表の機会の確保

269. 障害のある人が心豊かに生きがいをもって生活できるよう、絵画、陶芸、手芸などの作品を展示する「障害者文化芸術作品展」、歌やダンスなどの「舞台発表イベント」などを開催し、文化芸術活動を通じた障害のある人の自己実現・自己表現を支援します。感染下におけるイベントの実施に当たっては、必要に応じて入場制限を行うほか、参加者の検温や換気の徹底など感染症に合わせた対応を適切に行います。また、オンラインによる情報発信などに取り組みます。〔障害福祉課〕
270. 文化芸術活動に取り組む意欲のある在宅の障害のある人等の要望・相談に応じて、指導が行える人材をボランティアとして登録し、指導員として派遣・斡旋します。〔障害福祉課〕
271. 障害者文化芸術作品展や舞台発表イベントなどを行い、障害のある人の文化芸術の鑑賞の機会を増やし、自らが文化芸術に取り組む意識の醸成を図ります。(新規)〔障害福祉課〕
272. 障害のある人の文化芸術の鑑賞機会の充実を図るとともに、特別支援学校へ芸術家を派遣する事業などにより、障害のある人が文化芸術活動に取り組みやすい環境づくりを推進します。(新規)〔教育庁高校改革・特別支援教育課〕

⑤-b 芸術上価値の高い作品への支援

273. 作品の魅力を効果的に発信し、作家の知名度向上や収入の増加につなげるため、作品の発表方法や作品を二次利用した商品の開発・販売などに関する、専門的な支援を行う相談体制を整備します。(新規)〔障害福祉課〕
274. 障害のある人による文化芸術活動を理解し、作家を支援する人材を育成するため、支援方法や専門知識に関する研修、先進的な事例の紹介を行います。(新規)〔障害福祉課〕
275. より多くの障害のある人が、個性と能力を発揮することができるよう、行政、福祉施設、障害者を支える人々等によるネットワークを整備し、広域的な連携を推進します。(新規)〔障害福祉課〕

⑤-c 交流の促進・障害者理解の促進

276. 地域に新たな活力を生み出し、障害への理解を深め、誰もがお互いを尊重し合える豊かな社会を構築するため、多くの人の目に触れる公共施設などに障害のある人による文化芸術作品を展示します。(新規)〔障害福祉課〕
277. 障害の有無にかかわらず、お互いの違いを認め合い、障害のある人となない人がともに楽しんで参加できる障害者ファッションショーなどのイベントを開催します。感染下におけるイベントの実施に当たっては、必要に応じて入場制限を行うほか、参加者の検温や換気の徹底など感染症に合わせた対応を適切に行います。また、オンラインによる情報発信などに取り組みます。(新規)〔障害福祉課〕
278. 県立美術館などにおいて、障害のある人となない人の共同による創作活動の成果を発表する展覧会や、障害のある人を対象とした教育普及事業などを実施します。〔文化振興・文化財課〕
279. 特別支援学校における障害のある子どもたちのキャリア教育の一環として生涯学習を奨励するとともに、生涯学習の拠点づくりを推進します。(新規)〔教育庁 高校改革・特別支援教育課〕

第5章 数値目標

| 施策 | | 指標 | 数値目標 | | 集計方法 | 評価・検証の手法 (データ出所等) | |
|----------------------|---|----|---|-----------------|---------------------|----------------------|--|
| 柱 | 基本的 No. | | 現況 | R3～5年度 目標値 | | | |
| 誰もが暮らしやすい潤いのあるまちをつくる | 相互理解の促進 | 1 | 共生社会に対する認知度 | 46.9% (R2) | 100% | 単年 | 県政モニターアンケート結果 ※R5年度認知度 |
| | | 3 | 県・市町村が主催する障害者交流イベントへの参加者数 | 年間9千人 (R1単年) | 延べ2万7千人 (R3～5累計) | 累計 | 障害福祉課調べ (事業実績報告等) |
| | | 5 | 発達障害に対する認知度 | 68.5% (R2) | 100% | 単年 | 県政モニターアンケート結果 ※R5年度認知度 |
| | | 10 | 心のバリアフリー宣言事業所登録数 障害者に身近な産業(宿泊業・飲食サービス業、生活関連サービス業・娯楽業)を中心に登録を促進 | 795事業所 (R1) | 828事業所 | 累計 | 障害福祉課調べ (宣言事業所登録数) |
| | | 16 | 障害福祉に関する福祉教育を実施した小学校の割合 | 97.1% (R1) | 100% | 単年 | 義務教育課調べ (福祉教育実施状況調査結果) ※当該調査が実施されない年度は障害福祉課調べによる |
| | | | 障害福祉に関する福祉教育を実施した中学校の割合 | 87.5% (R1) | 100% | 単年 | |
| | の民 連 携 の 協 働 と 制 | 20 | ホームサーバー登録者数 | 42人 (R1) | 53人 | 単年 | 障害福祉課調べ (山梨県肢体不自由児協会実績報告) |
| | | 21 | パソコンボランティア登録者数 | 106人 (R1) | 120人 | 単年 | 障害福祉課調べ (事業実績報告書) |
| | 進 差 別 解 消 及 び 権 利 擁 護 の 推 | 25 | 障害者差別地域相談員、障害者差別解消推進員等に寄せられた障害を理由とする差別に関する相談件数 | 年間52件 (R1) | 年間65件 | 単年 | 障害福祉課調べ (相談件数) |
| | | 28 | 心のバリアフリー推進に関する県政出張講座の実施回数 | 年間14回 (R1) | 年間15回 | 単年 | 障害福祉課調べ (講座実施回数) |
| | | 30 | 障害者虐待防止・権利擁護研修参加者数 | 年間169人 (R1) | 年間220人 | 単年 | 障害福祉課調べ (研修参加者数) |
| | ユニバーサルデザインの推進・利用しやすさ(アクセシビリティ)の向上 | 37 | 「福祉マップやまなし」登録施設数 | 1,510施設 (R1) | 1,520施設 | 単年 | 障害福祉課調べ (県ホームページ登録数) |
| | | 40 | ノンステップバス(低床型バス)の導入数 | 153台 (R1) | 173台 | 累計 | 交通政策課調べ (バス事業者への調査結果) |
| | | 42 | リフト付きタクシーの導入数 | 13台 (R1) | 17台 | 累計 | 障害福祉課調べ (事業実績報告書) |
| | | 44 | バリアフリー対応型信号機の設置数 | 169基 (R1) | 180基 | 累計 | 警察本部交通規制課調べ |
| | | 50 | 県の職員対応要領で各所属に配置した「心のバリアフリー推進責任者」への研修会の受講者数 | 年間148人 (R1) | 年間130人 | 単年 | 障害福祉課調べ (研修会受講者数) |
| | | 56 | 点訳奉仕員登録者数 | 98人 (R1) | 118人 | 単年 | 障害福祉課調べ (事業実績報告書) |
| | 音訳奉仕員登録者数 | | 130人 (R1) | 156人 | 単年 | 障害福祉課調べ (事業実績報告書) | |
| | 安全・安心の確保 | 62 | 地域防災リーダー修了者数 | 6,044人 (R1) | 6,644人 | 累計 | 防災危機管理課調べ (地域防災リーダー養成講座実績報告書) |
| | | 63 | DPAT(災害派遣精神医療チーム)登録数 | 10チーム (R1) | 12チーム | 累計 | 障害福祉課調べ |
| | | 74 | 消費者安全確保地域協議会(準ずるネットワークを含む)を設置している市町村数 ※山梨県消費者基本計画における数値目標 | 14市町村 (R1) | 全27市町村 | 単年 | 県民安全協働課調べ (市町村への調査結果) |

| 施策 | | | 数値目標 | | 集計方法 | 評価・検証の手法 (データ出所等) | |
|-------------------------------|-----------------------|-----|---|----------------|---------|----------------------|---------------------------------------|
| 柱 | 基本的 | No. | 指標 | 現況 | | | R3~5年度 目標値 |
| 望む場所、快適な環境で自分らしく暮らす | 自己選択・自己決定の支援 | 87 | 市町村障害支援区分認定調査員研修の実施回数 | 年間1回 | 年間1回 | 単年 | 障害福祉課調べ (研修実施実績数) |
| | | 90 | 精神障害者地域移行支援事業に係るピアサポーターの支援の回数 | 年間192回 (R1) | 年間130回 | 単年 | 障害福祉課調べ (事業実績報告書) |
| | | 99 | 相談支援従事者初任者研修修了者数 | 年間60人 (R1) | 180人 | 累計 | 障害福祉課調べ |
| | | 100 | 相談支援従事者現任研修修了者数 | 年間56人 (R1) | 150人 | 累計 | 障害福祉課調べ (事業実績報告書) |
| | | 101 | 相談支援従事者主任研修修了者数 | — | 36人 | 累計 | 障害福祉課調べ (事業実績報告書) |
| | | 102 | 相談支援従事者指導者養成研修修了者数 | 年間3人 (R1) | 9人 | 累計 | 障害福祉課調べ (事業実績報告書) |
| | | 109 | グループホームの体験利用者数 | 年間139人 (R1) | 年間143人 | 単年 | 障害福祉課調べ (国民健康保険団体連合会の自立支援給付費データ) |
| | 質の向上 障害福祉サービス等の充実・ | 125 | 短期入所事業所のベッド数 | 256床 (R1) | 296床 | 単年 | 障害福祉課調べ (指定短期入所事業所の定員合計数) |
| | | 135 | 障害児通所事業所(児童発達、放課後等デイサービス)の指定事業所数 | 123事業所 (R1) | 143事業所 | 累計 | 障害福祉課調べ (指定通所支援事業所の指定数) |
| | | 137 | ホームページ等における障害福祉サービス等事業者の情報更新回数 ※H30年4月からサービスの質の向上を図るため、事業者の情報公開及び年1回以上の更新が義務付けられた。 | 年間2回 | 年間2回 | 単年 | 障害福祉課調べ (指定事業者の情報公開) |
| | 保健・医療の充実 | 144 | 療育関係職員資質向上のための研修会実施回数 | 年間10回 (R1) | 年間10回 | 単年 | 障害福祉課調べ (事業実績報告書) |
| | | 154 | 心身障害児者歯科診療体制強化事業による歯科医師の養成人数 | — | 3人 | 累計 | 医務課調べ |
| | | | 心身障害児者歯科診療体制強化事業による歯科衛生士の養成人数 | — | 3人 | 累計 | 医務課調べ |
| | | 155 | 介護職員等による喀痰吸引等の実施のための研修(第3号・特定の者)修了者数 | 年間144人 (R1) | 年間75人 | 単年 | 障害福祉課調べ (認定特定行為従事者登録数) |
| | | 159 | 【障害児福祉計画共通】 医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置した市町村(圏域で設置した市町村を含む) | 1市 (R1) | 全27市町村 | 単年 | 障害福祉課調べ (市町村への調査結果) |
| | | 164 | こころの発達総合支援センターと連携し、発達障害の診療・症例検討に携わる地域小児科医師の数 | 25人 (R1) | 30人 | 累計 | 障害福祉課調べ (発達障害医療支援体制整備事業医療連携会議参加者数) |
| | | 171 | 依存症対策全国センターが実施する研修の受講者数(医療従事者) | 15人 (R1) | 28人 | 累計 | 障害福祉課調べ |
| 依存症対策全国センターが実施する研修の受講者数(相談支援) | 6人 (R1) | | 17人 | 累計 | 障害福祉課調べ | | |

| 施策 | | | 指標 | 数値目標 | | 集計方法 | 評価・検証の手法 (データ出所等) |
|-------------------|----------------|-----------------|---|----------------|---------------|---------------------|---------------------------------------|
| 柱 | 基本的 | No. | | 現況 | R3～5年度 目標値 | | |
| 自らの力を高め、いきいきと活動する | 教育の充実 | 192 | 「個別の教育支援計画」を作成している小・中・高校生の割合 | 91% (R1) | 95% | 単年 | 高校改革・特別支援教育課調べ ('個別の教育支援計画')作成状況調査 |
| | | 196 | 県立特別支援学校高等部卒業生のうち就職を希望していた生徒の卒業時の就職率 | 94% (R1) | 98% | 単年 | 高校改革・特別支援教育課調べ (進路状況調査) |
| | | 207 | 特別支援学校での外部専門家活用ケース数 | 1,167件 (R1) | 1,200件 | 単年 | 高校教育・特別支援教育課調べ |
| | 雇用・就労・定着に向けた支援 | 215 | 民間企業における障害のある人の雇用率 法定雇用率 ※国では、H30年4月から2.2%に引上、R3年4月までに2.3%に引上 | 2.03% (R1) | 2.3% | 単年 | 山梨労働局公表資料 (障害者雇用状況報告集計結果) |
| | | 230 | 県版障害者ジョブコーチの派遣回数 | 年間139回 (R1) | 年間140回 | 単年 | 障害福祉課調べ (事業実績報告書) |
| | | 238 | 職業訓練修了3ヵ月後の就職率 ※第10次山梨県職業能力開発計画における数値目標 | 48.8% (R1) | 60% | 単年 | 産業人材育成課調べ (委託事業者等からの報告結果) |
| | | 243 | 農福連携推進センターが関わったマッチング件数 | 25件 (R2見込) | 30件 | 単年 | 障害福祉課調べ |
| | 社会参加への支援 | 248 | 障害者パソコンボランティアの派遣人数 | 年間623人 (R1) | 年間650人 | 単年 | 障害福祉課調べ (事業実績報告書) |
| | | 254 | 山梨県手話通訳者委嘱者数 | 51人 (R1) | 65人 | 単年 | 障害福祉課調べ (事業実績報告書) |
| | | | 山梨県要約筆記記者委嘱者数 | 21人 (R1) | 29人 | 単年 | 障害福祉課調べ (事業実績報告書) |
| | | 261 | 身体障害者補助犬の育成費与頭数 | 延べ39頭 (R1) | 延べ45頭 | 累計 | 障害福祉課調べ (事業完了報告書) |
| | 262 | パーキングパーミット協力施設数 | 436施設 (R1) | 451施設 | 単年 | 障害福祉課調べ (登録事業者数) | |
| | 推進者スポーツの | 266 | 日本障がい者スポーツ協会公認指導員登録者数 | 133人 (R1) | 165人 | 単年 | 日本障がい者スポーツ協会公表資料 |
| | | 267 | 障害者スポーツ指導員等の派遣の場への障害のある人などの参加者数 | 年間780人 (R1) | 年間900人 | 単年 | スポーツ振興課調べ (事業実績報告書) |
| | 文化芸術活動の充実 | 269 | 障害者文化芸術作品展の出品作品数 | 1,078点 (R1) | 1,200点 | 単年 | 障害福祉課調べ (事業実績報告書) |
| | | | 舞台発表イベントの参加団体数 | 20団体 (R1) | 24団体 | 単年 | 障害福祉課調べ (事業実績報告書) |
| | | 270 | ふれあい創作活動で指導を受ける障害者数 | 年間648人 (R1) | 年間800人 | 単年 | 障害福祉課調べ (事業実績報告書) |

数値目標 全56項目

第6章

地域生活移行・就労支援等に関する 成果目標及びサービスの見込量など (第6期山梨県障害福祉計画 第2期山梨県障害児福祉計画)

1 基本的理念など

(1) 基本的理念

障害者総合支援法や児童福祉法の基本理念を踏まえつつ、次の視点に配慮して、障害福祉計画と障害児福祉計画（以下「障害福祉計画等」という。）を一体の計画として策定します。

- ① 障害のある人の自己決定を尊重し、障害のある人が必要なサービスその他の支援を受けつつ、自立と社会参加を実現できるよう、障害福祉サービスや障害児通所支援などの提供体制の整備を進めます。
- ② 障害のある人が地域で障害福祉サービスを受けられるよう、市町村を実施主体とした、障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの提供体制を整備します。
- ③ 福祉施設への入所又は精神病院への入院から地域生活への移行や地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応するため、地域生活支援の拠点づくりなど、地域の社会資源を活用したサービス提供体制を整備します。

特に、入所等から地域生活への移行については、地域生活を希望する者が地域での暮らしを継続することができるよう、必要な障害福祉サービス等が提供される体制を整備します。

また、精神病床における長期入院患者の地域生活への移行を進め、精神障害のある人が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムを構築します。

- ④ 地域共生社会を実現するため、引き続き、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組み作りや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、地域ごとの地理的条件や地域資源の実態などを踏まえながら、包括的な支援体制の構築に取り組みます。
- ⑤ 障害のある子どもの健やかな育成のため質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援の充実を図るなど、障害のある子どものライフステージに沿っ

た、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携した、切れ目のない一貫した支援を提供する体制を構築します。

加えて、医療的ケア児が保健、医療、障害福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けられるようにするなど、専門的な支援を要する者に対して、各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制を構築します。

【用語解説】医療的ケア児：

人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児。

⑥ 障害のある人の重度化・高齢化が進む中においても、将来にわたって安定的に障害福祉サービス等を提供し、様々な障害福祉に関する事業を実施していくため、専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進、障害福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等により、提供体制の確保と併せてそれを担う人材を確保していきます。

⑦ 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律を踏まえ、障害のある人が文化芸術を享受鑑賞し、又は創造や発表等の多様な活動に参加する機会の確保等を通じて、障害のある人の個性や能力の発揮及び社会参加の促進を図ります。

また、読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現のため、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律を踏まえ、視覚障害者等の読書環境の整備を計画的に推進します。

(2) 計画の目的、根拠となる法令など

| 区分 | 障害福祉計画 | 障害児福祉計画 |
|--------------|---|---|
| 計画期間 | 令和3～5年度の3年間 | ※国の基本指針で3年と規定 |
| 目的 (位置付け) | 障害者福祉サービスの提供体制の確保と円滑な実施のための計画 | 障害児福祉サービスの提供体制の確保と円滑な実施のための計画 |
| 内容 | 【法定事項】 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標 ➢ 障害保健福祉圏域ごとの指定障害福祉サービス等の必要な見込量 ➢ 障害者支援施設の必要入所定員総数 ➢ 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項 | 【法定事項】 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 障害児通所支援などの提供体制の確保に係る目標 ➢ 障害保健福祉圏域ごとの通所支援又は障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量 ➢ 障害児入所施設等の必要入所定員総数 |
| | 【努力事項】 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 障害保健福祉圏域ごとの障害福祉サービス等の必要な見込量の確保のための方策 など | 【努力事項】 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 障害保健福祉圏域ごとの通所支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策 など |
| 根拠法令 | 障害者総合支援法 第 89 条 都道府県は、…各市町村を通ずる広域的な見地から、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。 2 略 | 児童福祉法 第 33 条の 22 都道府県は、(略) 各市町村を通ずる広域的な見地から、障害児通所支援などの提供体制の確保その他障害児通所支援などの円滑な実施に関する計画を定めるものとする。 2・3 略 4 障害者総合支援法 89 条 1 項に規定する障害福祉計画と一体のものとして作成することができる。 |

2 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る成果目標

障害のある人の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するため、令和5年度を目標年度とする障害福祉計画と障害児福祉計画において必要な障害福祉サービス及び障害児通所支援などの提供体制の確保に係る目標として、次に掲げる事項に係る目標（以下「成果目標」という。）を設定します。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、令和元年度末時点の福祉施設に入所している障害のある人（以下「施設入所者」という。）のうち、今後、自律訓練事業などを利用し、グループホーム、一般住宅などに移行する人について、市町村の成果目標の総計を県の成果目標として設定します。

| | | | |
|-------------------|----------------------------------|--------|--------------|
| R元年度末時点の施設入所者数(a) | | 1,105人 | |
| R5年度末時点の施設入所者数(b) | | 1,061人 | |
| 成果目標 | 削減見込数(a)-(b) | 44人 | (国の指針1.6%以上) |
| | $\frac{(a)-(b)}{(a)} \times 100$ | 4.0% | |
| | 地域生活移行者数(c) | 95人 | (国の指針6%以上) |
| | $\frac{(c)}{(a)} \times 100$ | 8.5% | |

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するため、精神障害者（精神病床への入院後1年以内に退院した者に限る。(2)の①において同じ。)の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数、精神病床における1年以上の長期入院患者数、精神病床における早期退院率に関する成果目標を設定します。

① 精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域での平均生活日数

包括的かつ継続的な地域生活支援体制整備を、今後も計画的に推進する観点から精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域での平均生活日数（精神病床からの退院者のその後1年間の地域生活総日数を精神病床からの退院者実人数で除したものをいう。）の上昇を成果目標として設定します。

| 項目 | 成果目標 | (参考) | 備考 |
|--------------------------------|-------|-------|--------------|
| 精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域での平均生活日数 | R5年度末 | H30年度 | (国の指針316日以上) |
| | 316日 | 314日 | |

② 精神病床における1年以上の長期入院患者数（65歳以上・65歳未満別）

地域の精神保健医療福祉体制の基盤を整備することなどで、1年以上の長期入院患者のうち一定数が地域生活への移行が可能となることが見込まれるため、令和5年度末の精神病床における65歳以上及び65歳未満の1年以上の長期入院患者数を成果目標として設定します。

| 項目 | 成果目標 | | (参考) H29年度入院患者数 | |
|-----------------------------|-------|-------|--------------------|-------|
| | 65歳未満 | 65歳以上 | 65歳未満 | 65歳以上 |
| 令和5年度末の精神病床における1年以上の長期入院患者数 | 330人 | 533人 | 457人 | 692人 |

③ 精神病床における早期退院率（入院後3ヵ月時点・6ヵ月時点・1年時点）

地域における保健、医療、福祉の連携支援体制の強化などにより、早期退院が可能になることを踏まえ、入院中の精神障害者の退院に関する成果目標として、入院後3ヵ月時点の退院率、入院後6ヵ月時点の退院率、入院後1年時点の退院率を成果目標として設定します。

| 項目 | 成果目標 | (参考) | 備考 |
|--------------|-------|------|-------------|
| | R5年度末 | H29年 | |
| 入院後3ヵ月時点の退院率 | 72%超 | 65% | (国の指針69%以上) |
| 入院後6ヵ月時点の退院率 | 86%超 | 83% | (国の指針86%以上) |
| 入院後1年時点の退院率 | 93%超 | 92% | (国の指針92%以上) |

(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

地域生活支援拠点等（地域生活支援拠点又は面的な体制をいう。以下同じ。）について、令和5年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討します。

(4) 福祉施設から一般就労への移行

① 就労移行支援事業などを通じた一般就労移行者数

福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業など（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう。）を通じて、令和5年度中に一般就労に移行する者の数を、令和元年度の一般就労への移行実績の1.97倍にします。

この際、就労移行支援事業、就労継続支援A型事業（就労継続支援A型（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「規則」という。）第6条の10第1号の就労継続支援A型をいう。以下同じ。）を行う事業をいう。以下同じ。）及び就労継続支援B型事業（就労継続支援B型（同条第2号の就労継続支援B型をいう。以下同じ。）を行う事業をいう。以下同じ。）について、各事業の趣旨、目的、各地域における実態等を踏まえつつ、それぞれ令和5年度中に一般就労に移行する者の目標値も併せて定めます。

就労移行支援事業については、令和元年度の一般就労への移行実績の1.86倍にします。

就労継続支援のうち、就労継続支援A型については令和元年度の一般就労への移行実績の2.13倍、就労継続支援B型事業については2.04倍にします。

| 項目 | 実績数値 | 成果目標 | | 備考 |
|------------------------|------|------|-------|-------------|
| | R元年度 | R5年度 | 倍率 | |
| 就労移行支援事業などを通じた一般就労移行者数 | 77人 | 152人 | 1.97倍 | （国の指針1.27倍） |
| 就労移行支援事業を通じた一般就労移行者数 | 29人 | 54人 | 1.86倍 | （国の指針1.30倍） |
| 就労継続支援A型を通じた一般就労移行者数 | 23人 | 49人 | 2.13倍 | （国の指針1.26倍） |
| 就労継続支援B型事業を通じた一般就労移行者数 | 24人 | 49人 | 2.04倍 | （国の指針1.23倍） |

② 就労定着支援事業による就労定着率

障害者の一般就労への定着も重要であることから、就労定着支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労定着率（過去3年間の就労定着支援の総利用者数のうち前年度末時点の就労定着者数の割合をいう。以下同じ。）に係る目標値を設定することとし、就労定着支援事業の利用者数については、各地域における就労定着支援事業の事業所数等を踏まえた上で、令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することとします。

更に、就労定着支援事業の就労定着率については、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とします。

(5) 障害児支援の提供体制の整備など

① 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1ヵ所以上設置します。

また、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施するなどにより、令和5年度末までに、すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築します。

② 難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築

聴覚障害児を含む難聴児が適切な支援を受けられるように、令和5年度末までに、児童発達支援センター、特別支援学校（聴覚障害）等の連携強化を図る等、難聴児支援のための中核的機能を有する体制を確保します。

③ 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

重症心身障害児が身近な地域で支援を受けられるよう、令和5年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所（児童福祉法第六条の2の2第2項に規定する児童発達支援を行う事業所をいう。）及び放課後等デイサービス事業所（同条第四項に規定する放課後等デイサービスを行う事業所をいう。）を各市町村又は各圏域に少なくとも1ヵ所以上確保します。

④ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、令和5年度末までに、県、各圏域及び各市町村（都道府県が関与した上での圏域での設置を含む）において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置します。

(6) 相談支援体制の充実・強化等

相談支援体制を充実・強化するため、令和5年度末までに、各市町村又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保します。

これらの取組を実施するに当たっては、基幹相談支援センター又は市町村が実施する事業（属性にかかわらず、地域の様々な相談を受け止め、自ら対応又はつなぐ機能、多機関協働の中核の機能及び継続的につながり続ける伴走支援を中心的に担う機能を備えた相談支援）がその機能を担うことを検討します。

(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

利用者が真に必要とする障害福祉サービス等を提供していくため、令和5年度末までに、指導監査結果を関係市町村と共有する体制を構築します。

3 成果目標を達成するために必要な障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の見込量

(1) 福祉施設から一般就労への移行等に関する見込量

福祉施設から一般就労への移行として掲げた成果目標を達成するため、就労支援に関する次の事項について、令和5年度の必要な量を見込みます。

| 事項 | R5年度 |
|---------------------------------|------|
| 就労移行支援事業及び就労継続支援事業の利用者の一般就労への移行 | 152人 |
| 障害者に対する職業訓練の受講 | 11人 |
| 福祉施設から公共職業安定所への誘導 | 105人 |
| 福祉施設から障害者就業・生活支援センターへの誘導 | 45人 |
| 公共職業安定所における福祉施設利用者の支援 | 27人 |

(2) 各年度における指定障害福祉サービスなどの種類ごとの見込量

市町村の障害福祉計画等を基礎として、精神保健医療福祉体制の基盤整備量を勘案しながら、令和5年度までの各年度における指定障害福祉サービスなどの種類ごとの必要な量を見込みます。

① 訪問系サービス

| 種類 | 単位 | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 |
|------------|----|--------|--------|--------|--------|
| 居宅介護 | 時間 | 19,423 | 18,430 | 19,308 | 20,252 |
| | 人 | 1,196 | 1,159 | 1,211 | 1,264 |
| 重度訪問介護 | 時間 | 24,028 | 24,202 | 25,234 | 26,322 |
| | 人 | 93 | 91 | 95 | 99 |
| 同行援護 | 時間 | 1,483 | 1,290 | 1,361 | 1,396 |
| | 人 | 121 | 111 | 117 | 123 |
| 行動援護 | 時間 | 2,628 | 2,378 | 2,433 | 2,499 |
| | 人 | 116 | 111 | 118 | 122 |
| 重度障害者等包括支援 | 時間 | 0 | 4 | 9 | 499 |
| | 人 | 0 | 1 | 2 | 6 |

② 日中活動系サービス

| 種類 | 単位 | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 |
|------------|-----|--------|--------|--------|--------|
| 生活介護 | 人日分 | 43,095 | 43,389 | 44,136 | 44,830 |
| | 人 | 2,177 | 2,202 | 2,238 | 2,277 |
| 自立訓練（機能訓練） | 人日分 | 320 | 376 | 408 | 448 |
| | 人 | 29 | 35 | 39 | 44 |
| 自立訓練（生活訓練） | 人日分 | 2,151 | 2,624 | 2,868 | 3,059 |
| | 人 | 125 | 151 | 166 | 177 |
| 就労移行支援 | 人日分 | 3,435 | 2,783 | 3,175 | 3,467 |
| | 人 | 195 | 162 | 185 | 204 |
| 就労継続支援（A型） | 人日分 | 7,190 | 8,440 | 9,203 | 9,888 |
| | 人 | 382 | 443 | 483 | 521 |
| 就労継続支援（B型） | 人日分 | 36,368 | 38,012 | 39,173 | 40,377 |
| | 人 | 2,118 | 2,235 | 2,299 | 2,369 |
| 就労定着支援 | 人 | 52 | 58 | 80 | 106 |
| 療養介護 | 人 | 131 | 129 | 130 | 134 |
| 短期入所（福祉型） | 人日分 | 3,450 | 3,546 | 3,695 | 3,822 |
| | 人 | 474 | 500 | 522 | 550 |
| 短期入所（医療型） | 人日分 | 347 | 429 | 459 | 482 |
| | 人 | 55 | 64 | 68 | 76 |

③ 居住系サービス

| 種類 | 単位 | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 |
|--------|----|-------|-------|-------|-------|
| 自立生活援助 | 人 | 50 | 62 | 72 | 87 |
| 共同生活援助 | 人 | 738 | 727 | 770 | 810 |
| 施設入所支援 | 人 | 1,093 | 1,093 | 1,081 | 1,069 |

④ 相談支援

| 種類 | 単位 | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 |
|--------|----|-------|-------|-------|-------|
| 計画相談支援 | 人 | 1,217 | 1,559 | 1,688 | 1,816 |
| 地域移行支援 | 人 | 26 | 33 | 38 | 40 |
| 地域定着支援 | 人 | 44 | 49 | 52 | 61 |

(3) 各年度における指定通所支援等の種類ごとの見込量

市町村の障害福祉計画等を基礎として、令和5年度までの各年度における指定通所支援等の種類ごとの実施に関する必要な量を見込みます。

① 障害児通所支援、障害児入所支援、障害児相談支援等

| 種類 | 単位 | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 |
|-----------------------------------|-----|--------|--------|--------|--------|
| 児童発達支援 | 人日分 | 4,409 | 6,057 | 6,616 | 7,206 |
| | 人 | 383 | 490 | 533 | 583 |
| 医療型児童発達支援 | 人日分 | 107 | 131 | 166 | 198 |
| | 人 | 11 | 10 | 13 | 16 |
| 放課後等デイサービス | 人日分 | 14,209 | 17,505 | 19,044 | 20,680 |
| | 人 | 1,193 | 1,395 | 1,490 | 1,587 |
| 保育所等訪問支援 | 人日分 | 143 | 228 | 270 | 331 |
| | 人 | 111 | 199 | 233 | 279 |
| 居宅訪問型児童発達支援 | 人日分 | 56 | 43 | 45 | 70 |
| | 人 | 11 | 5 | 6 | 11 |
| 福祉型障害児入所施設 | 人 | 51 | 53 | 55 | 57 |
| 医療型障害児入所施設 | 人 | 42 | 46 | 50 | 54 |
| 障害児相談支援 | 人 | 436 | 550 | 637 | 733 |
| 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置 | 人 | 15 | 17 | 20 | 24 |

② 地域生活支援拠点等の機能の充実

| 種類 | 単位 | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 |
|-----------------------------------|----|------|------|------|------|
| 地域生活支援拠点等の機能の充実に向けた検証及び検討の年間の実施回数 | 回 | 136 | 118 | 119 | 119 |

③ 発達障害者等に対する支援

| 種類 | 単位 | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 |
|---|----|-------|-------|-------|-------|
| 発達障害者支援体制整備 検討委員会（発達障害者 支援地域協議会）の開催 | 回 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| 発達障害者支援センター による相談支援 | 件 | 3,525 | 3,800 | 3,800 | 3,800 |
| 発達障害者支援センター 及び発達障害者地域支援 マネージャーの関係機関 への助言 | 件 | 530 | 530 | 540 | 550 |
| 発達障害者支援センター 及び発達障害者地域支援 マネージャーの外部機関 や地域住民への研修、啓 発 | 件 | 95 | 95 | 95 | 100 |
| ペアレントトレーニング やペアレントプログラム 等の支援プログラム等の 受講者数 | 人 | — | 80 | 80 | 100 |
| ペアレントメンターの人数 | 人 | — | 0 | 0 | 5 |
| ピアサポートの活動への 参加人数 | 人 | — | 10 | 10 | 15 |

※「—」はR3年度からの事業

④ 精神障害者に対する支援

| 種類 | 単位 | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 |
|------------------|----|------|------|------|------|
| 精神障害者の 地域移行支援 | 人 | 14 | 24 | 28 | 35 |
| 精神障害者の 地域定着支援 | 人 | 23 | 35 | 40 | 47 |
| 精神障害者の 共同生活援助 | 人 | 231 | 269 | 281 | 295 |
| 精神障害者の 自立生活援助 | 人 | 23 | 39 | 47 | 56 |

⑤ 精神障害者における在院期間3ヶ月以上の入院患者の退院後の行き先

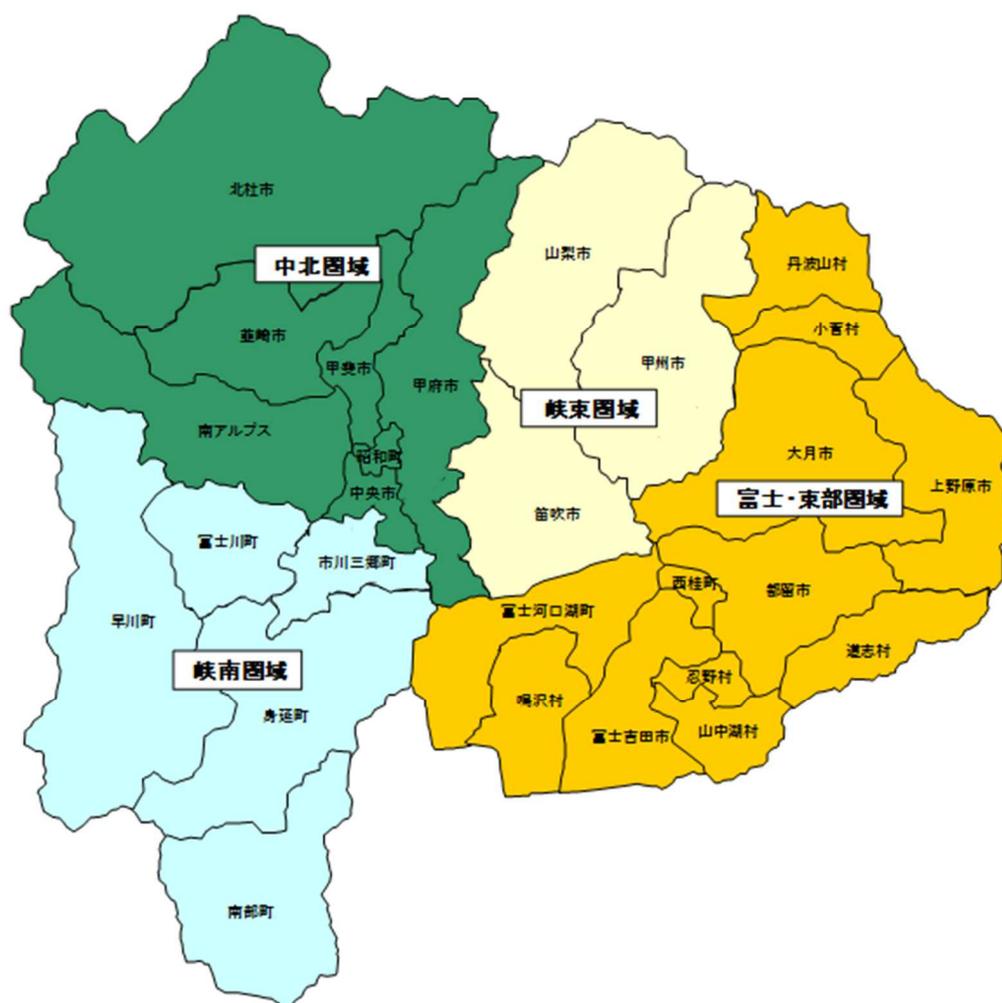
| 退院先 | 入院期間 | 単位 | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 |
|----------------------|----------|----|------|------|------|------|
| 介護保険 施設入所 | 1年以上 | 人 | 25 | 25 | 25 | 25 |
| | 3ヶ月～1年未満 | | 90 | 90 | 90 | 90 |
| | 計 | | 115 | 115 | 115 | 115 |
| 共同生活 援助（G H）利用 | 1年以上 | 人 | 15 | 15 | 15 | 15 |
| | 3ヶ月～1年未満 | | 15 | 15 | 15 | 15 |
| | 計 | | 30 | 30 | 30 | 30 |
| 家庭復帰 | 1年以上 | 人 | 45 | 45 | 45 | 45 |
| | 3ヶ月～1年未満 | | 690 | 690 | 690 | 690 |
| | 計 | | 735 | 735 | 735 | 735 |
| 転院 | 1年以上 | 人 | 75 | 75 | 75 | 75 |
| | 3ヶ月～1年未満 | | 140 | 140 | 140 | 140 |
| | 計 | | 215 | 215 | 215 | 215 |
| 死亡 | 1年以上 | 人 | 50 | 50 | 50 | 50 |
| | 3ヶ月～1年未満 | | 50 | 50 | 50 | 50 |
| | 計 | | 100 | 100 | 100 | 100 |
| その他 | 1年以上 | 人 | 10 | 10 | 10 | 10 |
| | 3ヶ月～1年未満 | | 45 | 45 | 45 | 45 |
| | 計 | | 55 | 55 | 55 | 55 |

4 圏域を単位とした指定障害福祉サービス及び指定通所支援の見通し、並びに計画的な基盤整備の方策

(1) 障害保健福祉圏域

指定障害福祉サービス、指定地域相談支援、指定計画相談支援、指定通所支援及び指定障害児相談支援の種類ごとの量の見込を定める単位となる区域として、障害者総合支援法第89条第2項第2号及び児童福祉法第33条の22第2項第2号並びに基本指針に基づき、障害保健福祉圏域を設定します。

福祉と保健、医療の連携を図るため、高齢者福祉圏域及び地域保健医療計画の二次医療圏と同一の4圏域とします。



(2) 県全体

① 現状、課題等

障害のある人の障害特性による行動などから地域において孤立し、また、主な介護者が高齢化するなどの理由により、在宅での生活が困難となり、本人の意向に沿わず福祉施設への入所や入所待機をしている現状があります。福祉施設においては、入所者が重度化・高齢化し、医療機関や介護施設との連携を必然的に求められる状況もあります。

障害のある人の在宅での生活を継続するためには、地域生活を支える支援体制の強化が求められます。また、施設入所者や精神病床における長期入院患者の地域生活への移行を促進するためには、相談支援体制の充実・強化を図るとともに、地域移行支援や地域定着支援などの相談支援サービス、共同生活援助などの居住系サービス、自律訓練などの日中活動系サービス等、各種障害福祉サービスの基盤整備が必要です。

特に、障害福祉サービスが不足している障害保健福祉圏域については、速やかな整備が求められます。

障害のある人の高齢化に伴い、介護保険の被保険者となった際に使い慣れた障害福祉サービス事業所を利用できなくなるケースもあることから、平成29年に創設された障害福祉サービスと介護保険サービスを提供できる共生型サービス事業所を、これまで以上に確保していく必要があります。

障害のある人の生活基盤の安定と生活の質の向上を図るためには、福祉施設から一般就労への移行を促進することが重要であり、就労移行支援や就労継続支援など、一般就労への移行・定着のための障害福祉サービスの充実が必要です。

重症心身障害児や医療的ケア児など、特別な支援が必要な障害のある子どもを支援するサービスについては、ニーズを踏まえたサービス提供体制を確保するとともに、事業所などの地域的な偏在を解消する必要があります。

② 取組の方向

障害のある人が地域で安心して暮らせるよう、障害のある人の重度化・高齢化や親亡き後を見据えた居住支援のための機能を担う地域生活支援拠点等を確保し、地域全体で支えるサービス提供体制を構築します。また、施設入所者や精神病床における長期入院患者の地域生活への移行を促進するため、総合的・専門的な相談支援や地域の相談支援機関との連携などを行う基幹相談支援センター等の設置、及び各種障害福祉サービスの基盤整備を促進します。

障害のある人が介護保険の被保険者となった際に使い慣れた障害福祉サービス事業所を引き続き利用できるよう、障害福祉サービス事業所に対し介護保険事業所の指定を受けるよう促すとともに、共生型サービス事業所の開設を促進します。

福祉施設から一般就労への移行などを促進するため、就労移行支援や就労継続支援の充実を図るとともに、障害のある人の職場での定着を促進するため、就労定着支援の充実を図ります。

主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所、また、医療的ケア児を受け入れる医療型短期入所事業所について、峡東、峡南及び富士・東部圏域への開設を促進します。

(3) 中北圏域

| | |
|-------------|--------------------------------|
| 構成市町村（6市1町） | 甲府市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、中央市、昭和町 |
| 所管保健福祉事務所 | 中北保健福祉事務所 |

① 現状、課題等

- 施設入所支援
障害特性による行動を起因とした地域における孤立化や主な介護者の高齢化などにより、福祉施設への入所希望が依然としてあります。また、入所者の重度化・高齢化が進んでいます。
- 共同生活援助
サービス提供事業所は少しずつ増えているものの、利用ニーズに対して不足している状況です。ニーズの高い、夜間のサポート体制がある事業所はまだ限られています。
- 就労移行支援
特別支援学校から直接就職する生徒数の増加に伴う新規利用者の減少などにより、定員削減や事業廃止をする事業所が増えつつあります。
- 就労定着支援
就職した企業への定着のために必要な支援ですが、主に就労移行支援と連動した事業のため、事業所や利用者は少ない状況です。
- 障害児支援
放課後等デイサービス事業所や児童発達支援事業所が増加し、医療的ケア児への対応や専門的な療育を行う事業所も増えてきましたが、まだ十分な量ではありません。
- 計画相談支援
障害福祉サービスを利用する人が増加している一方で、相談支援専門員の確保が進んでおらず、新規の計画相談に対して、速やかに対応できない状況があります。

② 取組の方向

- 在宅での生活を継続するため、障害福祉サービスの基盤整備を促進します。
- 共同生活援助事業所の確保を図るとともに、共生型サービスの動向を踏まえながら、居宅介護などの在宅サービスの充実を図ります。
- 地域生活支援拠点等の機能強化により、地域での支援力向上を図ります。
- 施設入所者や精神病床における長期入院患者の地域生活への移行を促進するため、地域相談支援や、精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの活用を図ります。
- 就労移行・就労定着支援を利用するメリットの周知と、就労継続支援事業からの就労についても促進します。
- 児童発達支援センター設置及び保育所等訪問支援体制の構築を促進するとともに、主に重症心身障害児を支援する事業所などの整備を促進します。
- 医療的ケア児支援のための、保健、医療、福祉等の関係機関が連携する協議の場を活用し、支援体制の強化を図ります。
- 相談支援体制の充実のため、相談支援専門員の確保を図ります。

中北圏域の指定障害福祉サービス及び指定通所支援の見込量（平均月間量）

| 区分 | 種類 | 単位 | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 |
|-------------|------------|-------|--------|--------|--------|--------|
| 訪問系サービス | 居宅介護 | 時間 | 13,546 | 12,837 | 13,504 | 14,209 |
| | | 人 | 818 | 781 | 819 | 859 |
| | 重度訪問介護 | 時間 | 21,136 | 20,791 | 21,510 | 22,371 |
| | | 人 | 60 | 52 | 54 | 56 |
| | 同行援護 | 時間 | 1,088 | 931 | 958 | 986 |
| | | 人 | 88 | 78 | 81 | 86 |
| | 行動援護 | 時間 | 1,397 | 1,212 | 1,224 | 1,264 |
| | | 人 | 58 | 55 | 57 | 59 |
| | 重度障害者等包括支援 | 時間 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | 人 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 日中活動系サービス | 生活介護 | 人日分 | 23,043 | 23,105 | 23,429 | 23,708 |
| | | 人 | 1,168 | 1,161 | 1,174 | 1,189 |
| | 自立支援（機能訓練） | 人日分 | 202 | 258 | 267 | 297 |
| | | 人 | 21 | 26 | 28 | 32 |
| | 自立訓練（生活訓練） | 人日分 | 1,496 | 1,778 | 1,948 | 2,120 |
| | | 人 | 86 | 107 | 118 | 128 |
| | 就労移行支援 | 人日分 | 2,091 | 1,514 | 1,692 | 1,878 |
| | | 人 | 116 | 87 | 98 | 109 |
| | 就労継続支援（A型） | 人日分 | 5,052 | 6,023 | 6,582 | 7,125 |
| | | 人 | 264 | 318 | 348 | 378 |
| | 就労継続支援（B型） | 人日分 | 21,764 | 22,235 | 22,811 | 23,403 |
| | | 人 | 1,266 | 1,321 | 1,355 | 1,391 |
| | 就労定着支援 | 人 | 30 | 33 | 48 | 68 |
| | 療養介護 | 人 | 69 | 66 | 67 | 70 |
| 短期入所（福祉型） | 人日分 | 1,920 | 2,052 | 2,106 | 2,164 | |
| | 人 | 255 | 283 | 291 | 300 | |
| 短期入所（医療型） | 人日分 | 205 | 268 | 266 | 266 | |
| | 人 | 35 | 40 | 40 | 40 | |
| 居住系サービス | 自立生活援助 | 人 | 31 | 45 | 54 | 63 |
| | 共同生活援助 | 人 | 395 | 373 | 389 | 405 |
| | 施設入所支援 | 人 | 543 | 535 | 530 | 526 |
| 相談支援サービス | 計画相談支援 | 人 | 805 | 1,098 | 1,200 | 1,306 |
| | 地域移行支援 | 人 | 15 | 17 | 18 | 20 |
| | 地域定着支援 | 人 | 29 | 35 | 36 | 40 |
| 障害児支援サービス | 児童発達支援 | 人日分 | 3,153 | 4,749 | 5,227 | 5,773 |
| | | 人 | 258 | 367 | 403 | 445 |
| | 医療型児童発達支援 | 人日分 | 96 | 120 | 145 | 148 |
| | | 人 | 10 | 9 | 11 | 11 |
| | 放課後等デイサービス | 人日分 | 8,368 | 10,941 | 11,942 | 12,988 |
| | | 人 | 690 | 849 | 920 | 993 |
| | 保育所等訪問支援 | 人日分 | 107 | 193 | 232 | 279 |
| | | 人 | 81 | 169 | 201 | 240 |
| 居宅訪問型児童発達支援 | 人日分 | 50 | 30 | 32 | 42 | |
| | 人 | 5 | 3 | 4 | 5 | |
| 障害児相談支援 | 人 | 318 | 405 | 467 | 543 | |

時間＝月間のサービス提供時間

人日分＝月間の利用人数×一人一月あたりの平均利用日数で算出されるサービス量

(4) 峡東圏域

| | |
|-----------|-------------|
| 構成市町村（3市） | 山梨市、笛吹市、甲州市 |
| 所管保健福祉事務所 | 峡東保健福祉事務所 |

① 現状、課題等

- 施設入所支援
障害のある人の重度化・高齢化や家庭の事情などから、福祉施設への入所希望が依然としてあります。
- 共同生活援助
既存のグループホームは定員に対しほぼ満員の状況となっており、新たな施設の整備などが必要ですが、施設が消防法などの基準を満たせず、また周辺住民の理解も必要なため、整備が進んでいません。
入所者の重度化・高齢化に伴い夜間支援型・日中活動支援型のニーズも増えてきています。
- 行動援護・自立訓練・就労移行支援
事業所が少なく、ニーズに対し不足している状況であり、新たな整備が必要です。
- 相談支援・障害児相談支援
基幹相談支援センターを中心に相談支援体制の整備が図られつつありますが、計画相談支援のニーズは増え続けており、相談支援専門員の負担が増していることから、更なる相談支援専門員の確保が必要です。
- 障害児支援
放課後等デイサービスに対する需要は多く、定員に対しほぼ満員の状況となっていることから、児童発達支援事業所の整備が必要です。
また、医療的ケア児への対応や専門的な療育を行う事業所も出始めていますが、重症心身障害児に対応した事業所はニーズに対し不足しています。

② 取組の方向

- 地域生活支援拠点等については3市を中心に機能強化を図ります。人材育成については圏域単位で実施し、事業所間の連携強化を図ります。
- 施設入所者や精神病床における長期入院患者の地域生活への移行を促進するため、地域相談支援や、精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの活用を図ります。
- 共同生活援助や行動援護を行う事業所の確保を図るとともに、共生型サービスの動向を踏まえながら、短期入所などのサービスの充実を図ります。
- 相談支援体制の充実のため、相談支援専門員の確保を図ります。
- 児童発達支援センター設置及び保育所等訪問支援体制の構築を促進するとともに、主に重症心身障害児を支援する事業所などの整備を促進します。
- 医療的ケア児支援のための、保健、医療、福祉等の関係機関が連携する協議の場を活用し、支援体制の強化を図ります。

峡東圏域の指定障害福祉サービス及び指定通所支援の見込量（平均月間量）

| 区分 | 種類 | 単位 | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 |
|-------------|------------|-----|-------|-------|-------|-------|
| 訪問系サービス | 居宅介護 | 時間 | 3,315 | 2,937 | 3,050 | 3,179 |
| | | 人 | 161 | 151 | 156 | 161 |
| | 重度訪問介護 | 時間 | 2,327 | 2,589 | 2,892 | 3,024 |
| | | 人 | 23 | 27 | 29 | 30 |
| | 同行援護 | 時間 | 299 | 273 | 307 | 310 |
| | | 人 | 16 | 16 | 16 | 16 |
| | 行動援護 | 時間 | 1,159 | 1,094 | 1,117 | 1,141 |
| | | 人 | 51 | 47 | 49 | 50 |
| | 重度障害者等包括支援 | 時間 | 0 | 4 | 9 | 9 |
| | | 人 | 0 | 1 | 2 | 2 |
| 日中活動系サービス | 生活介護 | 人日分 | 6,302 | 6,431 | 6,566 | 6,713 |
| | | 人 | 318 | 321 | 328 | 336 |
| | 自立支援（機能訓練） | 人日分 | 31 | 31 | 34 | 34 |
| | | 人 | 2 | 3 | 4 | 4 |
| | 自立訓練（生活訓練） | 人日分 | 134 | 246 | 280 | 299 |
| | | 人 | 7 | 12 | 14 | 15 |
| | 就労移行支援 | 人日分 | 567 | 370 | 420 | 446 |
| | | 人 | 34 | 23 | 26 | 28 |
| | 就労継続支援（A型） | 人日分 | 1,110 | 1,334 | 1,414 | 1,470 |
| | | 人 | 63 | 70 | 74 | 77 |
| | 就労継続支援（B型） | 人日分 | 3,836 | 4,226 | 4,402 | 4,595 |
| | | 人 | 234 | 254 | 263 | 273 |
| | 就労定着支援 | 人 | 12 | 12 | 14 | 15 |
| | 療養介護 | 人 | 16 | 16 | 16 | 16 |
| 短期入所（福祉型） | 人日分 | 616 | 615 | 666 | 701 | |
| | 人 | 85 | 90 | 99 | 114 | |
| 短期入所（医療型） | 人日分 | 46 | 46 | 56 | 61 | |
| | 人 | 7 | 8 | 9 | 10 | |
| 居住系サービス | 自立生活援助 | 人 | 16 | 14 | 14 | 15 |
| | 共同生活援助 | 人 | 116 | 128 | 143 | 155 |
| | 施設入所支援 | 人 | 150 | 154 | 151 | 151 |
| 相談支援サービス | 計画相談支援 | 人 | 123 | 150 | 160 | 169 |
| | 地域移行支援 | 人 | 4 | 7 | 9 | 7 |
| | 地域定着支援 | 人 | 10 | 10 | 10 | 11 |
| 障害児支援サービス | 児童発達支援 | 人日分 | 813 | 816 | 855 | 860 |
| | | 人 | 66 | 66 | 68 | 71 |
| | 医療型児童発達支援 | 人日分 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | 人 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 放課後等デイサービス | 人日分 | 2,878 | 3,325 | 3,690 | 4,142 |
| | | 人 | 241 | 266 | 277 | 291 |
| | 保育所等訪問支援 | 人日分 | 15 | 15 | 16 | 18 |
| | | 人 | 15 | 15 | 16 | 18 |
| 居宅訪問型児童発達支援 | 人日分 | 5 | 0 | 0 | 1 | |
| | 人 | 5 | 0 | 0 | 1 | |
| 障害児相談支援 | 人 | 60 | 85 | 104 | 123 | |

時間＝月間のサービス提供時間

人日分＝月間の利用人数×一人一月あたりの平均利用日数で算出されるサービス量

(5) 峡南圏域

| | |
|-----------|------------------------|
| 構成市町村（5町） | 市川三郷町、早川町、身延町、南部町、富士川町 |
| 所管保健福祉事務所 | 峡南保健福祉事務所 |

① 現状、課題等

- 施設入所支援
障害のある人の重度化・高齢化や家族の高齢化に伴う家庭の事情などから、福祉施設への入所希望が依然としてあります。
- 共同生活援助
新たな整備が求められますが、人材不足のほか、施設が消防法などの基準を満たせず、周辺住民の理解も必要なため、整備が容易に進んでいません。
- 同行援護・行動援護
圏域内に事業所が少なく、圏域外の事業所を利用しなければなりません。
- 就労移行支援・就労定着支援
事業所の閉鎖に伴い圏域外の事業所を利用しなければなりません。
- 短期入所
施設整備にかかる費用の負担感などから事業所の整備が進まず、圏域外の事業所を利用しており、特に、医療的ケア児の圏域内での利用は難しい状況です。
- 障害児支援
放課後等デイサービス事業所は少なく、圏域外の事業所を利用する人が多い状況です。

② 取組の方向

- 施設入所者や精神病床における長期入院患者の地域生活への移行を促進するため、地域相談支援や、精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの活用を図ります。
- 共同生活援助、短期入所等のサービスを拡充するため、圏域内の事業所などに働きかけます。
- 児童発達支援センター設置及び保育所等訪問支援体制の構築を促進するとともに、主に重症心身障害児を支援する事業所などの整備を促進します。
- 医療的ケア児支援のための、保健、医療、福祉等の関係機関が連携する協議の場を活用し、支援体制の強化を図ります。

峽南圏域の指定障害福祉サービス及び指定通所支援の見込量（平均月間量）

| 区分 | 種類 | 単位 | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 |
|-------------|------------|-----|-------|-------|-------|-------|
| 訪問系サービス | 居宅介護 | 時間 | 1,193 | 1,233 | 1,275 | 1,320 |
| | | 人 | 105 | 109 | 114 | 118 |
| | 重度訪問介護 | 時間 | 357 | 357 | 357 | 357 |
| | | 人 | 5 | 5 | 5 | 5 |
| | 同行援護 | 時間 | 18 | 18 | 19 | 19 |
| | | 人 | 5 | 5 | 6 | 6 |
| | 行動援護 | 時間 | 19 | 19 | 26 | 26 |
| | | 人 | 3 | 3 | 4 | 4 |
| | 重度障害者等包括支援 | 時間 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | 人 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 日中活動系サービス | 生活介護 | 人日分 | 4,077 | 4,242 | 4,420 | 4,611 |
| | | 人 | 208 | 219 | 230 | 242 |
| | 自立支援（機能訓練） | 人日分 | 30 | 30 | 30 | 30 |
| | | 人 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| | 自立訓練（生活訓練） | 人日分 | 144 | 144 | 164 | 164 |
| | | 人 | 8 | 8 | 9 | 9 |
| | 就労移行支援 | 人日分 | 125 | 145 | 154 | 154 |
| | | 人 | 8 | 9 | 10 | 10 |
| | 就労継続支援（A型） | 人日分 | 483 | 523 | 608 | 648 |
| | | 人 | 24 | 26 | 30 | 32 |
| | 就労継続支援（B型） | 人日分 | 3,881 | 4,076 | 4,281 | 4,497 |
| | | 人 | 227 | 238 | 248 | 260 |
| | 就労定着支援 | 人 | 1 | 3 | 5 | 6 |
| | 療養介護 | 人 | 8 | 8 | 8 | 8 |
| 短期入所（福祉型） | 人日分 | 180 | 188 | 197 | 207 | |
| | 人 | 24 | 25 | 27 | 28 | |
| 短期入所（医療型） | 人日分 | 21 | 21 | 22 | 22 | |
| | 人 | 5 | 5 | 6 | 6 | |
| 居住系サービス | 自立生活援助 | 人 | 0 | 1 | 1 | 2 |
| | 共同生活援助 | 人 | 71 | 76 | 81 | 91 |
| | 施設入所支援 | 人 | 131 | 131 | 130 | 126 |
| 相談支援サービス | 計画相談支援 | 人 | 101 | 108 | 114 | 121 |
| | 地域移行支援 | 人 | 1 | 2 | 2 | 2 |
| | 地域定着支援 | 人 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| 障害児支援サービス | 児童発達支援 | 人日分 | 128 | 128 | 126 | 126 |
| | | 人 | 14 | 14 | 15 | 15 |
| | 医療型児童発達支援 | 人日分 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | 人 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 放課後等デイサービス | 人日分 | 647 | 714 | 785 | 854 |
| | | 人 | 57 | 62 | 66 | 70 |
| | 保育所等訪問支援 | 人日分 | 17 | 17 | 19 | 19 |
| | | 人 | 13 | 13 | 14 | 14 |
| 居宅訪問型児童発達支援 | 人日分 | 0 | 12 | 12 | 12 | |
| | 人 | 0 | 1 | 1 | 1 | |
| 障害児相談支援 | 人 | 16 | 16 | 18 | 18 | |

時間＝月間のサービス提供時間

人日分＝月間の利用人数×一人一月あたりの平均利用日数で算出されるサービス量

(6) 富士・東部圏域

| | |
|-------------------|---|
| 構成市町村 (4市2町6村) | 富士吉田市、都留市、大月市、上野原市、道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町、小菅村、丹波山村 |
| 所管保健福祉事務所 | 富士・東部保健福祉事務所 |

① 現状、課題等

- 施設入所支援
障害のある人の重度化・高齢化や強度行動障害などから、福祉施設への入所希望が依然としてあります。
- 共同生活援助
更なる整備が求められますが、人材不足のほか、施設が消防法などの基準を満たせず、周辺住民の理解も必要なため、整備が容易に進んでいません。
- 同行援護・行動援護
人手不足などにより、休廃止する事業所が出て来ており、圏域内で十分に対応できていない状況です。
- 計画相談支援
報酬単価の低さや人員不足などにより、休廃止する事業所が出てきており、新規の計画相談に十分対応できていない状況です。
- 短期入所
人手不足や施設整備にかかる費用の負担感などから整備が進まず、圏域外の事業所を利用しており、特に、医療的ケア児の圏域内での利用は難しい状況です。
- 障害児支援
放課後等デイサービス事業所は増えてきていますが、児童発達支援事業所は少なく、圏域外の事業所を利用しなければなりません。
- 連携体制
地理的な条件や地域的な人の繋がり、医療機関等の配置状況から、圏域内の市町村が富士北麓地域と東部地域とに分かれて連携しています。

② 取組の方向

- 施設入所者や精神病床における長期入院患者の地域生活への移行を促進するため、地域相談支援や、精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの活用を図ります。
- 共同生活援助や行動援護を行う事業所の確保を図るとともに、共生型サービスの動向を踏まえながら、短期入所などのサービスの充実を図ります。
- 相談支援体制の充実のため、相談支援専門員の確保を図ります。
- 児童発達支援センター設置及び保育所等訪問支援体制の構築を促進するとともに、主に重症心身障害児を支援する事業所などの整備を促進します。
- 医療的ケア児支援のための、保健、医療、福祉等の関係機関が連携する協議の場を活用し、支援体制の強化を図ります。
- 障害のある人・子どもの地域生活の充実や、障害に対する理解促進、普及啓発等のため、基幹相談支援センター、市町村、社会福祉協議会、事業所、特別支援学校等の関係機関と連携していきます。

富士・東部圏域の指定障害福祉サービス等の見込量（平均月間量）

| 区分 | 種類 | 単位 | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 |
|-------------|------------|-----|-------|-------|-------|-------|
| 訪問系サービス | 居宅介護 | 時間 | 1,369 | 1,423 | 1,479 | 1,544 |
| | | 人 | 112 | 118 | 122 | 126 |
| | 重度訪問介護 | 時間 | 208 | 465 | 475 | 570 |
| | | 人 | 5 | 7 | 7 | 8 |
| | 同行援護 | 時間 | 78 | 69 | 77 | 82 |
| | | 人 | 12 | 12 | 14 | 15 |
| | 行動援護 | 時間 | 53 | 53 | 66 | 68 |
| | | 人 | 5 | 6 | 9 | 9 |
| | 重度障害者等包括支援 | 時間 | 0 | 0 | 0 | 490 |
| | | 人 | 0 | 0 | 0 | 4 |
| 日中活動系サービス | 生活介護 | 人日分 | 9,673 | 9,611 | 9,721 | 9,798 |
| | | 人 | 483 | 501 | 506 | 510 |
| | 自立支援（機能訓練） | 人日分 | 57 | 57 | 77 | 87 |
| | | 人 | 4 | 4 | 5 | 6 |
| | 自立訓練（生活訓練） | 人日分 | 377 | 456 | 476 | 476 |
| | | 人 | 24 | 24 | 25 | 25 |
| | 就労移行支援 | 人日分 | 652 | 754 | 909 | 989 |
| | | 人 | 37 | 43 | 51 | 57 |
| | 就労継続支援（A型） | 人日分 | 545 | 560 | 599 | 645 |
| | | 人 | 31 | 29 | 31 | 34 |
| | 就労継続支援（B型） | 人日分 | 6,887 | 7,475 | 7,679 | 7,882 |
| | | 人 | 390 | 421 | 432 | 444 |
| | 就労定着支援 | 人 | 9 | 10 | 13 | 17 |
| | 療養介護 | 人 | 38 | 39 | 39 | 40 |
| 短期入所（福祉型） | 人日分 | 734 | 691 | 726 | 750 | |
| | 人 | 110 | 102 | 105 | 108 | |
| 短期入所（医療型） | 人日分 | 75 | 94 | 115 | 133 | |
| | 人 | 8 | 11 | 13 | 20 | |
| 居住系サービス | 自立生活援助 | 人 | 3 | 2 | 3 | 7 |
| | 共同生活援助 | 人 | 156 | 150 | 157 | 159 |
| | 施設入所支援 | 人 | 269 | 273 | 270 | 266 |
| 相談支援サービス | 計画相談支援 | 人 | 187 | 203 | 213 | 220 |
| | 地域移行支援 | 人 | 6 | 7 | 9 | 11 |
| | 地域定着支援 | 人 | 5 | 4 | 6 | 9 |
| 障害児支援サービス | 児童発達支援 | 人日分 | 314 | 364 | 407 | 447 |
| | | 人 | 45 | 43 | 47 | 52 |
| | 医療型児童発達支援 | 人日分 | 11 | 11 | 21 | 50 |
| | | 人 | 1 | 1 | 2 | 5 |
| | 放課後等デイサービス | 人日分 | 2,316 | 2,525 | 2,627 | 2,696 |
| | | 人 | 205 | 218 | 227 | 233 |
| | 保育所等訪問支援 | 人日分 | 4 | 3 | 3 | 15 |
| | | 人 | 2 | 2 | 2 | 7 |
| 居宅訪問型児童発達支援 | 人日分 | 1 | 1 | 1 | 15 | |
| | 人 | 1 | 1 | 1 | 4 | |
| 障害児相談支援 | 人 | 43 | 45 | 49 | 50 | |

時間＝月間のサービス提供時間

人日分＝月間の利用人数×一人一月あたりの平均利用日数で算出されるサービス量

5 各年度の指定障害者支援施設及び指定障害児入所施設の必要入所定員総数

令和5年度までの各年度における指定障害者支援施設及び指定障害児入所施設などの必要入所定員総数を次のとおりとします。

| 種類 | 単位 | R1年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 |
|--------------------|----|-------|-------|-------|-------|
| 指定障害者支援施設必要入所定員総数※ | 人分 | 1,311 | 1,306 | 1,236 | 1,236 |
| 指定障害児入所施設必要入所定員総数 | 人分 | 282 | 282 | 282 | 282 |

※東京都の5施設287人分を除き、育精福祉センターのみなし指定70人はR4年度以降除く。

6 山梨県地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

障害のある人が、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、最も身近な行政機関である市町村において、地域の実情に応じ、効率的・効果的な支援を実施する必要があります。このため、県は、市町村が地域生活支援事業を実施する上で必要な助言などを行い、市町村の取組を支援します。

県は、発達障害者支援センター運営事業等の専門性が高い相談支援事業や、相談支援体制整備事業などの複数市町村が関係する広域的な支援事業などを行います。

(1) 専門性の高い相談支援事業

① 発達障害者支援センター運営事業

発達障害のある子ども、発達障害のある人及びその家族等からの相談に応じ、専門的な指導及び助言を行うとともに、保健、医療、福祉、労働、教育等の従事者に対し、発達障害者についての情報提供及び研修を行い、医療機関と連携することにより、ライフステージに応じた途切れのない支援が受けられるよう取り組みます。

| 事業名 | | R1年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 |
|-----------------|-------|--------|--------|--------|--------|
| 発達障害者支援センター運営事業 | 実施箇所 | 1カ所 | 1カ所 | 1カ所 | 1カ所 |
| | 実利用者数 | 1,245人 | 1,300人 | 1,300人 | 1,300人 |

② 高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業

高次脳機能障害者支援センターを中心に高次脳機能障害のある人及びその家族や支援者に対し、相談支援を行うとともに、県民などを対象とした講習会や、医療関係者や行政職員などを対象とした研修会を行います。

| 事業名 | | R1年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 |
|---------------------------|-------|------|------|------|------|
| 高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業 | 実施箇所 | 1カ所 | 1カ所 | 1カ所 | 1カ所 |
| | 実利用者数 | 135人 | 150人 | 150人 | 150人 |

③ 障害者就業・生活支援センター事業

障害者就業・生活支援センターは、地域の障害者の職業生活における自立を図るため、身近な地域において雇用、保健、福祉、教育等の関係機関のネットワークを形成し、障害者の就業面及び生活面で一体的な支援を行います。

| 事業名 | | R1年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 |
|------------------|-------|--------|--------|--------|--------|
| 障害者就業・生活支援センター事業 | 実施箇所 | 4カ所 | 4カ所 | 4カ所 | 4カ所 |
| | 実利用者数 | 1,101人 | 1,200人 | 1,200人 | 1,200人 |

(2) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業

① 手話通訳者・要約筆記者養成研修事業

聴覚障害者のコミュニケーション支援のため、身体障害者福祉の概要、手話通訳者又は要約筆記者の役割、責務等について理解し、必要な技術を習得した手話通訳者及び要約筆記者を養成します。

| 事業名 | | R1年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 |
|-------------------|------|--------|--------|--------|--------|
| 手話通訳者・要約筆記者養成研修事業 | 委嘱者数 | 手話 51人 | 手話 57人 | 手話 61人 | 手話 65人 |
| | | 要約 21人 | 要約 25人 | 要約 27人 | 要約 29人 |

② 失語症者向け意思疎通支援者養成研修事業

言語機能等の障害のため意思疎通に支障がある失語症者の、日常生活又は社会生活の自立を図るため、外出場面等においてコミュニケーション支援を行う、失語症者向け意思疎通支援者を養成します。

| 事業名 | | R1年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 |
|---------------------|------|------|------|------|------|
| 失語症者向け意思疎通支援者養成研修事業 | 登録者数 | 未実施 | 20人 | 30人 | 30人 |

(3) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業

① 手話通訳者・要約筆記者派遣事業

聴覚障害者の自立と社会参加を図るため、複数市町村の住民が参加する会議、研修などの市町村域を越える広域的な派遣や、市町村での対応が困難な派遣などに対して、手話通訳者又は要約筆記者を派遣します。

| 事業名 | | R1年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 |
|-----------------|------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|
| 手話通訳者・要約筆記者派遣事業 | 利用件数 | 手話 118 件 要約 53 件 | 手話 120 件 要約 55 件 | 手話 120 件 要約 55 件 | 手話 120 件 要約 55 件 |

② 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業

盲ろう者の自立と社会参加を図るため、コミュニケーション及び移動等の支援を行う盲ろう者向け通訳・介助員を派遣します。

| 事業名 | | R1年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 |
|------------------|------|------|------|------|------|
| 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業 | 利用件数 | 60 件 | 60 件 | 60 件 | 60 件 |

(4) 広域的な支援事業

① 相談支援体制整備事業

圏域ごとに、地域のネットワーク構築に向けた助言、調整を行う圏域マネージャーを配置し、地域における相談支援体制などの整備、充実強化のための広域的な支援を行います。

| 事業名 | | R1年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 |
|------------|------|------|------|------|------|
| 相談支援体制整備事業 | 配置人数 | 4 人 | 4 人 | 4 人 | 4 人 |

② 発達障害者サポートネットワーク推進協議会（発達障害者支援地域協議会）による体制整備事業

自閉症、アスペルガー症候群などの広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害などの発達障害を有する障害児者への支援体制を整備するため、医療、保健、福祉、教育、労働等の関係者で構成する「発達障害者サポートネットワーク推進協議会」を設置し、発達障害児者への支援体制の充実を図ります。

| 事業名 | | R1年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 |
|-------------------------------|------|------|------|------|------|
| 発達障害者サポートネットワーク推進協議会による体制整備事業 | 実施箇所 | 1 カ所 | 1 カ所 | 1 カ所 | 1 カ所 |
| | 実施回数 | 2 回 | 3 回 | 3 回 | 3 回 |

(5) その他事業

① パソコンボランティア養成・派遣事業

障害者の情報バリアフリー化の推進のため、外出が困難な在宅の障害者に対し、自宅などの身近な場所に出向いてパソコンの操作指導などを行うボランティアを養成、派遣します

| 事業名 | | R1年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 |
|-----------------------|------|------|------|------|------|
| パソコンボランティア 養成・派遣事業 | 登録者数 | 106人 | 112人 | 116人 | 120人 |
| | 派遣人数 | 623人 | 650人 | 650人 | 650人 |

② 障害者スポーツ指導員等派遣事業

障害のある人がスポーツ指導を受けようとする場合に指導員を派遣します。

| 事業名 | R1年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 |
|-----------------|------|------|------|------|
| 障害者スポーツ指導員等派遣事業 | 55人 | 55人 | 55人 | 55人 |

③ 身体障害者補助犬育成貸与事業

重度の視覚、聴覚、肢体に障害のある人の社会活動への参加を促進し、その福祉の増進を図るために身体障害者補助犬（盲導犬、聴導犬、介助犬）を育成し、貸与します。

| 事業名 | R1年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 |
|----------------|------|------|------|------|
| 身体障害者補助犬育成貸与事業 | 2頭 | 2頭 | 2頭 | 2頭 |

④ 障害者文化芸術フェスティバル開催事業

障害者の鑑賞、創造、発表の機会を確保し、文化芸術活動を推進するため、展示や舞台発表を行うイベントを実施します。

| 事業名 | | R1年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 |
|-------------------|------|--------|--------|--------|--------|
| 障害者文化芸術作品展の 開催 | 作品数 | 1,078点 | 1,140点 | 1,170点 | 1,200点 |
| 舞台発表イベントの開催 | 参加団体 | 20団体 | 22団体 | 23団体 | 24団体 |

⑤ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業

精神障害者が住み慣れた地域を拠点とし、安心・充実した生活を送ることができるよう、支援が必要である者に対し、ピアサポーターの協力を得て、退院意欲の向上や退院後の地域生活の支援を行います。

| 事業名 | | R1年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 |
|---------------|------|------|------|------|------|
| 精神障害者ピアサポート事業 | 実施箇所 | 5カ所 | 5カ所 | 5カ所 | 5カ所 |
| | 実施回数 | 192回 | 130回 | 130回 | 130回 |

7 指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等に従事する者の確保と資質の向上並びにサービスの質の向上のために講ずる措置

指定障害福祉サービス及び指定通所支援など並びに指定障害者支援施設及び指定障害児入所施設などの施設障害福祉サービス（以下「指定障害福祉サービス等支援」という。）の基本は人材であることから、指定障害福祉サービス等支援に係る人材の養成、提供されるサービスに対する第三者による評価などを総合的に推進します。

(1) サービスの提供に係る人材の研修

サービス提供に係る専門職員として、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者及び相談支援専門員を配置するとともに、これらの者に対して、必要な研修を計画的に実施します。

併せて、サービスの直接の担い手である居宅介護従事者の養成などについても、障害のある人の特性に応じた支援を提供可能な人材を確保できるよう、居宅介護職員初任者研修や重度訪問介護従事者研修、同行援護従事者養成研修や強度行動障害支援者養成研修を計画的に実施します。

また、施設従事者などに対し、精神障害のある人の特性に応じた適切な支援が実施できるよう、精神保健福祉センターによる専門的な研修を実施します。

更に、喀痰（かくたん）吸引に関する研修など、医療的ケア児を支援するために必要な研修を実施します。

(2) 指定障害福祉サービス等支援の事業者に対する第三者の評価

指定障害福祉サービス等支援の事業者には、自らその提供するサービスの質の評価を行うことなどにより、良質かつ適切なサービスを提供するよう努めることとされていることから、第三者評価の活用を促進します。

障害者総合支援法の改正等により、障害福祉サービス等情報公表制度が創設されたことを踏まえ、制度の周知を図るとともに、制度の活用に向けた普及啓発に取り組みます。

8 関係機関との連携に関する事項

指定障害福祉サービス又は指定地域相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に向けて、医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他関係機関との連携に取り組めます。

また、指定通所支援の提供体制の確保のため、医療機関、保育、教育機関その他の関係機関との連携に取り組めます。

9 計画の達成状況の点検及び評価に関する事項

成果目標及び活動指標については、少なくとも年1回は実績を把握し、障害者施策及び障害児施策並びに関連施策の動向を踏まえながら、分析及び評価を行い、施策推進協議会などの意見を聴き、必要があると認めるときは、計画の変更や事業の見直し等の措置を講じ、その結果を公表します。

10 その他自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援等の円滑な実施を確保するために必要な事項

(1) 障害のある人に対する虐待の防止

山梨県障害者権利擁護センターを中心として、県の保健福祉事務所、児童相談所、精神保健福祉センター、障害者団体、学校、警察、人権養護委員などのネットワークを活用し、障害のある人に対する虐待を未然に防止します。万一、虐待が発生した場合には、迅速かつ適切な対応と再発の防止などに取り組み、そのような事案に係る情報の共有と定期的な検証を行います。

特に、虐待を未然に防止する観点から、相談支援専門員、サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者などに対し、虐待防止に関する高い意識を持って支援に当たることと、虐待の早期発見と速やかな通報を求めています。

また、指定障害福祉サービス事業所及び指定通所支援事業所などの設置者・管理者に対し、障害者虐待防止研修受講の徹底と虐待防止のための委員会の設置の促進などについて、各種研修などのあらゆる機会を通じ、指導助言を行います。

更に、障害のある人の権利擁護の取組として、障害福祉サービスの観点から成年後見制度の活用が有用と考えられる利用者が、これを利用できるよう、制度の利用促進を図ります。

(2) 意思決定支援の促進

意思決定支援の質の向上を図るため、相談支援専門員やサービス管理責任者の研修などの機会を通じて、意思決定支援ガイドラインなどを活用した研修を実施し、事業者などに対して普及を図ります。

(3) 障害のある人の芸術文化活動支援による社会参加などの促進

障害のある人の文化芸術活動を支援するセンターを通じ、次のような支援を行います。

- ① 障害福祉サービス事業所等に対する相談支援
- ② 文化芸術活動を支援する人材の育成
- ③ 関係者のネットワークづくり
- ④ 発表等の機会の創出
- ⑤ 障害者の文化芸術活動の情報収集及び発信
- ⑥ その他地域の実情等を踏まえ実施すべき障害者の文化芸術活動に関する支援等

(4) 障害を理由とする差別の解消の促進

共生社会を実現するためには、日常生活の中で障害のある人の活動を制限し、社会参加を制約している社会的障壁（バリア）を取り除くことが重要であり、障害を理由とする差別の解消に向け、普及啓発を行います。

(5) 障害福祉サービス及び障害児通所支援などを提供する事業所における利用者の安全確保に向けた取組や事業所における研修などの充実

障害福祉サービス事業所及び障害児通所支援などの事業所が、地域共生社会の考え方にに基づき、地域に開かれた施設なり、地域住民や関係機関との緊密な関係性を構築し、利用者の安全確保に向けた取組を進めるよう支援します。

更に、障害福祉サービス及び障害児通所支援などの利用者が安心して生活できるよう、権利擁護の視点を含めた事業所職員向け研修の充実や、職員の処遇改善など職場環境の向上を図ります。